

鹿児島県離島振興計画

(令和5～令和14年度)

令和5年6月

鹿児島県

はじめに

1 計画の根拠

この計画は、改正離島振興法（令和5年4月1日施行）第4条の規定により、離島振興基本方針（令和5年3月31日総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）に基づき、県内の離島振興対象実施地域の振興計画として、市町村計画案の提出を受けて、県が定めたものです。

2 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化等を勘案しつつ、5年を経過した後等、必要に応じて見直し等を行います。

3 計画の対象地域

この計画の対象地域は、同法第2条第1項で指定されている離島振興対策実施地域とします。

地域名	島名
長島	獅子島
桂島	桂島
甑島	上甑島、中甑島、下甑島
新島	新島
種子島	種子島、馬毛島
屋久島	屋久島、口永良部島
南西諸島	竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、 悪石島、小宝島、宝島

4 計画の構成

- この計画は、「離島振興の基本的方針」と7つの「地域別離島振興計画」により構成します。
- 地域別計画は、「長島地域離島振興計画」、「桂島地域離島振興計画」、「甑島地域離島振興計画」、「新島地域離島振興計画」、「種子島地域離島振興計画」、「屋久島地域離島振興計画」、「南西諸島地域離島振興計画」の7つの地域別計画で構成され、それぞれの地域別の現況・課題、基本的な振興方針やその実現に向けた方策等を明らかにするものです。

5 計画の目標

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等とあわせて、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っています。

昭和28年の離島振興法の制定以降、これまで離島振興計画に基づく施策が実施され、本県の離島地域においても、社会基盤や生活基盤の整備、産業振興に多くの成果が見られます。

しかしながら、離島地域の人口減少や高齢化は本土と比べて急速に進展するなど、離島の自然的・社会的条件は厳しく、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であるなど、生活環境等に関する地域格差も課題となっています。

離島が国家的国民的役割を継続的に担い続けるためにも、産業基盤や生活環境等に関する地域格差の是正と離島地域での定住の促進等を図ることが必要であり、引き続き離島振興法に基づく施策の実施が求められます。

こうしたことから、多くの離島を有する本県においても、温暖な気候や広大な海域などの特性を生かした農林水産業や地場産業の振興、優れた自然や多彩な歴史・文化等を生かした滞在

交流型観光の促進、関係人口のような、離島地域に継続的に関係を有する島外人材の創出・拡大、社会的サービスの維持や生活環境等に関する地域格差是正、医療・介護・福祉・教育の充実など各般の施策を積極的に進め、離島地域の自立的発展の促進、地域住民の生活の安定、福祉の向上及び地域間の交流を促進することで、本県離島における定住促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に資することを、この計画の目標とします。

目 次

離島振興の基本的方針

1 本県離島地域の概況	1
2 離島地域の現状と課題	2
3 離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針（国）	4
4 離島地域の振興方針	7
5 計画実現の方策	12
6 重要業績評価指標（ＫＰＩ）及び成果目標とそのフォローアップ	13
7 離島振興対策実施地域位置図	15

長島地域離島振興計画（獅子島）

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況	18
第2節 交通の現況及び課題	19
第3節 情報通信の現況及び課題	20
第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題	20
第5節 産業の現況及び課題	20
第6節 就業の現況及び課題	22
第7節 生活環境の現況及び課題	22
第8節 医療の確保等の現況及び課題	24
第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題	24
第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題	25
第11節 教育及び文化の現況及び課題	26
第12節 観光の開発の現況及び課題	26
第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題	26
第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題	27
第15節 エネルギー対策の現況及び課題	27
第16節 国土保全等の現況及び課題	27
第17節 移住・定住施策の現況及び課題	27

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備	28
1 航路及び港湾の整備	28
2 島内交通網の整備	28
第2節 情報通信体系の整備	28
第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進	28
第4節 産業の振興	29
1 農業	29
2 林業	29

3 水産業	30
4 その他の地域産業	30
第5節 就業の促進	31
第6節 生活環境の整備	31
第7節 医療の確保等	32
第8節 介護サービスの確保等	32
第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進	32
第10節 教育及び文化の振興	33
第11節 観光の開発	34
第12節 国内及び国外の地域との交流の促進	34
第13節 自然環境の保全及び再生	35
第14節 エネルギー対策の推進	35
第15節 國土保全施設等の整備その他の防災対策	35
第16節 移住・定住施策の促進	36
第17節 地域の振興に関するその他の事項	36

桂島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況	38
第2節 交通の現況及び課題	39
第3節 情報通信の現況及び課題	39
第4節 産業の現況及び課題	39
第5節 生活環境の現況及び課題	39
第6節 医療の確保等の現況及び課題	40
第7節 介護サービスの確保等の現況及び課題	40
第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題	40
第9節 教育及び文化の現況及び課題	41
第10節 観光の開発の現況及び課題	41
第11節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題	41
第12節 國土保全等の現況及び課題	41
第13節 移住・定住施策の現況及び課題	42

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備	43
1 航路の整備	43
第2節 情報通信体系の整備	43
第3節 産業の振興	43
1 水産業	43
【産業振興促進事項】	43
第4節 就業の促進	44
第5節 生活環境の整備	44
第6節 医療の確保等	45
第7節 介護サービスの確保等	45
第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進	45
第9節 教育及び文化の振興	46
第10節 観光の開発	46
第11節 国内及び国外の地域との交流の促進	46

第12節 自然環境の保全及び再生	46
第13節 国土保全施設等の整備その他の防災対策	47
第14節 移住・定住施策の促進	47
第15節 地域の振興に関するその他の事項	47

飯島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況	50
第2節 交通の現況及び課題	51
第3節 情報通信の現況及び課題	52
第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題	52
第5節 産業の現況及び課題	53
第6節 就業の現況及び課題	55
第7節 生活環境の現況及び課題	55
第8節 医療の確保等の現況及び課題	57
第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題	57
第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題	58
第11節 教育及び文化の現況及び課題	59
第12節 観光の開発の現況及び課題	59
第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題	60
第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題	60
第15節 エネルギー対策の現況及び課題	60
第16節 国土保全等の現況及び課題	61
第17節 移住・定住施策の現況及び課題	61

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備	62
1 航路及び港湾の整備	62
2 島内交通網の整備	62
第2節 情報通信体系の整備	63
第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進	63
第4節 産業の振興	63
1 農業	63
2 林業	64
3 水産業	64
4 その他の地域産業	65
第5節 就業の促進	66
第6節 生活環境の整備	66
第7節 医療の確保等	67
第8節 介護サービスの確保等	68
第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進	68
第10節 教育及び文化の振興	69
第11節 観光の開発	70
第12節 国内及び国外の地域との交流の促進	70
第13節 自然環境の保全及び再生	71
第14節 エネルギー対策の推進	71
第15節 国土保全施設等の整備その他の防災対策	72

第16節 移住・定住施策の促進	72
第17節 地域の振興に関するその他の事項	72

新島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況	76
第2節 交通の現況及び課題	76
第3節 情報通信の現況及び課題	76
第4節 生活環境の現況及び課題	76
第5節 医療の確保等の現況及び課題	77
第6節 介護サービスの確保等の現況及び課題	77
第7節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題	77
第8節 観光の開発の現況及び課題	77
第9節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題	78
第10節 国土保全等の現況及び課題	78

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備	79
1 航路の整備	79
第2節 情報通信体系の整備	79
第3節 生活環境の整備	79
第4節 医療の確保等	79
第5節 介護サービスの確保等	79
第6節 高齢者の福祉その他の福祉の増進	80
第7節 観光の開発	80
第8節 自然環境の保全及び再生	80
第9節 国土保全施設等の整備その他の防災対策	81
第10節 地域の振興に関するその他の事項	81

種子島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況	84
第2節 交通の現況及び課題	85
第3節 情報通信の現況及び課題	86
第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題	86
第5節 産業の現況及び課題	87
第6節 就業の現況及び課題	90
第7節 生活環境の現況及び課題	91
第8節 医療の確保等の現況及び課題	94
第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題	94
第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題	95
第11節 教育及び文化の現況及び課題	96
第12節 観光の開発の現況及び課題	96
第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題	97
第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題	98
第15節 エネルギー対策の現況及び課題	98
第16節 国土保全等の現況及び課題	99

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備	100
1 航路及び港湾の整備	100
2 航空路及び空港の整備	100
3 島内交通網の整備	100
第2節 情報通信体系の整備	101
第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進	101
第4節 産業の振興	102
1 農業	102
2 林業	104
3 水産業	104
4 その他の地域産業	105
第5節 就業の促進	106
第6節 生活環境の整備	107
第7節 医療の確保等	108
第8節 介護サービスの確保等	108
第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進	108
第10節 教育及び文化の振興	109
第11節 観光の開発	110
第12節 国内及び国外の地域との交流の促進	110
第13節 自然環境の保全及び再生	111
第14節 エネルギー対策の推進	111
第15節 國土保全施設等の整備その他の防災対策	112
第16節 移住・定住施策の促進	112
第17節 地域の振興に関するその他の事項	113

屋久島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況	116
第2節 交通の現況及び課題	117
第3節 情報通信の現況及び課題	118
第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題	118
第5節 産業の現況及び課題	119
第6節 就業の現況及び課題	122
第7節 生活環境の現況及び課題	122
第8節 医療の確保等の現況及び課題	124
第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題	125
第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題	125
第11節 教育及び文化の現況及び課題	126
第12節 観光の開発の現況及び課題	127
第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題	127
第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題	128
第15節 エネルギー対策の現況及び課題	128
第16節 國土保全等の現況及び課題	129

第17節 移住・定住施策の現況及び課題	129
---------------------	-----

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備	131
1 航路及び港湾の整備	131
2 航空路及び空港の整備	131
3 島内交通網の整備	131
第2節 情報通信体系の整備	132
第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進	132
第4節 産業の振興	132
1 農業	132
2 林業	134
3 水産業	134
4 その他の地域産業	135
第5節 就業の促進	136
第6節 生活環境の整備	136
第7節 医療の確保等	137
第8節 介護サービスの確保等	137
第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進	138
第10節 教育及び文化の振興	138
第11節 観光の開発	139
第12節 国内及び国外の地域との交流の促進	140
第13節 自然環境の保全及び再生	140
第14節 エネルギー対策の推進	142
第15節 國土保全施設等の整備その他の防災対策	142
第16節 移住・定住施策の促進	142
第17節 地域の振興に関するその他の事項	143

南西諸島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況	146
第2節 交通の現況及び課題	147
第3節 情報通信の現況及び課題	148
第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題	149
第5節 産業の現況及び課題	150
第6節 就業の現況及び課題	153
第7節 生活環境の現況及び課題	153
第8節 医療の確保等の現況及び課題	156
第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題	156
第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題	157
第11節 教育及び文化の現況及び課題	158
第12節 観光の開発の現況及び課題	158
第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題	159
第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題	160
第15節 エネルギー対策の現況及び課題	160
第16節 國土保全等の現況及び課題	161

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備	162
1 航路及び港湾の整備	162
2 航空路及び空港の整備	162
3 島内交通網の整備	162
第2節 情報通信体系の整備	162
第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進	163
第4節 産業の振興	163
1 農業	163
2 林業	164
3 水産業	165
4 その他の地域産業	165
第5節 就業の促進	166
第6節 生活環境の整備	166
第7節 医療の確保等	167
第8節 介護サービスの確保等	168
第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進	168
第10節 教育及び文化の振興	169
第11節 観光の開発	170
第12節 国内及び国外の地域との交流の促進	170
第13節 自然環境の保全及び再生	170
第14節 エネルギー対策の推進	171
第15節 國土保全施設等の整備その他の防災対策	171
第16節 移住・定住施策の促進	172
第17節 地域の振興に関するその他の事項	172

離島振興の基本の方針

1 本県離島地域の概況

鹿児島県は、南北約600kmにわたる温帯から亜熱帯までの広大な県域に、28の法指定有人離島を有しており、うち離島振興法に基づく離島振興対策実施地域となる離島が20島、奄美群島振興開発特別措置法が適用される離島が8島です。

本県の離島は、火山あるいは隆起によって生じたもので、外海・内海離島、小型大型離島、群島型離島とその形態は多様です。

また、本県は、離島面積(2,482km²)、離島人口(149,620人)及び市町村数が全国第1位、有人離島数が長崎、沖縄、愛媛県に次いで全国第4位となっており、全国有数の離島県といえます。

表1 鹿児島県離島の全国の離島に占める位置

区分	鹿児島県離島(A)			全国離島 (B)	A/B (%)	全国順位	時点
	一般離島	奄美	計				
有人離島数	20	8	28	303	9.2	4位	R4.4.1
市町村数	10	12	22	142	15.5	1位	R4.4.1
面積(km ²)	1,243.04	1,231.11	2,474.15	7,618.44	32.5	1位	H27.10.1
人口(人)	45,339	104,281	149,620	572,593	26.1	1位	R2国調

※ 離島振興対策実施地域を有する都道府県は、26都道県

※ 一般離島：離島振興法の適用される離島

※ 奄 美：奄美群島振興開発特別措置法の適用される離島

※ 全国離島：離島関係特別法の適用される離島(一般離島、奄美、小笠原、沖縄(本土を除く))

※ 面積について、本県の新島及び馬毛島については含まれていない。

2 離島地域の現状と課題

(1) 人口

本県離島の人口は、長期的に減少傾向が続いている。昭和30年と令和2年の人口の推移をみると、全国の人口は約4割増加しているのに対し、本県離島は6割以上も減少しており、県全体の人口推移と比べても著しい人口減少となっています。

また、高齢化率は38.5%で、全国の28.6%と比べても極めて高くなっています。離島地域は全国に約20年先行して高齢化が進んでいます。

表2 離島地域と本土との比較（人口推移）

（単位：千人、%）

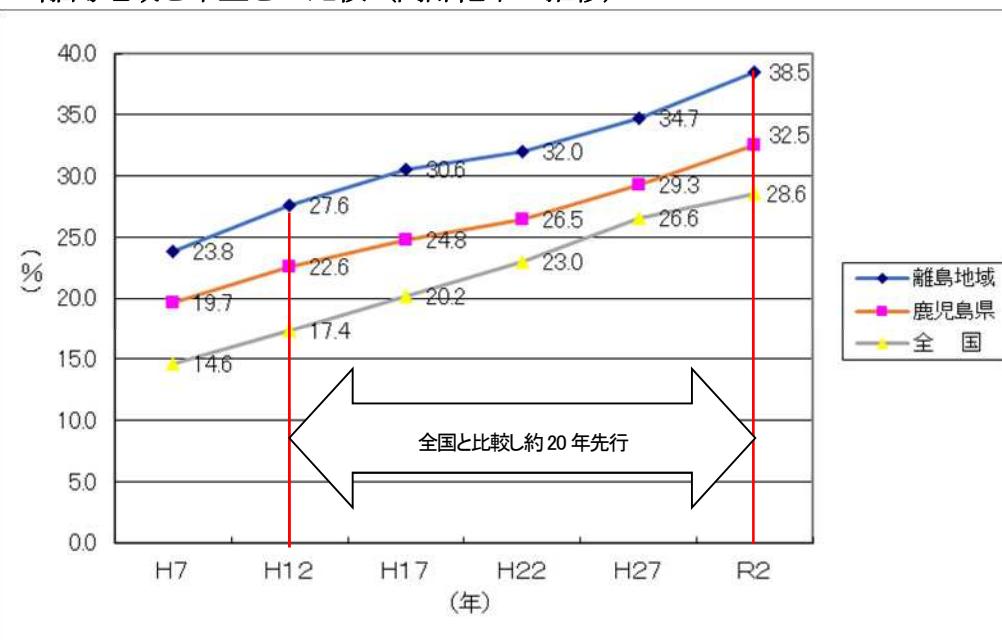
区分	S30	H27	R2		
	実数	実数	実数	対H27 増減率	対S30 増減率
離島地域	117	49	45	▲ 8.1	▲ 61.3
鹿児島県	2,044	1,648	1,588	▲ 3.6	▲ 22.3
全 国	89,276	127,095	126,146	▲ 0.7	41.3

※ 国勢調査による人口

※ 千人未満の数値を反映しているため、計算が合わない場合がある。

※ S30離島地域人口には、現在は離島振興対策実施地域の指定解除となっている伊唐島・諸浦島・長島の人口を除外している。

表3 離島地域と本土との比較（高齢化率の推移）



(2) 産業

離島地域の就業者の産業別構成は、全国と比較すると、第1次産業の占める割合が多く、とりわけ農業の占める割合が極めて高くなっています。

表4 離島地域と本土との比較（産業分類別就業者数）

(単位：千人，%)

区分	本県離島地域		鹿児島県		全国	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
第1次産業	5	21.7	61	8.3	1,963	3.4
農業・林業	5	19.1	57	7.7	1,831	3.2
(農業)		0.0	55	7.4	1,770	3.1
(林業)		0.0	2	0.3	61	0.1
漁業	1	2.6	5	0.6	132	0.2
第2次産業	3	12.6	139	18.8	13,259	23.0
第3次産業	16	65.6	525	71.1	40,679	70.6
分類不能	0	0.2	13	1.8	1,742	3.0
合計	24	100.0	738	100.0	57,643	100.0

※ 市町村調べ、R2国勢調査

※ 小数点以下(千人未満)を反映しているため、計算が合わない場合がある。

(3) 物価

離島地域の物価を本土と比較すると、全体的に県本土地域より高くなっています。

表5 離島地域と本土との比較（消費者物価地域差指数）

鹿児島地域=100

区分	総合	石油製品	穀類	生鮮食品	加工食品	飲料
離島地域	107.2	109.8	108.1	108.3	125.7	114.1
県本土地域	98.7	100.6	98.2	100.5	104.9	97.4
県平均	99.7	101.6	99.4	101.3	107.3	99.3

※ R3年度 県消費者行政推進室調べ

※ 離島地域は、熊毛・奄美地域を指す。

(4) 一人当たりの所得

離島地域の人口一人当たりの所得については、県全体との比較では185千円程度、全国との比較では808千円程度、それぞれ低くなっています。

表6 離島地域と本土との比較（一人当たりの所得）

(単位：千円、%)

区分	人口一人当たりの所得	
	実額(千円)	水準
離島地域	2,373	92.8
鹿児島県	2,558	100.0
全国	3,181	124.4

※ 令和元年度市町村民所得推計

※ 離島地域は、種子島、屋久島、南西諸島、奄美群島を指す。

※ 水準は鹿児島県を100とした場合の数値

(5) 総括

本県の離島地域は、そのほとんどが外海にあり、台風常襲地帯に位置するなど厳しい自然条件下にあり、人口減少や高齢化の進行等による地域社会の活力の低下、産業経済の停滞、生活基盤整備など本土との諸格差の問題に加え、生活物資が島外から輸送されるため、その輸送経費が価格に加算されることに伴う物価高騰など、経済面でも、不利な条件下にあります。

一方、離島地域は、各島の特色ある自然、文化、伝統、多様なコミュニティを有し、離島地域に継続的に関わりを持つ関係人口の出現やオンライン診療等のICT技術の活用、豊富に存在する再生可能エネルギーの利用等、新たな動きも生じてきていることから、個性ある地域として大きく発展する可能性を持つまさに鹿児島の宝です。

また、離島地域は、排他的経済水域等の保全など国家的役割を有するとともに、豊かな自然や癒しの特性などを通じて国民生活の充実に貢献しており、こうした国家的・国民的役割が、今後とも適切に図られるよう地域の振興を図っていく必要があります。

3 離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針（国）

令和4年11月に成立した新たな離島振興法では、離島の役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用が追加されたほか、目的規定に「関係人口」のような島外の人材を巻き込んでいく視点が追加され、離島振興の基本理念や離島振興のために必要な施策の策定・実施、離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及び必要な情報の提供その他の援助に努める責務を都道府県が有する旨が明示されるとともに、国が定める離島振興基本方針には以下のように5つの「離島振興の方向」が示されています。

- ① 基本的な方向（自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上、地域間交流の促進）
- ② 離島地域における創意工夫を生かした主体的な取組
- ③ 多様な主体による地域づくり
- ④ 圏域の考慮
- ⑤ その他の配慮事項

① 基本的な方向

離島地域において、定住の促進等を図っていくためには、その基礎条件の改善及び産業振興等に係る施策の推進が必要である。このため、自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上及び地域間の交流の促進という4つの観点から、離島地域の活力を維持及び向上させる措置について、個々の離島の実情を考慮しつつ、それぞれ以下に示す方向を基本に取組を推進することとする。

(ア) 自立的発展の促進

離島地域の自立的発展には、島民及び定住を希望するUJIターン者の雇用機会を確保することが重要であることから、離島の地理的及び自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備を行うとともに、地域の多様な主体による交流促進や特産品開発等の雇用創出にもつながる活性化の取組を推進する。

また、離島の豊かな自然環境を保全し、多様な文化を継承することを通じて、これらの地域資源を生かした産業振興や観光及び交流を推進するとともに、島民の島への愛着や誇りを醸成する。

さらに、関係人口のような、離島地域に継続的に関係を有する島外人材を創出・拡大することで、地域づくりの担い手不足への対応や離島の活性化を図る。このような島外人材が住民と協働することにより地域の発展につなげるほか、将来的な移住者の増加にもつながることを目指す。

(イ) 生活の安定

島民生活の安定のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化並びに社会的サービスの維持を図るとともに、自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備等により暮らしやすい離島の形成を目指す。

このほか、島民及び来訪者が安心して島内での生活や活動等を行えるよう、災害時における離島の孤立防止に必要な防災対策を講じ、災害に強い地域づくりを推進する。

また、離島地域においても環境負荷を低減した地域社会を実現するため、再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、他地域とのエネルギーの利用に関する条件の格差の是正、島民生活の利便性の向上、産業振興等を図るためのエネルギーに関する対策を推進する。その際、それぞれの離島地域の実情に応じて再生可能エネルギーを効果的かつ効率的に活用する観点から、再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進する。

さらに、人口の減少や高齢化の進展が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等を図る。

(ウ) 福祉の向上

高齢化が進展している離島地域の現状を踏まえるとともに、多様な方々が離島に住み続けられるよう、介護サービスや障害福祉サービスの確保及び充実を基軸とする高齢者福祉の増進を図る。

また、安心して子育てができる環境整備を推進することにより、子育て世代の定住を促進する。

(エ) 地域間交流の促進

離島に対する国民の理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、離島地域の産業振興及びIターン者の増大につながることから、離島と本土又は離島同士の交流及び連携を推進する。

また、交流人口にとどまらず、関係人口のような、離島地域に継続的に関係を有する島外人材の創出・拡大を推進する。

② 離島地域における創意工夫を生かした主体的な取組

離島地域が創意工夫を生かし自立的発展を遂げていくには、地域固有の資源を活用していくことが有効である。このため、離島地域の有する地域差を価値ある地域差ととらえ直すなど、新たな地域資源の発掘並びにそれらの維持及び確保に努めていく。

また、離島地域の農林漁業者が加工業、観光業等の関連する業種と連携し、地域資源の附加価値を向上させる取組を促進することなども必要である。

なお、これらの取組を推進する際には、就業者が複数の仕事により所得を確保するという就業形態が有効であることや、島民以外の視点を取り入れていく仕組みづくりも重要である点に留意が必要である。

このほか、離島の魅力や役割を広く国民に理解してもらうため、島民のほか来訪者を通じた情報発信に努めるとともに、地方公共団体においては離島地域のニーズに応じた振興施策等が講じられるよう島民と行政との意見交換の場を設けるなど、信頼関係の確保に努めることが重要である。

③ 多様な主体による地域づくり

離島地域では人口減少や高齢化を始めとする経済社会情勢の変化が進展し、医療、福祉、地域交通等の社会サービスの確保が困難になる一方、これらのサービスにおいては従来以上のきめ細かな対応が求められている。このため、行政だけではなく、多様な民間主体を地域づくりの担い手として位置付け、民間主体の発意及び活動を地域づくりに生かす取組を推進する。その際、離島地域が抱える課題の内容に応じ地域を越えた連携や支援を推進することも重要である。

さらに、離島地域の住民が減少傾向にある中、離島地域と継続的な関係を有する関係人口は、離島地域の地域づくりにおいては重要な役割を担うことが期待される。

多様な主体の活動を促進し、その活動成果をより有効なものとするには、行政を含む各主体との調整、技術的な支援等を担う中間的な支援組織が必要となる場合もあることから、これらの組織が育成されるような環境整備や当該組織を担う人材育成等を推進する。

④ 圏域の考慮

離島は、本土との距離により近海及び遠海の別、離島の構成により群島型及び孤立型の別に分類できるなど、その地理的条件に応じて島民の生活圏は異なる。

このため、生活圏を考慮した離島振興施策の在り方を検討し、例えば、日常生活を営むために必要なサービス及び施設は各島内での確保に努めるが、高度医療の提供可能な施設等については本土又は拠点的な離島に集約するなど、圏域内における集落連携や機能分担等を踏まえた効率的な離島振興施策の推進に努める。

⑤ その他の配慮事項

我が国周辺海域には、エネルギー資源や鉱物資源が存在し、また、離島周辺は、その地形的特性のため豊かな水産資源を有しており良好な漁場を形成している。海上に広く展開する離島は、これらの海洋資源を開発し、利用していく上でその拠点として活用することが有効である。

4 離島地域の振興方針

本計画の目標を達成するために、国が定める離島振興基本方針を踏まえつつ、以下のような振興の方針のもと、本県離島における振興施策を積極的かつ総合的に推進します。

(1) 各分野別的基本的な振興方針

■ 交通体系の整備

地域産業の活性化や住民生活の利便性の向上はもとより、国内外からの観光客誘致等による交流人口の拡大や定住の促進を図るため、安全で利用しやすい港湾・空港・道路・橋梁等の整備や島内交通網の維持・充実とともに、航路・航空路の維持・改善に努めます。

高速船（ジェットフォイル）の更新については、関係機関等から情報収集を行いながら、計画的な更新を検討するとともに、国等の支援を要請していきます。

■ 情報通信体系の整備

情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の利便性の向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、地域の特性や実情に適した情報通信基盤の整備及びその円滑な維持管理の促進を図り、住民のニーズに応じた情報通信サービスの提供を促進します。

■ 人の往来と物資の流通に要する費用の低廉化

割高な水準になっている離島航路・航空路の運賃や、物資の輸送に費用が多くかかるという状況は、地域間格差の是正や定住促進を図る上で障害となっていることから、ドローン活用に向けた検討や、運賃や物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

■ 産業の振興

離島地域の基幹産業である農林水産業については、各種生産基盤の整備、新規就業者や後継者の育成・確保、生産技術の向上・普及などにより、温暖な気候を生かした野菜、花き、果樹等の園芸作物、肉用牛等の畜産の生産性向上や高品質化、地域特産の魚介類のブランド化や資源管理型漁業の推進、森林の適正な整備や特用林産物の生産振興を促進するとともに、生産資材や飼料価格高騰の影響を緩和するため、自給飼料の生産拡大等を推進し、経営の安定化と所得の向上を図ります。

また、安心・安全な農林水産物の生産・供給を推進するとともに、離島地域の特性を生かした新規作物の導入や特產品開発、6次産業化などの高付加価値化、効率的な流通体制の整備や流通に要する費用の低廉化などを促進します。

■ 就業の促進

交通ネットワークの充実、若者が地元に定着する魅力ある産業おこし、高齢者も就業しやすい雇用環境整備、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

■ 生活環境の整備

地域住民や事業所等による廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルを促進するとともに、安全で安定した水の供給や公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図り、自然と共生する地域社会づくりに努めます。

また、少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、UJITURN者など、誰もが

安心して快適に暮らせる住環境の整備を図ります。

併せて、空き家の利活用による移住定住を促進するため、離島広域活性化事業等を活用した空き家改修等の施設整備による住宅の確保を促進するとともに、市町村の空き家バンク等に関する情報発信を行います。

■ 医療の確保等

診療所などの診療機能の充実・強化、保健医療機関相互の連携強化、医療従事者の安定的確保、ＩＣＴを活用した遠隔医療の促進、救急患者搬送の円滑化などにより、地域住民が等しく適切な医療サービスを享受できるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。

併せて、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等に努め、症状が重篤である場合等は島外へ速やかに搬送できるよう体制の整備を図ります。

また、妊婦が島外で必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。

■ 介護サービスの確保等

高齢者が地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。また、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら支援の充実を図るとともに、地域の実情を踏まえた介護サービスの基盤整備を促進します。

さらに、「島内人材等の活躍促進」、「介護ロボットの導入」等の取組を通して、離島の介護人材確保に努めます。

■ 高齢者の福祉その他の福祉の増進

高齢者が住み慣れた地域のなかで地域の連帯意識に支えられながら充実した生涯を送るとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。

また、障害者が社会参加できる環境づくりや障害福祉サービスが円滑に提供されるよう努めます。

少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

■ 教育及び文化の振興

学校規模に応じた教育内容の改善・充実を図り、遠隔教育システムの活用など、情報化・国際化社会に柔軟に対応できる青少年の育成を図るとともに、各地域の特色を生かした「離島留学」の推進、地域内に高校がない生徒の就学機会の確保に努めます。

また、教職員の適正な配置や、教職員住宅の整備、学校施設等の計画的な改築・改修等の整備の促進に努めます。

生涯学習の推進体制の充実や多様な学習機会の提供により、いつでも自由に学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに、特色ある伝統芸能などの文化財等の保存・伝承や文化活動を促進します。

■ 観光の開発

本県離島地域の有する多様で優れた自然や多彩な歴史・文化など、特色ある観光資源を生かした個性ある観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、他地域と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。

また、マイクロツーリズムやワーケーションなど、新たな観光旅行を開拓し、多様な観光交流を促進します。

■ 国内及び国外の地域との交流の促進

農林水産業と連携した滞在交流型観光の促進、マラソン大会などの参加型イベントの開催、出身者等のネットワーク化などにより、国内外の人々との交流・連携を積極的に促進し、地域社会の活性化とUJITーン、二地域居住等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。

■ 自然環境の保全及び再生

自然環境や生物多様性の保全に努めながら、国・市町村・民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

■ エネルギー対策の推進

災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギーの利活用に関する普及啓発や調査研究を促進します。

また、石油製品価格の低廉化に向けた取組を行います。

■ 國土保全施設等の整備その他の防災対策

台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靭化」を推進し、防災・減災、国土強靭化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

■ 移住・定住施策の促進

地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進します。

また、移住者の多様な暮らしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

併せて、空き家の利活用による移住定住を促進するため、離島広域活性化事業等を活用した空き家改修等の施設整備による住宅の確保を促進するとともに、市町村の空き家バンク等に関する情報発信を行います。

(2) 各地域別の基本的な振興方針

本県には、離島振興対策実施地域が7地域あり、それぞれの地域によって、地理的・社会的条件が大きく異なります。

このため、市町村計画案をもとに、それぞれの地域や島の特性に応じた基本的な振興方針を設定し、各地域の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、離島における定住の促進を目指します。

■ 長島地域

県本土及び天草地域等と結ぶ定期航路の維持・改善に努め、港湾・漁港や町道など島内交通網の整備を進めます。また、既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

日本一を誇る養殖ブリなどの水産業の振興を柱として、温暖な気候を生かした不知火（デコポン）、紅甘夏などの柑橘類とばれいしょの生産等による農業の振興を図

ります。

子どもや高齢者をはじめ、地域住民が安心して島で生活できるよう、保健医療体制の充実、学校における教育内容の改善、自然を生かした住環境の整備を促進します。少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

また、雲仙天草国立公園に指定されている優れた自然景観や、貴重な化石が発掘される地質などの資源を活用した観光振興を図るとともに、不知火海に面する天草・水俣地域との県際交流の促進などにより、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

■ 桂島地域

周辺海域が好漁場であり消費市場を近くに控えているという有利性を生かしたチリメンジャコ漁などの沿岸漁業の振興を図ります。

出水市本土から近距離にあることから、一体化した生活圏を形成し、地域住民が安心して生活できるよう環境整備を進めるとともに、恵まれた自然環境とのふれあいや釣りなどの体験型観光を促進し、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

また、本格的な超高齢社会を迎えるため、住み慣れた家庭や地域のなかで充実した生活が送れるよう、救急医療体制の充実や防災対策により、安全で住みよい地域づくりを促進します。

■ 甑島地域

本地域においては、SDGs・カーボンニュートラルの実現と、デジタル社会構築の理念の下、定期航路の維持・改善、道路及び港湾の整備並びに既存施設の老朽化対策の推進に努めるとともに、人口減少が進む中でも持続可能な島内生活圏の維持及び島内産業の継承・活性化を図ります。

豊かな海洋資源を生かしたキビナゴやヒゲナガエビ（タカエビ）など水産物のブランド化や養殖業の振興、農林水産業の6次産業化などによる産業振興や沿岸部の優れた景観や豊かで美しい海域などを生かした滞在交流型観光の促進を図ります。

子どもや高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健医療体制や防災体制を充実するとともに、UJITAーンの受入や地域づくり団体等への支援を進め、また、甑島国定公園に指定されている自然・景観、継承したい文化、空き家や閉校跡地など遊休資源、人材を活かしながら、交流人口の拡大、移住定住促進に官民一体となって取り組みます。

■ 新島地域

地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本土との交通手段である行政連絡船の維持・改善に努めるとともに、生活の安定及び福祉の向上を図ります。

併せて、本地域は霧島錦江湾国立公園に指定され、豊かな自然環境や特色ある地形・地質を有していることから、ジオパークの取組などにおいて、地域資源の活用を図ります。

■ 種子島地域

県本土等と結ぶ定期航路・航空路の維持・改善に努め、港湾・漁港や道路など島内交通網、情報通信基盤の整備を進めます。また、既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

基幹産業である農業では、さとうきびやさつまいもと野菜、畜産等の複合経営が展開されており、品質向上や生産性向上とともに、後継者の育成を図ります。また、「有機農業」の普及により持続可能な農業を推進します。水産業では、トコブシ稚貝の放流や漁礁の設置等による水産資源の増大や生産・加工・流通・販売の充実を図ります。

また、「種子島宇宙センター」を有するという特性を生かしたまちづくりを進めるとともに、サーフィン等の海洋性レクリエーションや黒糖づくりなどの滞在交流型観光の促進、スポーツ合宿の誘致などにより、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

更には、脱炭素社会に向けた取組を推進します。

■ 屋久島地域

県本土等と結ぶ定期航路・航空路の維持・改善に努め、港湾・漁港や道路などの島内交通網、情報通信基盤の整備等、災害に強いまちづくりを進めます。また、既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

農業では、ぽんかん、たんかん等の高品質果実生産によるブランド産地づくり、ばれいしょ、実えんどうの産地拡大、特産品開発や販売促進を図ります。水産業では、首折れサバ・トビウオ等のブランド化や水産資源の持続的な利用体制の確立、新規就業者の確保を図ります。

そして、第一次産業と観光業の連携を図り、島の魅力を最大限に発信します。

また、屋久島国立公園に指定され、日本最初の世界自然遺産にも登録された恵まれた自然環境の保全と活用を図る観点でのエコツーリズムの推進等により、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

そのほか、県地球温暖化対策推進条例に基づき、温室効果ガスの排出が抑制された脱炭素社会の先進的な地域になるよう地球温暖化対策を積極的に推進します。

■ 南西諸島地域

県本土及び奄美大島を結ぶ定期航路・航空路の維持・改善に努め、港湾・漁港や道路など島内交通網の整備、情報通信基盤の高度化を進めます。また、既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

地域の基幹産業である肉用牛の振興を主体に、柑橘類、島バナナ、島らっきょうなど地域の風土にあった農産物の生産による農業振興を図るとともに、大名たけのこ、ひさかき、椿などの特用林産物の生産出荷体制の確立を促進します。

そして、安定的な出荷に向けた鮮度保持施設の整備を促進し、生産性の高い水産業の振興を図ります。

また、各種加工品や焼酎といった付加価値の高い特産品の開発や販売促進に取り組みます。

さらに、インターネットを活用した産直販売、ウェブサイトやSNS等による販路開拓、多様化する消費者ニーズに対応した商品開発を支援します。

みしま県立自然公園やジオパーク、トカラ列島県立自然公園に代表される豊かな自然環境や地域固有の歴史・文化を活用したイベントの開催、滞在交流型観光の促進、UJTIターン者受け入れのための積極的な支援策等により関係人口・交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

5 計画実現の方策

(1) 国との連携による施策の効果的な展開

離島振興法においては、国は必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、実施する責務を有することが明記されています。

また、今回の改正で、県は必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、実施するよう努める責務を有することが明記されました。

県としては、地方財源の充実強化や離島振興関係予算などに加え、離島地域の実情に即した適切な施策や制度の確立などに関する主張や提言を行い、国の積極的な支援・協力を要請するとともに、個別の施策・事業については毎年度の予算編成を通じて適切に対応し、離島振興施策の効果的な展開を図ります。また、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に際して、離島市町村からの提案を的確に把握し、市町村と連携しながら、規制の見直しに係る働きかけを行います。

また、離島の中でも特に自然条件等の厳しい小規模離島等に対しては、国とも連携しながら、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

(2) 市町村の広域的な連携の確保

改正離島振興法においては、県は離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及び必要な情報提供その他の援助を行うよう努める責務を有することが明記されました。

過疎化や少子高齢化が進行する離島においては、地域住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の果たす役割はますます重要になっています。

本計画には、国による各種支援制度も活用しながら、県が中心となって広域的に取り組む必要のあるものや市町村が主体となって取り組むべきものが含まれています。

こうした計画の実現を図るため、県と市町村、あるいは各離島地域の役割分担の明確化と、意見交換の場の提供等により、県と市町村及び市町村相互間の広域的な連携を図り、自主的かつ主体的な判断と責任の下、各種施策・事業の展開を推進します。

(3) 多様な主体との連携・協働

本計画の実現のためには、行政だけではなく、地域住民やNPO、企業など多様な主体による積極的な取組が必要です。

このため、こうした多様な主体を離島の地域づくりの担い手（離島地域おこし団体）として位置付け、離島地域おこし団体の自立的・安定的活動の支援や、団体間の相互連携の推進等、行政と連携した、幅広い協働による取組を行ってきました。

離島で生まれた事業者と島内外の多様な主体により形成される広域コミュニティ内の自発的な連携により、離島地域の活性化が図られるよう、引き続きコミュニティ内の交流・連携及び離島地域の活性化を担う人材育成等を推進します。

(4) 離島活性化交付金等事業計画の作成

本計画に基づく事業又は事務のうち、地域の活性化に資する事業を実施するための「離島活性化交付金等事業計画」を作成します。

6 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標とそのフォローアップ

（1）重要業績評価指標（KPI）及び成果目標

本計画における重要業績評価指標（KPI）及び成果目標の目標は以下のとおりとします。

【離島振興計画における重要業績評価指標】

（1）人口流出抑制・人口流入施策の効果に関する指標

目標：人口の社会減が発生しない状態を実現する。

（2）農林水産品等の生産・販路拡大施策の効果に関する指標

目標：農林水産業生産額を維持する。

（3）農林水産業の担い手確保施策の効果に関する指標

目標：農林水産業の担い手を確保する。

（4）創業・事業拡大促進施策の効果に関する指標

目標：雇用機会の拡充を図る。

（5）観光促進施策の効果に関する指標

目標：観光を促進し、宿泊者数を増やす。

（6）人の往来、交流拡大施策の効果に関する指標

目標：航路・航空輸送旅客数を増やす。

表7 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標

区分	重要業績評価指標（KPI）	地域名	成果目標		
			現況値 ※	中間目標（R9）	終期目標（R14）
(1) 人口流出抑制・人口流入施策の効果に関する指標	人口の社会増減 (単位：人) ※終期目標は、社会減が発生しない状況	長島	▲8	▲4	0
		桂島	1	1	1
		甑島	▲37	0	0
		新島	0	0	0
		種子島	▲109	0	0
		屋久島	▲117	0	0
		南西諸島	▲13	9	9
		全地域計	▲283	6	10
(2) 農林水産品等の生産・販路拡大施策の効果に関する指標	農林水産業生産額 (単位：百万円) ※終期目標は、現況値の維持	長島	2,594	2,594	2,594
		桂島	5	5	5
		甑島	672	721	721
		新島	—	—	—
		種子島	15,348	15,947	15,947
		屋久島	1,850	1,906	1,906
		南西諸島	469	492	492
		全地域計	20,938	21,665	21,665
(3) 農林水産業の担い手確保施策の効果に関する指標	農林水産業新規雇用者数 (単位：人) ※終期目標は、現況値の維持	長島	1	1	1
		桂島	0	1	1
		甑島	1	1	1
		新島	—	—	—
		種子島	16	20	20
		屋久島	5	6	6
		南西諸島	2	2	2
		全地域計	25	31	31

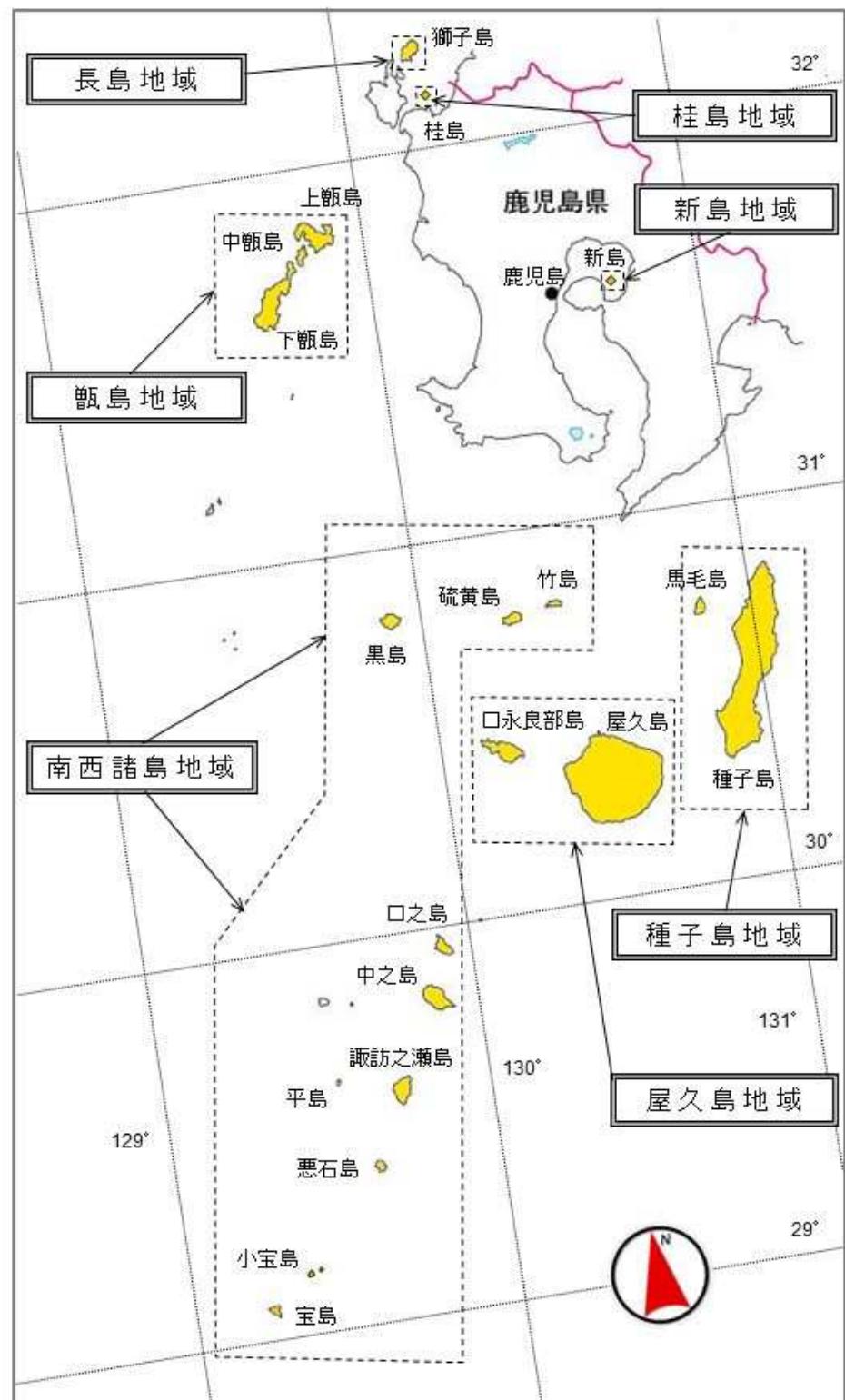
区分	重要業績評価指標(KPI)	地域名	成果目標		
			現況値※	中間目標(R9)	終期目標(R14)
(4) 創業・事業拡大促進施策の効果に関する指標	新規雇用者数 (単位：人) ※終期目標は、現況値の維持	長島	0	1	1
		桂島	0	1	1
		甑島	9	10	10
		新島	—	—	—
		種子島	26	30	30
		屋久島	5	5	5
		南西諸島	2	2	2
		全地域計	42	49	49
(5) 観光促進施策の効果に関する指標	年間延べ宿泊者数 (単位：千人) ※終期目標は、現況値に県観光振興基本方針における宿泊者数の増加率（年換算2%増）を乗じたもの	長島	2	2	2
		桂島	—	—	—
		甑島	28	33	36
		新島	—	—	—
		種子島	129	147	161
		屋久島	337	441	484
		南西諸島	5	10	11
		全地域計	501	633	694
(6) 人の往来、交流拡大施策の効果に関する指標	航路・航空輸送旅客数 (単位：千人) ※終期目標は、現況値に県観光振興基本方針に基づく観光客数の増加見込み（年換算2%増）を加えたもの	長島	68	68	68
		桂島	—	—	—
		甑島	149	173	180
		新島	2	2	2
		種子島	466	564	584
		屋久島	372	458	479
		南西諸島	33	40	41
		全地域計	1,090	1,305	1,354

※現況値は、平成29年度～令和3年度の5か年の数値のうち、最大値及び最小値を除く平均値。
 ※甑島地域、種子島地域、屋久島地域、南西諸島地域の中間目標（令和9年度）及び終期目標（令和14年度）は、「特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する県計画」において設定している令和8年度の目標値を基に、維持又は増加させる目標としています。

(2) フォローアップ

本計画において設定した成果目標については、その達成状況について定期的に評価を行い、必要に応じて、本計画及びこれに基づく施策の見直し等を行います。

7 離島振興対策実施地域位置図



長島地域離島振興計画（獅子島）

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、鹿児島県の西北部に位置しており、当初は、長島、諸浦島、獅子島、伊唐島の4島からなっていましたが、架橋の完成により、長島、諸浦島、伊唐島3島が、離島振興対策実施地域の指定を解除され、現在は、長島の北東約4kmに位置する獅子島（17.05km²）だけとなっています。

○ 地形

獅子島は、七郎山（393m）を最高峰とする丘陵山岳地帯が大部分を占めており、平地が少ない地形となっています。

○ 気候

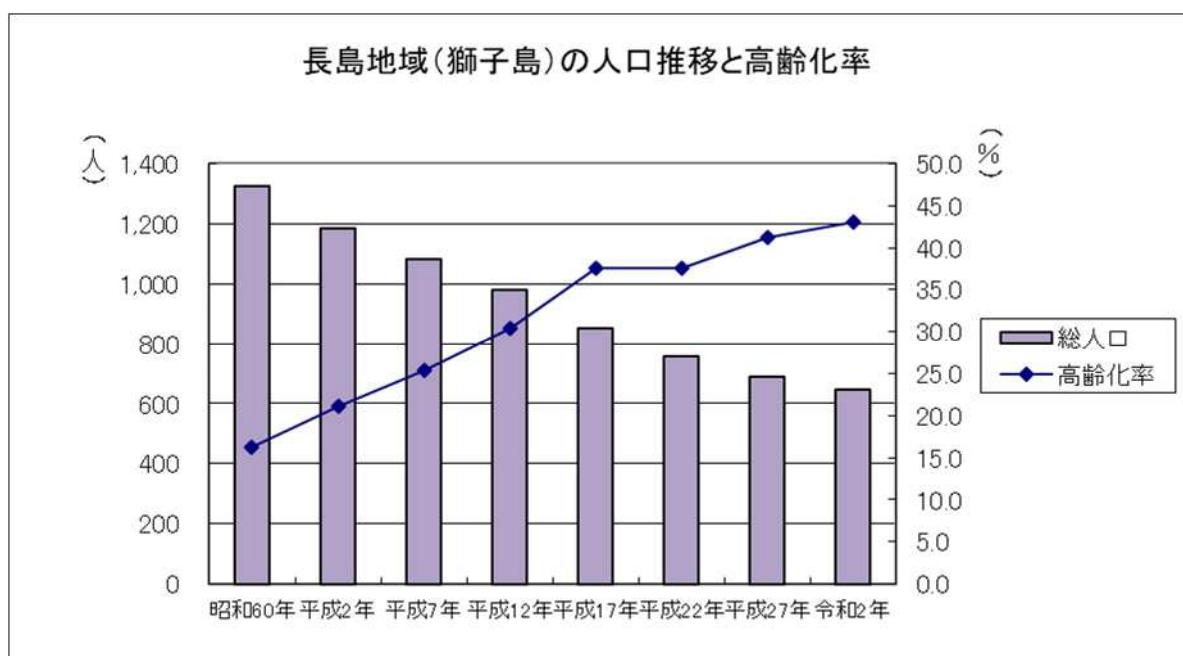
温暖な気候ですが、夏秋季の台風や冬季の季節風の影響を強く受けることがあります。

○ 行政区域

行政区域は、長島町に属しています。

○ 人口

令和2年国勢調査の人口は、647人と継続して減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にあります。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

- ◇ 長島本島に加え、昔から往来のある熊本県の天草・水俣地域とも定期航路により結ばれています。
- ◇ 交通の便は比較的恵まれていますが、島内人口の減少により利用者が減少しており、航路事業の欠損に対して、国、県又は関係市町による補助が行われている航路もあります。

◆ ししじま (19t)

○ 獅子島(幣串)～水俣 30分 1日3便

◆ ロザリオ・カーム (295t)

○ 長島(諸浦)～獅子島(片側)～天草(中田)

片側～諸浦 20分 1日7便

片側～中田 30分 1日4便

(2) 島内交通等

- ◇ 道路改良・舗装率

(単位: %)

区分	市町村道		国県市町村道計	
	改良率	舗装率	改良率	舗装率
長島地域	96.1	100.0	96.1	100.0
離島計	78.3	93.1	81.8	94.7
本土計	70.0	92.8	72.7	94.1
県計	69.8	90.5	72.9	92.2

* 令和3年度道路現況調書(令和3年4月1日現在)

◇ 島内交通網の整備は、産業の活性化や観光客等との交流・連携を促進し、快適な居住環境を形成するための重要な施策であり、基幹道路である町道をはじめ、林道や農道の急カーブ等の危険箇所を改修し、遅れている道路網を早急に整備、改良する必要があります。

また、獅子島架橋構想を現実のものにするため、町において、町道を県道として位置づけられる整備を推進しています。

◇ 町道

町道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、公民館、学校、医療機関といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。

しかしながら、本地域においては、地域間を連絡する町道等の整備がまだ十分とはいえない状況にあります。

また、インフラの老朽化対策等による防災・減災への取組が必要です。

獅子島架橋については、その実現に向け、町において「夢追い獅子島架橋基金」の積立を行うとともに、基金の活用を図る必要があります。

◇ 林道

本地域においては、林道は生活道路としての機能も有しておりますが、急カーブや法面が風化している箇所があることなどから、改良等の整備が必要です。

第3節 情報通信の現況及び課題

- ◇ 本地域には光ファイバが敷設されているため、地域の通信環境は整備されています。
- ◇ 携帯電話については、ほぼ全域がサービスエリアとなっており、居住地域等では利用可能となっています。
- ◇ テレビの難視聴地域については、整備されています。
しかし、設備の老朽化に伴い、更新が必要となりつつあり、その改修費用に加え、組合員の高齢化に伴い組合の運営や設備の維持管理が負担となってくるなど、様々な課題があります。
- ◇ 無線LANを活用して、役場が発行する住民票など各種証明書を地元郵便局で代替交付を行っています。

第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

- ◇ 本地域の住民にとって船舶は本土との唯一の交通手段となっていますが、その割高な運賃が住民等の大きな負担となっています。
- ◇ 負担軽減のため、運航事業者においては、補助制度を活用し、地域住民に対する運賃割引を実施しています。

第5節 産業の現況及び課題

- ◇ 産業分類別就業者数

(単位:人、%)

区分	就業者数	構成比
第1次産業	193	62.3
	うち農業・林業	59
	うち水産業	134
第2次産業	19	6.1
第3次産業	98	31.6
分類不能	0	0.0
合計	310	100.0

※ 令和2年国勢調査

- ◇ 本地域では就業者数において、第1次産業が6割以上と大きな割合を占めており、そのなかでも、水産業が4割を超える大きな割合を占めています。

◇ 農林水産業生産額（5年毎推移）

(単位:百万円)

区分	農業						林業(B)	水産業(C)	農林水産業合計(A+B+C)			
	耕種	(耕種の主な内訳)			畜産	計(A)						
		米	いも	果実								
H22	320.0	18.0	—	300.0	1.0	321.0	—	2,280.0	2,601.0			
H27	—	—	—	—	—	—	—	1,674.0	1,674.0			
R2	156.2	—	2.2	154.0	—	156.2	—	1,438.1	1,594.3			

※市町村調べ

※離島統計年報

◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、果実及び水産業の減少により、農林水産業生産額は減少傾向にあります。

(1) 農業

◇ 農家総数

(単位:人, %)

区分	H22			H27			R2		
	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数
長島地域	90	35	55	65	33	32	53	30	23

※ 世界農林業センサス(農林水産省)(一部市町村調べ)

◇ 本地域は耕地が少ないため傾斜地を利用した甘夏みかんを中心とする柑橘類の栽培が盛んですが、農家の経営規模は零細な状態にあります。

◇ また、温暖な気候を利用して早春及び春ばれいしょの生産も行われています。

◇ かんがい排水施設など生産基盤整備の遅れなどにより、農業後継者の不足、農地の遊休化が急激に進んでおり、農道、農業用水施設等の生産基盤や集落防災安全施設等の整備により、作業の効率化や生産性の向上、安全で快適な集落環境の確保に努めています。

(2) 林業

◇ 森林面積

(単位:ha)

区分	森林面積	国有林	民有林	うち
				人工林
長島地域	1,399	0	1,399	470

※ 令和4年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

◇ 本地域の森林面積は1,399haで、広葉樹林が65%と大半を占めていますが、スギ、ヒノキなど人工林も整備されています。

◇ 特用林産物については、しいたけ、たけのこ等が生産され、主に島内で消費されています。

(3) 水産業

- ◇ 本地域周辺には、静穏海域が多いことや漁場環境に恵まれた自然条件下であることから、養殖生産量日本一のブリ等の養殖業や一本釣り、ごち網漁業が盛んです。また、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、島民の所得向上に向けた取組を促進します。
- ◇ 養殖業については順調に生産を伸ばしてきましたが、赤潮被害防止対策や漁場環境の保全対策が急務となっていることから、国、県（水産技術開発センター）、町及び漁業協同組合等の関係機関が協力・連携して赤潮発生メカニズムの解明や防除技術の開発に取り組みます。
- ◇ また、東町漁業協同組合ではH A C C P を導入し、漁協自営加工場で生産したフィレ製品をアメリカ・カナダ・EU・アジア各地に輸出しています。
- ◇ 就業状況については、若年就業者が減少し、高齢化が進み、後継者不足が問題となっています。そのため、意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進など、水産業を担う人材の育成・確保を図る取組に努めます。
- ◇ 流通の面では、各自の漁船で長島本島等の市場に出荷しており、気象条件で大きな影響を受ける場合があります。

(4) 工業、製造業（特産品製造も含む）

- ◇ 本地域は、農水産加工品等の魅力的な特産品を有しています。
- ◇ しかし、新商品開発や販路開拓、とりわけ県外大消費地へのアプローチが課題となっています。

第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域ですが、産業の集積が弱く、雇用機会の確保が十分ではありません。
- ◇ また、若者の島外流出が続くなど、厳しい雇用情勢にあるため、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められているとともに、高齢者や女性等の高い就業意欲や多様化する就労ニーズに応じた雇用環境の整備及び雇用機会の確保を促進する必要があります。

第7節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ・し尿処理

- ◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
長島地域	703	703	100.0	0.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

- ◇ ごみ処理については、委託業者が収集し、北薩広域行政事務組合の環境センター及びリサイクルセンターで処理しています。

◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
長島地域	703	650	92.5	53

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

◇ し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者が汲取り・運搬を行い、同組合の衛生センターで処理しています。

(2) 水道

◇ 水道の状況

(単位:人, %)

区分	行政区域内 人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	
長島地域	683	0	0	830	641	0	0	830	641	93.9

※ 市町村調べ

※ 令和2年度水道統計調査

◇ 本地域の水源は地表水と一部地下水ボーリングのため、渇水期には水量が不足する地域があります。

◇ また、老朽化施設の更新及び耐震化の促進が課題となっています。

(3) 公営住宅

◇ 公営住宅の状況

(単位:戸)

区分	管理戸数				うち耐用年限の1／2を経過した住宅戸数				計	
	県営 (公営住宅 ・特公賃)	市町村営		計	県営 (公営住宅 ・特公賃)	市町村営				
		公営住宅 ・特公賃	市町村単独 ほか			公営住宅 ・特公賃	市町村単独 ほか			
長島地域	0	0	11	11	0	0	9	9	9	

※ 県住宅政策室、市町村調べ(令和4年4月1日現在)

※ 「市町村単独ほか」は、公営住宅・特公賃(特定公共賃貸住宅)以外で市町村が管理している単独住宅・一般住宅などを指す。

◇ 本地域の令和4年4月1日現在の公営住宅等管理戸数は11戸で、うち耐用年限の1／2を経過した住宅は9戸(全管理戸数に占める割合は81.8%)となっています。

第8節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

- ◇ 病院、診療所、医師等の数

区分	病院数	病床数	一般	歯科	医師	歯科	薬剤師	看護師	助産師
			診療所数	診療所数	(人)	医師(人)	(人)	(人)	(人)
長島地域	—	—	1	—	—	—	—	—	—

※ 病院・一般診療所・歯科診療所は、令和2年医療施設調査(厚生労働省)の結果
(令和2年10月1日現在)

※ 医師・歯科医師数は、令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)の結果
(令和2年12月31日現在)

※ 看護師・助産師数は、業務従事者届より参照(令和2年12月31日時点)

※ 一部地域については市町村調べ

- ◇ 本地域にはへき地診療所が整備され、長島本島にある町国保鷹巣診療所から週2回、医師派遣が行われています。また、地域住民は鹿児島県本土の医療機関や熊本県（水俣市、天草市）の医療機関も多く利用しています。

(2) 救急医療

- ◇ 本地域には医師が常駐していないため、救急患者については、県及び自衛隊のヘリコプターや船舶により、県本土の医療機関のほか熊本県（水俣市、天草市）の医療機関へ搬送しています。

(3) 健康管理体制

- ◇ 健康管理体制については、町に保健師があり、県や関係機関と連携をとりながら健康相談や健康づくり事業等を行っています。
- ◇ また、各種健診等は、医師、保健師が島内の集会場を使って実施しています。

(4) 妊婦への支援等

- ◇ 本地域には常駐の産科医がないことから、妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等に、その交通費・宿泊費等の支援を行っています。
- ◇ 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等の支援を行っています。

第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

- ◇ 本地域の65歳以上の要支援・要介護認定者は、令和4年4月現在で50人、要介護認定率は16.6%（県平均19.2%）となっています。
- ◇ 本地域には介護サービス事業所はありませんが、島外の事業者による訪問介護サービスが提供されています。

第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

- ◇ 高齢化率の推移

(単位: %)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
長島地域	25.4	30.4	37.6	37.6	41.2	43.0
鹿児島県	19.7	22.6	24.8	26.5	29.3	32.5
全国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

※ 国勢調査

- ◇ 本地域の高齢化率は、平成22年に37.6%，平成27年に41.2%，令和2年に43.0%と上昇しています。
- ◇ また、令和2年の高齢化率は、全国平均(28.6%)を14.4ポイント、県平均(32.5%)を10.5ポイント上回っています。

- ◇ 高齢世帯数

(単位: 世帯, %)

区分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
長島地域	268	112	41.8
鹿児島県	725,855	227,462	31.3
全国	55,704,949	13,250,701	23.8

※ 令和2年国勢調査

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯(65歳以上世帯員の単独世帯及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)の一般世帯に占める割合は、41.8%で約5世帯に2世帯が高齢世帯であり、県平均(31.3%)及び全国平均(23.8%)を大きく上回っています。
- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。
- ◇ 老人福祉施設等については、利用者数や地理的条件等から本地域には整備されていませんが、長島町全体では、特別養護老人ホーム(3か所)、養護老人ホーム(1か所)、通所介護事業所(3か所)が整備されています。
- ◇ 在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センターは、長島町全体で1か所設置されています。

(2) その他の福祉

- ◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められています。
- ◇ 現下の社会情勢における生活困窮者、自殺や虐待、家庭内暴力、子どもや弱者を狙った犯罪など行政ニーズが複雑多様化してきている中、地域に暮らす住民同士が

支えあい、助け合う社会を目指し、総合的なサービスの提供体制の整備と見守り体制の強化を推進する必要があります。

第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 本地域には、施設一体型の幼・小・中一貫校が設置されており、遠距離通学のためスクールバスが運行されています。
- ◇ 本地域には高等学校等がないため、高等学校等へ進学を希望する生徒は島外の学校に進学しています。
- ◇ 離島の学校に在籍する生徒の部活動の県大会参加に係る交通費については、平成29年度から県の助成制度が設けられています。
- ◇ 社会教育活動については、バレーボールやグラウンドゴルフ、生涯学習活動など多様なニーズに対応した活動が盛んに行われています。
- ◇ 文化財については、獅子島鬼塚古墳と獅子島化石が町指定の文化財として保存されています。

第12節 観光の開発の現況及び課題

- ◇ 観光客数

(単位:千人)

地域名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
長島地域	2.2	1.8	2.2	2.8	1.8

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 年間宿泊者数

(単位:千人)

地域名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長島地域	2	2	2	2	2

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 観光客数は直近のデータでは減少していますが、宿泊者数は、横ばいで推移しています。
- ◇ 本地域の一部は、雲仙天草国立公園の区域内にあり、優れた自然景観や豊かな海に恵まれているほか、新鮮な魚介類を生かした食、獅子島ウォークの開催など、特色ある観光資源を有しています。
- ◇ 七郎山公園や化石公園などの観光施設の整備が進められており、宿泊施設は民宿が中心となっています。
しかしながら、地域の観光資源を生かして、自然とのふれあいや化石探索などの体験型観光の取組も進められてきています。

第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

(1) 国内交流

- ◇ 毎年2月には、獅子島ウォークが開催され、婦人会を中心としたボランティアが積極的に参画し、地域住民と島外からの参加者との交流が図られています。

第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ リアス海岸特有の地形を有し、内海多島景観を構成しており、長島海峡に面する長島、諸浦島、伊唐島等とともに、雲仙天草国立公園に指定(昭和31年)されています。
- ◇ 公共用水域の常時監視を実施し、海域の水質保全を推進しています。
- ◇ また、地域環境の保全を図るため、騒音や悪臭等の防止に努めています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

第15節 エネルギー対策の現況及び課題

- ◇ 本地域の電力は、県本土から海底ケーブルにより送電され島内各地に配電されています。台風災害など、非常時のエネルギー確保が課題となっています。

第16節 国土保全等の現況及び課題

- ◇ 砂防

(土砂災害警戒区域等の指定状況)

(単位:箇所)

区分	急傾斜		土石流		地すべり		合計	
	うち特別							
長島地域	247	182	183	113	4	0	434	295

* 県砂防課調べ(令和5年1月末時点)

- ◇ 治山

(単位:地区数, %)

区分	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率
長島地域	17	13	4	76.5	26	16	10	61.5

* 県森づくり推進課調べ(令和4年3月31日)

- ◇ 本地域は崩壊を起こしやすい地質を多く擁しており、また、山が海岸まで迫り地形が急峻であることから、台風、集中豪雨等による崖崩れ、土石流等の災害を受けやすいため、砂防、治山施設等の整備を積極的に進め、国土保全に努めています。
- ◇ 島を一周する町道が基幹道路で他に迂回する道路がないため、災害時には場所によっては通行不能となる危険性があります。

第17節 移住・定住施策の現況及び課題

- ◇ 本地域は、若者等の人口流出により、人口が長期的に減少傾向にあり、高齢化も進行しています。
- ◇ 移住者については、近年ほとんどいない状況で、受入体制も整備されていません。
- ◇ 今後は人口の流出を抑制するとともに、島外からの移住を促進し、定住に向けた取組の検討を行う必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路及び港湾の整備

(1) 振興方針

- 地域産業の活性化や住民生活の利便性向上はもとより、交流人口の拡大を図るために、県本土及び天草地域等を結ぶ定期航路の維持・改善に努めるとともに、人・物・情報が活発に行き交う拠点として、港湾の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 本地域と県本土や天草地域等を結ぶ定期航路の維持・改善を図るとともに、利用する定期船や漁船等の安全性の向上を図るために、島内および本土側の発着港における可動橋等の係留施設や防波堤等を計画的に整備します。

2 島内交通網の整備

(1) 振興方針

- 地域内における住民の利便性向上や産業の活性化、観光客等との交流促進、人や物資の円滑な流通を確保するため、基幹道路である町道、林道や農道を含めた道路網の整備を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 地域内における距離的・時間的制約の克服を図るため、島の基幹道路であり生活道路である町道、林道や農道等の改良等の整備を促進します。
- 獅子島架橋の実現に向け、今後も「夢追い獅子島架橋基金」の積立を行うとともに、基金を活用して、町において、調査・研究を行っていきます。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 整備された光ファイバ網を活用し、住民生活の利便性の向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、医療・福祉・教育・産業など広範囲にわたる高速の地域公共ネットワークの整備を図ります。

(2) 計画の内容

- 地域の特性に適した高速の地域公共ネットワーク構築の在り方について検討し、その円滑な整備を図ります。

第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

(1) 振興方針

- 離島航路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 割高となっている離島航路の運賃は、地域間格差の是正や定住促進を図る上での障害となっていることから、関係機関と協議を進めながら、低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり、離島振興を図る上での障害となっていることから、物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進します。

第4節 産業の振興

1 農業

(1) 振興方針

- 農家や生産者団体等による施設化への取組などを支援しながら、温暖な気候を活用した果樹の優良品種への転換等による品質の向上を図るとともに、ばれいしょやさつまいも等の生産性向上を図り、収益性の高い農業の振興を図ります。
- 安心・安全な「食」の供給を目指して、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」や環境と調和した農業を推進します。
- 自然環境や農村景観との調和を図りながら、立ち後れている排水路、ため池等の生産基盤の整備を推進するとともに、地域計画の実現に向けて担い手への農地の集積・集約化など、効率的な農地利用を促進します。

(2) 計画の内容

- 大将季、紅甘夏など優良品種への転換、施設化の推進等による果樹の品質の向上や集出荷体制の整備を進めるとともに、計画的出荷による集約的輸送など輸送流通体系の検討を進めます。
- 荒廃農地の解消に努め、ばれいしょやさつまいもの作付けを推進します。
- 「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の普及により、安心・安全な農林水産物の生産・供給を推進します。
- IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥の施用による健全な土づくりなど、環境と調和した農業を推進します。
- 農産物の流通については、集約化による流通コストの低減を図るとともに、離島活性化交付金を活用した島外出荷に係る輸送コストの低廉化に向けた取組を促進します。
- 経営感覚に優れた認定農業者の育成を図るとともに、樹園地の農道整備や営農飲雜用水施設の整備など、立地条件に沿った生産基盤や生活環境の整備を進めます。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに、農産物加工等の起業活動を支援します。また、高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。
- 地域資源を活用した農村体験プログラムの創出など都市農村交流活動の取組を検討します。

2 林業

(1) 振興方針

- 森林の有する多面的機能の発揮を図りながら、林道等の路網整備や森林の適正な管理を促進し、生産性の高い林業の振興を図ります。

(2) 計画の内容

- 森林の有する水源涵養機能や山地災害防止機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、除間伐等の保育作業による健全な森林の育成を図るとともに、伐期を迎えるつあるスギ・ヒノキ人工林の活用促進を図ります。
また、ヒサカキなどの特用林産物の活用を促進します。
- 林産物を効率的に搬出するための林道等の路網整備を促進し、合理的な森林施業を推進します。
- 森林組合の経営基盤強化や担い手の確保・育成を図るほか、「獅子島もくもく館」などにおける森林に関する研修・学習活動を通して、島内外の人々との交流を促進します。

3 水産業

(1) 振興方針

- 漁業者や漁業協同組合等による自主的な漁場環境の保全に対する取組などを支援しながら、魚礁設置等による水産資源の増大を図るとともに、天然の好漁場を生かした一本釣りなどの漁船漁業や漁場環境に配慮し、静穏性の高い水域を生かした養殖業の更なる振興を図り、所得の向上と経営の安定を図ります。
- ブリ等のブランド化や流通加工施設の機能強化を促進し、水産物の付加価値の向上と流通の合理化を図ります。
- 漁港の整備や漁業技術の高度化等により、年間を通じた安全な操業や荷捌き所への漁獲物の着実な搬送を確保します。
- 地域の漁業を支える中核的な漁業者や経営改善に取り組むグループ等を育成するとともに、ブリ養殖業を主体とした新規漁業就業者の確保を図ります。

(2) 計画の内容

- 複雑に入り組んだ入り江などの海域特性に応じて、ヒラメ・マダイなどの稚魚放流による栽培漁業を進め、不知火海に面する漁業関係者や遊漁者等の協力を得ながら、水産資源の持続的な利用体制の確立を図ります。
- 藻場の造成、魚礁や増殖場の設置等により、磯焼け現象の解消や資源の育成を図るとともに、幼・稚魚の保護など漁業者による自主的な資源回復対策を促進します。
- 水質の保全など環境に配慮した養殖業の振興を図り、安全で安心な魚やアオサノリづくりを目指すほか、魚病や赤潮被害の防止に取り組みます。
- 漁業協同組合の経営基盤の強化を促進するとともに、漁業体験学習や技術修得のための「かごしま漁業学校」や「新米漁業者みまもり隊」の取組等を通じて、新規就業者の確保を図ります。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成を図るとともに、漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援します。
- 荷捌施設や加工施設の機能強化を図り、より安心・安全で品質の高い水産物の安定供給を図ります。
- 付加価値の向上を図るため、ブリ・マダイ等のブランド化を促進するとともに、市場のニーズに応じた製品づくりなど、国内外で販路の拡大を促進します。
- 安全で利用しやすい漁港の整備を推進し、年間を通じた出漁の確保や島外にある荷捌き所への確実な漁獲物の搬送を確保するとともに、漁船や装備の近代化、漁業技術の高度化等を促進するほか、し尿、家庭雑排水等の適切な処理により漁村環境や水質の保全を図ります。

4 その他の地域産業

(1) 振興方針

- 農水産加工業等の地場産業の振興を図るとともに、地域資源を活用した新たな特産品の開発や販路の開拓を支援します。
- 福祉や農林水産業など、地域住民の暮らしや産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- かごしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、ECサイト等を活用した特産品の販売促進を図ります。
- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進な

ど、農林水産業を担う人材の育成・確保を図るほか、滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成、観光事業者等の資質の向上に努めます。

- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

第5節 就業の促進

(1) 振興方針

- 交通ネットワークの充実、若者が地元に定着する魅力ある産業おこし、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

(2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や、魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興、地場産業の振興や、医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。
- また、高齢者やU J I ターン者等が知識と経験を生かし、その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。

第6節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 地域住民や事業所等による廃棄物の排出抑制・分別の徹底・減量化・リサイクルを促進するとともに、適正な処理を行うことにより、快適で美しい環境づくりを進めます。
- 少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、U J I ターン者など、誰もが安心して暮らせる住環境の整備を促進します。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、浄化槽など生活排水処理施設の整備を促進し、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ります。

(2) 計画の内容

- 島外に搬出処理している現行の体制を維持しながら、廃棄物のリサイクルや適正処理についての啓発活動を行うとともに、分別収集体制の充実に努めます。
- 家電リサイクルについては、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- 地域の気候及び風土に十分配慮しながら、老朽化した公営住宅等の建替等を促進します。
- がけ地に近接した危険住宅の移転を促進します。
- 空き家の利活用により若者の定着やU J I ターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。
- 水源としている地表水は水量が不安定であり、降雨時後に濁度の問題が生じ、また、ダム水源は水質に問題が生じることがあるため、新たな水源の確保や水質汚濁防止を図るとともに、老朽化施設の計画的な更新及び耐震化を促進します。
- 幣串地区においては、漁業集落排水施設の円滑な運用を図り、その他の地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。

第7節 医療の確保等

(1) 振興方針

- 長島町国民健康保険鷹巣診療所を中心とした診療機能の充実・強化により、地域住民が等しく適切な医療サービスを享受できるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。
- 妊婦が島外で健康診査する機会や出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。

(2) 計画の内容

- へき地診療所及び長島本島の町国保鷹巣診療所の医療施設・設備の整備の支援や医師等の確保・定着に努めるとともに、内科・外科の診療体制の充実を促進します。
- ニーズの多い歯科疾患に対応するため歯科の開設を促進するほか、関係機関等と連携し、むし歯等の歯科疾患予防に対する専門的な助言や支援等の促進に努めます。
- 救急患者搬送の円滑化を図るため、県本土・熊本県の医療機関との連携を一層充実・強化するとともに、ドクターヘリ等の有効活用に努めます。
- 健康管理体制については、保健所と町の連携を図りながら、計画的な保健活動の充実強化に努めるとともに、「健康かごしま21」等に基づき、地域住民を主体とした健康づくりの充実を図ります。
- 妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行います。
- 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等の経済的な負担軽減の取組を促進します。

第8節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、地域の実情を踏まえた支援の充実や介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 長島町の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤整備の促進、効果的な介護予防の取組促進や地域包括ケア体制の推進に努めます。
- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに、地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら、安心して充実した生活を送ることができるよう、心身の状況を把握するとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。
- 障害や障害者についての住民に対する啓発活動、障害者福祉サービスの利用促進

などにより、障害者の社会参加とその能力を十分に發揮できる環境づくりを進めます。

- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、ボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 社会福祉協議会や地区コミュニティ協議会等による自主的な地域福祉活動に対する取組を促進しながら、援護を必要とする高齢者等に対し、地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。
- 市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開し、高齢者が豊富な知識・経験・技能を生かして、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどにチャレンジできる取組の促進を図ります。
- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに、地域包括ケアシステムの促進に努めます。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため、研修会の開催や障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進、障害者福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等の促進を図ります。
- 保育所の機能充実や地域全体で子どもを育成する環境づくりなどを促進します。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図るほか、ボランティアなどの育成に努めます。

第10節 教育及び文化の振興

(1) 振興方針

- 複式学級に対応した教育内容の改善・充実を図り、今後ますます進展する情報化や国際化等に柔軟に対応できる青少年を育成します。
- 本地域には高等学校等がないため、島外の高等学校等へ進学する生徒への修学支援を促進します。
- 生涯学習の推進体制の充実や多様な学習機会の提供を通して、生涯学習の振興を図ります。
- 豊かな自然環境や個性ある歴史・文化を活用した多様な特色ある文化活動を促進します。

(2) 計画の内容

- 児童生徒数の減少に伴い増加している複式学級に対応するため、引き続き、教育内容・方法の改善、大規模校との交流学習や遠隔授業による他の学校との交流学習を促進します。
- スクールバスについては、運行コースや人数に応じて対応できるシステムの検討を行うとともに、必要に応じて車両更新を図ります。
- 本地域を離れ、島外の高等学校等へ通学するための寮・下宿生活等の負担軽減を促進します。
- 学校施設等については計画的な改築・改修等の整備の促進に努めます。
- 離島の学校に在籍する生徒の部活動等の島外での大会参加に係る交通費等の負担

軽減に努めます。

- 優れた舞台芸術等を気軽に鑑賞できる機会や文化活動の発表機会の拡充を促進するとともに、生涯学習の指導者や地域の文化を担う人材の育成を図るほか、「ながしま造形美術展」など広域的な文化活動への参加を促進します。
- 伝統芸能の保存・伝承、化石群等の文化財の保存活用を促進し、獅子島ウォークなど地域の特徴を活かしたイベントや青少年の国外ホームステイなどを通して、地域内外の人々との交流を促進します。また、廃校となった施設等の活用を促進することにより、地域の拠点として再生させます。

第11節 観光の開発

(1) 振興方針

- 本地域の特色ある観光資源や施設等を生かした個性豊かな観光地づくりなど、関係団体と連携して観光客の受入環境の整備に努めるとともに、定期船で結ばれる地域等と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。
- 雲仙天草国立公園等の優れた自然環境の保全を図りながら、風光明媚な景観を展望できるスポットや化石観察コースの整備、自然とふれあう場の確保等を促進するとともに、マンダリン色に輝く樹園地など地域の特性を生かした個性豊かな美しい観光地づくりに努めます。

(2) 計画の内容

- 豊富な魚種で知られる不知火海でのフィッシング、農林水産業と連携したみかん狩り、養殖ブリへの餌やり、アオサノリの収穫など、地域資源を生かした多彩な滞在交流型観光の促進を図ります。
- 多様化・個性化する観光ニーズに対応するため、船釣りなどが楽しめる体験民宿の普及・定着を促進するとともに、タイ・ブリなどの新鮮な魚介類を生かした「食」の開発・普及、甘夏みかんなどを活用した新たな土産品の開発、地域住民をボランティアの観光ガイドとして育成・活用するほか、観光客を温かく親切に迎える環境づくりなど、民間・行政・地域住民が一体となった受入体制の充実を促進します。
- 北薩摩観光連絡協議会などとの連携のもと、県本土や天草等と連携した周遊性のある広域的な観光ルートの形成を図るとともに、長島本島や他の離島地域との連携を図りながら、各種の観光物産展への参加やインターネット等を活用した誘客宣传を促進します。

第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興方針

- 地域の基幹産業である農林水産業と連携した体験型・滞在型観光や参加型イベントの開催、天草地域等との県際交流、出身者等のネットワーク化などによる地域内外との交流・連携を促進し、UJIT TURN等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。

(2) 計画の内容

- 昔から往来のある熊本県の天草・水俣などとの地域間において、自治体間の連携や住民レベルの日常的な交流を推進するとともに、獅子島ウォークなどの参加型イベントの開催、修学旅行の誘致やグリーン・ツーリズムの実施、青少年の国外ホームステイなどを通して、国外を含む人々との交流を促進します。
- 出身者や島に興味を持っている人々を、島の良き理解者・支援者としてネットワ

一化しながら交流・連携を図るとともに、本土地域の大規模学校との交流学習や広域的な文化・スポーツ活動等の充実を図ります。

第13節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好的な地域環境を維持するため、町との連携により、水環境の保全、騒音や悪臭の防止等に努めます。
- 国、町、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。
- 島内一周道や付隨する施設の整備、農地整備等については、自然環境の調和を図りながら進めます。

(2) 計画の内容

- 公共用水域の常時監視により、水質の環境基準の達成維持に努めるとともに、生活排水対策、水産養殖業における適正規模による養殖や養殖方法の改善、農業における施肥量の低減等により汚濁負荷量の削減を図ります。
- 本地域の貴重な自然（動物、植物、景観）について、情報の収集に努めるとともに、地域住民や研究者等の意見や助言を参考にしながら、意識啓発や保全に努めます。
- 自然公園法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の保護制度による管理・保護を継続して行います。
- 樹木の伐採や開発については、極力自然景観に配慮した計画とし、特に工作物の新築・改造については、色彩等についても配慮していきます。
- 獅子島は、海岸線から山頂まで自然の美しい島であるため、環境や景観の保全に向けた整備を図ります。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。

第14節 エネルギー対策の推進

(1) 振興方針

- 島の地形を生かした風力発電、太陽光発電、潮流発電を軸とした、再生可能エネルギーの導入等を促進します。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。
- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 蓄電池を活用した地産地消型再生可能エネルギーの導入を推進し、非常時のエネルギー確保を図ります。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

第15節 國土保全施設等の整備その他防災対策

(1) 振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「國土の強靱化」を推進し、防災・減災、国

土強靭化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する国土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 老朽化した消防ポンプ自動車等の更新や防火水槽の計画的な整備を図るとともに、消防団への加入促進や消防団等に対する訓練・研修を充実させます。
- 自主防災組織の育成や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及及び防災意識の高揚を図ります。
- 避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を促進するなど、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。

第16節 移住・定住施策の促進

(1) 振興方針

- 地域住民をはじめ、民間団体や行政が一体となった移住・定住施策の促進を図ります。

(2) 計画の内容

- ホームページ等を活用し、移住・定住に必要な情報発信を行います。
- 住民が主体となって行う地域活性化に向けた活動や地域リーダーの育成を支援する体制づくりを促進します。
- 空き家の利活用により若者の定着やUJITーンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。
- 旧小学校を有効活用した移住定住施策を促進します。

第17節 地域の振興に関するその他の事項

(1) 振興方針

- 人口減少や高齢化の進む地域の住民が、日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ります。

(2) 計画の内容

- 人口減少や高齢化の進展により、日用品の買い物や島内移動等の日常生活への支障が懸念される場合には、島民の日常生活機能を補完する取組等を行います。

桂島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、県本土の野口漁港（出水市）から、北約2.5kmに位置する桂島（面積0.33km²）1島からなっています。

○ 地形

桂島は島全体が急傾斜をなしており、平坦地がほとんどありません。

○ 気候

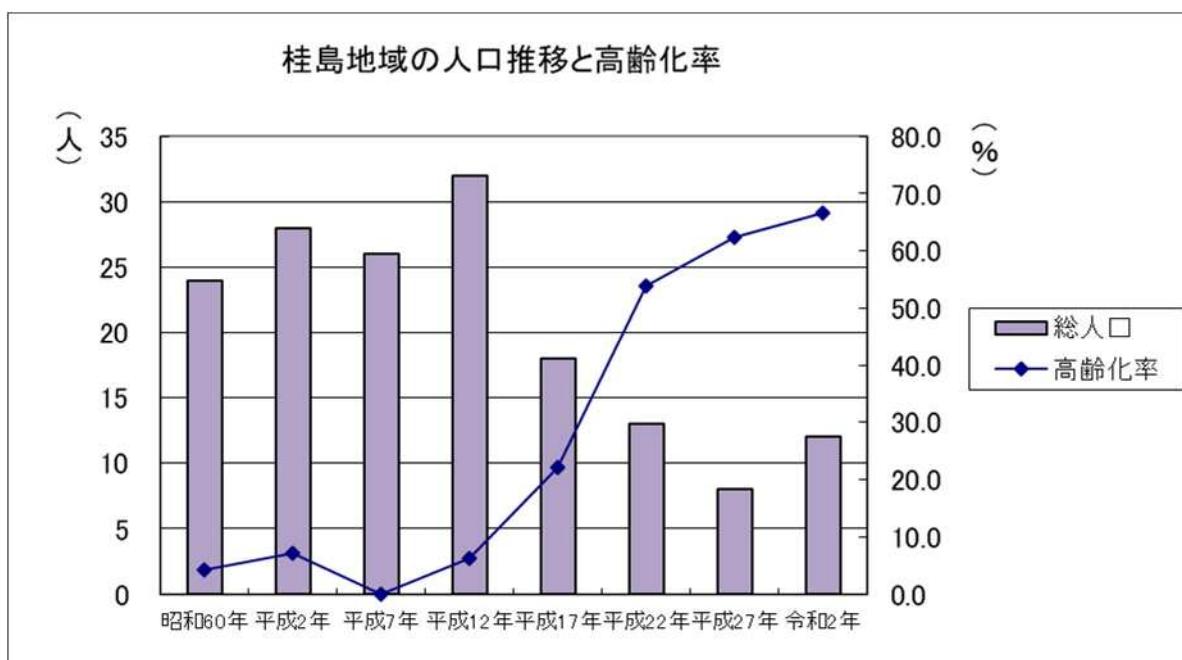
温暖な気候ですが、夏季の台風や冬季の季節風の影響を強く受けることがあります。

○ 行政区域

行政区域は、出水市に属しています。

○ 人口

令和2年国勢調査の人口は、12人となっており、平成27年から増加していますが、高齢化率は引き続き増加傾向にあります。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

- ◇ 本地域は、定期航路がなく、本土との往来については、ほとんどの世帯が自家用の漁船等を所有しているため、それに依存している状態です。
- ◇ 本土までの所要時間は、桂島から一番近い野口漁港まで10分程度です。

第3節 情報通信の現況及び課題

- ◇ 固定電話は無線により接続されています。
- ◇ インターネットは、電話回線を利用したアナログの提供エリアとなっています。ADSLや光ファイバ等のブロードバンドサービスは、提供されていません。
- ◇ 携帯電話は、近隣の基地局がカバーしており、利用可能となっています。
- ◇ テレビは、地上デジタル放送が受信できます。

第4節 産業の現況及び課題

(1) 水産業

- ◇ チリメンジャコ漁などの沿岸漁船漁業が中心となっています。漁港は、桂島漁港1港で、漁獲物は主に出水市本土の名護漁港に水揚げされています。

第5節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ・し尿処理及び生活雑排水処理

- ◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
桂島地域	12	12	100.0	—

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査(一部市町村は離島統計年報)

- ◇ ごみ処理については、島内に処理施設がなく、生ごみ等の可燃物は自ら処理していますが、不燃物及びリサイクル品は、市の委託による漁船で本土収集所まで運搬し、北薩広域行政事務組合のリサイクルセンターで処理をしています。

- ◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
桂島地域	12	12	100.0	0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査(一部市町村は離島統計年報)

- ◇ し尿については、浄化槽が設置されている世帯の浄化槽汚泥については、同組合の衛生センターまで運搬し、処理をしています。

(2) 水道

◇ 水道の状況

(単位:人、%)

区分	行政区域内人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	
桂島地域	13	0	0	110	13	0	0	110	13	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度水道統計調査

◇ 水道については、本土からの海底送水により安定供給が図られています。

第6節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

◇ 本地域には医療機関がないため、住民は本土の医療機関を利用しています。

(2) 救急医療

◇ 本地域には医師がいないため、救急患者については、県及び自衛隊のヘリコプターや船舶により県本土の医療機関へ搬送しています。

(3) 健康管理体制

◇ 保健所による訪問指導等が行われています。各種健診等については、出水市本土で受診しています。

第7節 介護サービスの確保等の現況及び課題

◇ 本地域には、65歳以上の高齢者が、令和4年4月現在で8人居住していますが、要支援・要介護認定者はいません。
◇ 本地域には、介護サービス事業所はありません。

第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

◇ 高齢化率の推移

(単位: %)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
桂島地域	0.0	6.3	22.2	53.8	62.5	66.7
鹿児島県	19.7	22.6	24.8	26.5	29.3	32.5
全国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

※ 国勢調査

◇ 本地域の高齢化率は、平成22年が53.8%，平成27年62.5%，令和2年が66.7%と上昇しています。

◇ また令和2年の高齢化率は、全国平均(28.6%)を38.1ポイント、県平均(32.5%)を34.2ポイント上回っています。

◇ 高齢世帯数

(単位:世帯, %)

区分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
桂島地域	8	5	62.5
鹿児島県	725,855	227,462	31.3
全国	55,704,949	13,250,701	23.8

※ 令和2年国勢調査

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯（65歳以上世帯員の単独世帯及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の一般世帯に占める割合は、62.5%で8世帯に5世帯が高齢世帯であり、県平均（31.3%）及び全国平均（23.8%）を大きく上回っています。
- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。
- ◇ 老人福祉施設等については、利用者数や地理的条件等から本地域には整備されていませんが、出水市全体では、特別養護老人ホーム（4か所）、介護老人保健施設（3か所）、養護老人ホーム（3か所）、軽費老人ホーム（3か所）、老人デイサービスセンター（19か所）などが整備されています。
- ◇ 在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センターは、出水市全体で1か所設置されています。

第9節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 本地域には、小学校、中学校の分校が併置されていますが、令和4年4月現在、就学する児童生徒はいません。

第10節 観光の開発の現況及び課題

- ◇ 本地域は、出水市本土に近いという地理的有利性と恵まれた自然環境を有していますが、観光施設や宿泊施設がないため、主に釣り客が来島します。

第11節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 面積0.33km²の島で、島全体が急傾斜をなし、その大部分を杉や広葉樹が占めています。
- ◇ 公共用水域の常時監視を実施し、海域の水質保全を推進しています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

第12節 国土保全等の現況及び課題

- ◇ 治山

(単位:地区数, %)

区分	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率
桂島地域	1	1	0	100.0	0	0	0	—

* 県森づくり推進課調べ(令和4年3月31日)

- ◇ 本地域は台風や季節風の影響により、高潮、越波による災害を受けやすいため、治山施設等の整備を積極的に進め、国土保全を図っています。

第13節 移住・定住施策の現況及び課題

- ◇ 本地域では、移住相談があるものの、実際に移住に至る方はほとんどおらず、受入体制や住環境の整備も不十分となっています。
- ◇ 移住した方も定住には至らず、人口減少と高齢化が進んでいます。
- ◇ 今後は、地域住民と連携し、受入体制の整備や空き家等の活用による住環境の整備、雇用環境の充実等による島外からの移住を促進し、定住に向けた取組の検討を行う必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路の整備

(1) 振興方針

- 定期航路については、必要に応じて検討します。

(2) 計画の内容

- 定期航路については、周辺の航路の整備状況や住民生活の現状等を踏まえ、必要に応じて検討します。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 住民生活の利便性向上のため、その基盤となる高速の情報通信ネットワークの整備が課題となっていることから、移動体通信の高速化や衛星ブロードバンドの活用を促進します。

(2) 計画の内容

- 電気通信事業者による情報通信基盤の拡充及び情報通信サービスの高度化を促進します。

第3節 産業の振興

1 水産業

(1) 振興方針

- 漁業者等による自主的な取組を支援しながら、周辺海域の好漁場や消費市場を近くに控えているなどの優位性を生かし、チリメンジャコ漁などの収益性の高い持続可能な沿岸漁業の振興を図ります。

(2) 計画の内容

- 漁船操業の効率化を進めるとともに、チリメンジャコなどの漁獲物を利用した特産品の開発を促進し、周知・普及を図ります。
- 魚礁や増殖場の設置等により資源の育成を図るとともに、幼・稚魚の保護など漁業者による自主的な資源回復対策を促進します。
- 水産物等販売業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

【産業振興促進事項】

(1) 産業振興促進区域

産業振興促進区域	業種
出水市桂島地域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等

(2) 計画期間

- 令和5年4月1日から令和15年3月31日までとします。

(3) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容（課題、対応策）

- 本計画に記載のとおりです。

(4) 産業振興のための取組、役割分担

① 出水市

- ・租税特別措置の活用促進、地方税の不均一課税
- ・立地、設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金等
- ・地域外企業誘致のための取組
- ・人材育成のための取組
- ・融資制度の斡旋、信用保証事業の拡大
- ・定住情報の提供の充実等
- ・離島活性化交付金等事業計画に基づき実施する雇用充実、物資の流通効率化に係る事業等

② 鹿児島県

- ・租税特別措置の活用促進
- ・立地、設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金等
- ・地域外企業誘致のための取組
- ・人材育成のための取組
- ・融資制度の斡旋、信用保証事業の拡大
- ・定住情報の提供の充実等
- ・離島活性化交付金等事業計画に基づき実施する雇用充実、物資の流通効率化に係る事業等

③ 商工会議所、漁業協同組合

- ・異業種交流の促進等、設備投資への導入支援等

④ 観光特產品協会

- ・PR活動、各種体験等を組み込んだ観光プランの作成検討等

(5) 計画の目標

- 「製造業」、「農林水産物等販売業」、「旅館業」、「情報サービス業等」のいずれかにおいて、新規設備投資件数1件、当該業種の振興を促進するために行う事業の実施に伴う新規雇用者数1名を目標とします。

(6) 評価に関する事項

- 5年毎に目標の達成状況について評価を実施します。

第4節 就業の促進

(1) 振興方針

- 水産業の振興により雇用機会の確保を図ります。

(2) 計画の内容

- チリメンジャコ漁など沿岸漁業の振興等により、新たな雇用の創出を図ります。

第5節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 地域住民によるごみの排出抑制・分別の徹底・減量化・リサイクルを促進するとともに、適正な処理を行うことにより、快適で美しい環境づくりに努めます。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、浄化槽など生活排水処理施設の

整備を促進し、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ります。

(2) 計画の内容

- ごみについては、島外に搬出処理している現行の体制を維持しながら、効率的な処理を進めます。
- 水道については、海底送水施設の更新等について検討を進めます。
- し尿及び生活雑排水の処理については、合併処理浄化槽の導入を促進します。

第6節 医療の確保等

(1) 振興方針

- へき地医療拠点病院である出水総合医療センターの診療機能の充実等により、地域住民が等しく適切な保健医療サービスを享受できるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。

(2) 計画の内容

- 地域内への医療施設の設置が困難であるため、へき地医療拠点病院である出水総合医療センターの機器の充実や救急医療体制の充実に努めます。
- 救急患者搬送の円滑化を図るため、県本土・熊本県の医療機関との連携を一層充実・強化するとともに、ドクターヘリ等の有効活用に努めます。
- 地域住民の健康管理や健康の保持増進を図るため、「健康かごしま21」等に基づき、地域特性に応じた各種保健活動による疾病の予防、早期発見など包括的な対策を促進します。

第7節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、地域の実情を踏まえた支援の充実や介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 出水市の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤整備の促進、効果的な介護予防の取組促進や地域包括ケア体制の推進に努めます。

第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら、安心して充実した生活を送ることができるよう、心身の状況を把握するとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。

(2) 計画の内容

- 市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展

開し、高齢者が豊富な知識・経験・技能を生かして、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどにチャレンジできる取組の促進を図ります。

- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに、地域包括ケアシステムの促進に努めます。

第9節 教育及び文化の振興

(1) 振興方針

- 桂島分校の適切な活用に努めます。

(2) 計画の内容

- 学校施設については、住民の意向も踏まえつつ、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動の場としての活用を図ります。

第10節 観光の開発

(1) 振興方針

- 本土に近いという地理的有利性や恵まれた自然環境を生かした観光の促進を図ります。

(2) 計画の内容

- 出水市本土まで10分足らずの距離にある地理的有利性を生かし、住民の日常生活との調和を図りながら、恵まれた自然環境とのふれあいや、釣りなどの体験型観光を促進します。

第11節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興方針

- 地域住民の島づくりに向けた主体的な取組を促進しながら、本土に近いという地理的有利性や恵まれた自然環境を生かした島内外の地域との交流人口の拡大を図ります。

(2) 計画の内容

- 出身者や島に興味を持っている人々との交流・連携を図るとともに、夏休み等を利用した体験イベントの開催など、あらゆる機会を通して島内外の人々との交流を促進し、交流人口の拡大を図ります。

第12節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好的な地域環境を維持するため、市との連携により、水環境の保全等に努めます。
- 国、市、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

(2) 計画の内容

- 公共用水域の常時監視により、水質の環境基準の達成維持に努めるとともに、生活排水対策による水質保全対策を推進します。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。

第13節 國土保全施設等の整備その他防災対策

(1) 振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進し、防災・減災、國土強靱化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する國土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 塩害等により老朽化している消防施設の整備を促進します。
- 自主防災組織の育成や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及及び防災意識の高揚を図ります。
- 避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を促進するなど、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。

第14節 移住・定住施策の促進

(1) 振興方針

- 地域住民をはじめ民間団体や行政が一体となって、移住・定住希望者の受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進します。
- 移住者のニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

(2) 計画の内容

- ホームページ等を活用し、移住・定住に必要な情報発信を行います。
- 空き家や休校になっている学校施設等を活用した移住・定住に資する施策を検討します。

第15節 地域の振興に関するその他の事項

(1) 振興方針

- 人口減少や高齢化の進む地域の住民が、日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ります。

(2) 計画の内容

- 人口減少や高齢化の進展により、日用品の買い物や島内移動等の日常生活への支障が懸念される場合には、島民の日常生活機能を補完する取組等を行います。

甑島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、県本土の西方約30kmの東シナ海上に、北東から南西の方向に約35kmにわたって位置しており、上甑島(44.20km²)、中甑島(7.28km²)、下甑島(65.56km²)の3島からなっています。

○ 地形

各島とも地形は急峻で、上甑島は遠目木山(423m)、中甑島は帽子山(296m)、下甑島は尾岳(604m)をそれぞれ最高峰にして、200m以上の山が連なり、平地が少ない地形となっています。

海岸線は変化に富んでおり、上甑島には砂州によって形成されたトンボロ地形や潟湖群も見られ、特に西側海岸には、奇観を呈した海蝕崖が多く見られ、これらの海岸線を含めた優れた景勝地が評価され、平成27年3月に甑島国定公園に指定されています。

○ 気候

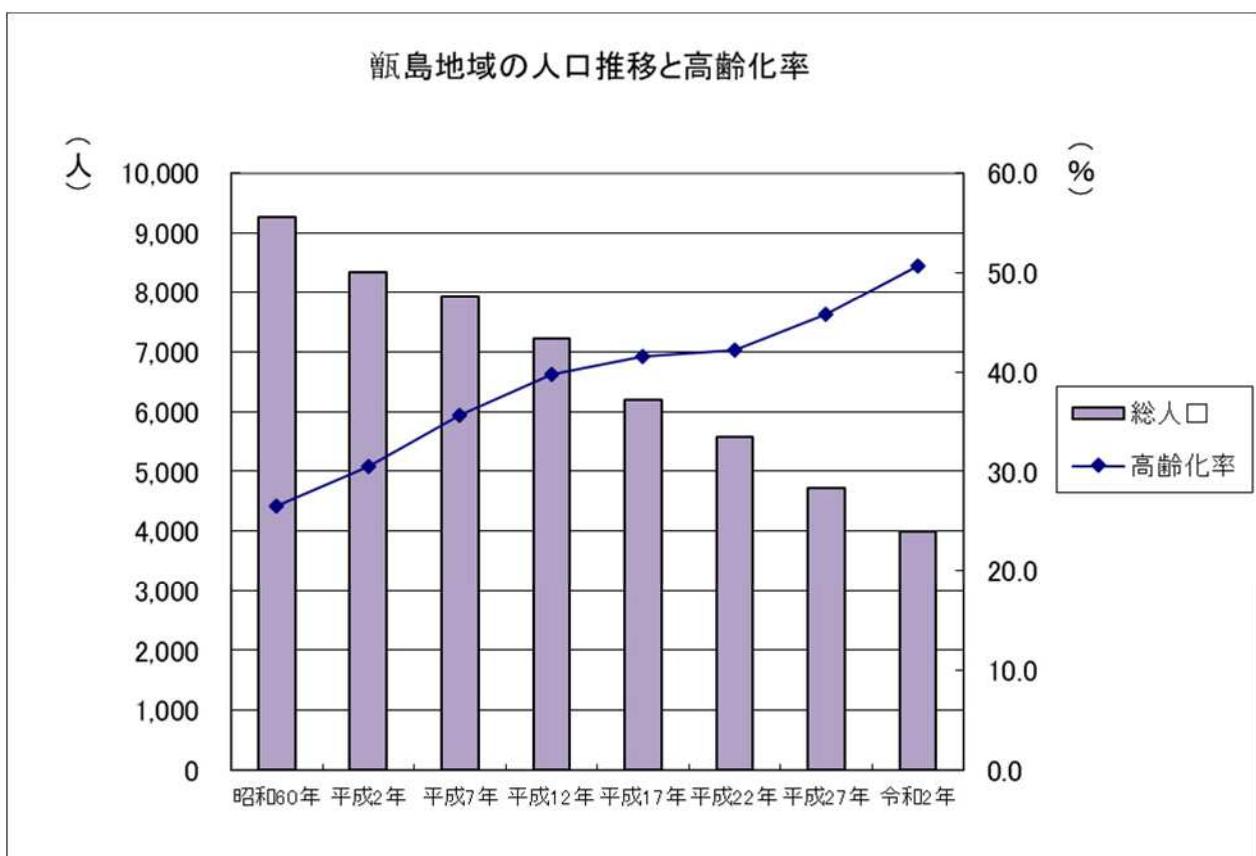
温暖ですが、夏秋季の台風や冬季の季節風の影響を強く受けます。

○ 行政区域

行政区域は、薩摩川内市に属しています。

○ 人口

令和2年国勢調査の人口は、3,983人と長期継続して減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にあります。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

- ◇ 本地域においては、定期航路が本土との唯一の交通手段となっており、串木野新港～甑島各港（里港、長浜港）間でフェリーニューコシキが、川内港～甑島各港（里港、長浜港）間で高速船甑島が渡航しています。
- ◇ また、令和5年4月には、フェリーニューコシキの甑島島内の寄港地が集約されました。

◆ フェリーニューコシキ (940t)

- 里～串木野 1時間15分（最短） 1日2便
- 長浜～串木野 1時間40分（最短） 1日2便

◆ 高速船甑島 (197t)

- 里～川内 50分（最短） 1日2便
- 長浜～川内 1時間10分（最短） 1日2便

(2) 島内道路等

- ◇ 道路改良・舗装率

(単位: %)

区分	県道		市町村道		国県市町村道計	
	一般県道		改良率	舗装率	改良率	舗装率
	改良率	舗装率				
甑島地域	90.9	100.0	52.8	96.1	65.3	97.4
離島計	91.4	100.0	78.3	93.1	81.8	94.7
本土計	71.8	100.0	70.0	92.8	72.7	94.1
県計	76.0	100.0	69.8	90.5	72.9	92.2

* 令和3年度道路現況調書(令和3年4月1日現在)

○ 県道

甑島を縦貫する道路として上甑島の県道桑之浦里港線、上甑島と中甑島を結ぶ県道鹿島上甑線及び下甑島の県道手打藺牟田港線があり、また、上甑島北部を横断する県道瀬上里線及び下甑島の西岸を走る県道長浜手打港線があります。

上甑島～中甑島間については、平成5年に二つの架橋により両島が結ばれ、令和2年8月に、中甑島と下甑島を結ぶ甑大橋が開通し、甑島列島が全て陸路で繋がったことで、全島的な陸上交通ネットワークが形成されました。

しかしながら、甑島を南北に貫く甑島縦貫道の長浜芦浜区間においては、幅員狭小等の未整備区間があり、その整備を推進しています。

また、甑大橋の開通や甑島縦貫道の整備により島内の生活圏域の拡大がなされた一方で、県道瀬上里線や県道長浜手打港線は、屈曲箇所、幅員狭小箇所等整備を要するところもあり、その整備も推進しています。

さらに、道路施設の老朽化対策として、予防保全型の維持管理を推進するため、個別施設ごとの長寿命化計画の策定を行い、定期的な点検や計画的な補修などを実施しています。

歩行者等の安全を確保するため、歩道の整備や段差解消など、安全な道路交通環境の形成を推進しています。

○ 市道

市道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、県道を相互に連絡したり地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、コミュニティセンター、学校、医療機関といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。

しかしながら本地域においては、地域間を連絡する幹線市道等の整備がまだ十分とはいえない状態にあります。

また、インフラの老朽化対策等による防災・減災への取組が必要です。

○ 島内交通

島内交通については、市のコミュニティバスである定期路線バスや、地区コミュニティ協議会が運行する自家用有償旅客運送等が運行されています。今後は、交通弱者等の移動手段確保のため、効率的で利便性の高い運行を図る他、地域の共助による自家用有償旅客運送等の拡大も検討する必要があります。

第3節 情報通信の現況及び課題

- ◇ 本土と各島間は、市が国の補助事業を活用し、平成20年度にNTT西日本と共にループ状に敷設した海底光ケーブルで接続されています。また、令和3年度に島内全域に光ファイバが整備されました。
- ◇ 携帯電話については、移動通信用鉄塔施設整備事業等の実施により、ほぼ全域がサービスエリアとなっており、居住地域等では利用可能となっています。
- ◇ テレビについては、地上波テレビ放送のデジタル化に伴い「新たな難視」地区が一部に存在していましたが、共聴施設の新設により解消されています。しかし設備の設置から10年以上が経過し、老朽化に伴い更新が必要となりつつあり、その改修費用に加え、組合員の高齢化に伴い組合の運営や設備の維持管理が負担となってくるなど、様々な課題があります。
- ◇ 本土及び各島間の光ケーブル化に伴い、各島内でも支所や公民館等の公共施設を光ファイバで結ぶ地域公共ネットワークを整備し、令和3年度から全小中学校で、生徒一人一台の端末による「GIGAスクール」の運用が開始され、タブレット端末によるインターネット学習や各学校間や外部とのオンライン会議システムの利用、双方向による住民サービスの提供を行っています。

第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

- ◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、平成29年4月から住民を対象とした航路運賃低廉化事業を実施しています。

○ 運賃

- ◆ 串木野一甑島各港間
 - ・ 普通運賃（片道）：2,340円
 - ・ 島発往復割引：4,450円
 - ・ 離島割引運賃（片道）：1,580円
 - ・ 離島住民島発往復割引：3,000円

○ 高速船運賃

- ◆ 川内一甑島各港間
 - ・ 普通運賃（片道）：3,440円
 - ・ 島発往復割引：6,550円
 - ・ 離島割引運賃（片道）：2,270円

- ・ 離島住民島発往復割引：4, 310円
- ◇ 市では農畜産物（ばれいしょ、たまねぎ、子牛等）の島外搬出に要する費用の支援を行っています。

第5節 産業の現況及び課題

- ◇ 産業分類別就業者数

(単位:人, %)

区分	就業者数	構成比
第1次産業	208	11.2
	うち農業・林業	38
	うち水産業	170
第2次産業	288	15.5
第3次産業	1,361	73.2
分類不能	3	0.2
合 計	1,860	100.0

※ 令和2年国勢調査

- ◇ 本地域では、第3次産業が7割以上に及ぶ大きな割合を占めています。

- ◇ 農林水産業生産額

(単位:百万円)

区分	農業					畜産	計(A)	林業(B)	水産業(C)	農林水産業合計(A+B+C)					
	耕種	(耕種の主な内訳)													
		米	いも	果実											
H22	40.4	9.3	5.2	3.9	59.8	100.2	2.0	2,335.6	2,437.8						
H27	22.6	3.5	8.0	5.5	78.7	101.3	2.0	531.9	635.2						
R2	14.7	3.4	2.7	6.3	70.1	84.8	—	470.0	554.8						

※市町村調べ

※離島統計年報

- ◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、水産業が減少傾向にあり、全体の生産額も減少傾向にあります。

(1) 農業

- ◇ 農家総数

(単位:人, %)

区分	H22		H27			R2		
	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数
離島地域	140	24	116	108	19	89	76	12

※ 世界農林業センサス(農林水産省)(一部市町村調べ)

- ◇ 各島とも地形が急峻であるため、耕地は少なく、点在しています。台風や冬場の

強い季節風の影響を受けやすい条件のなかで、放牧体系による肉用牛や水稻、焼酎用さつまいも、ばれいしょ、たまねぎ、パッションフルーツ等が生産されています。

◇ しかし、過疎化の進行により担い手は減少し、荒廃農地は増加の傾向にあります。

(2) 林業

- ◇ 森林面積

(単位: ha)

区分	森林面積	国有林	民有林	うち 人工林
甑島地域	9,617	0	9,617	484

※ 令和4年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

- ◇ 森林面積は9,617haで、天然広葉樹が8,785haで約91%を占め、そのうち椿林が53haとなっています。特用林産物については、しいたけ、椿の実等の生産が行われていますが、これらの資源の利用や森林の適正な管理を図るため、引き続き林道等の路網整備を図る必要があります。

(3) 水産業

- ◇ 漁業産出額

(単位: 百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
甑島地域	漁業産出額	591	425	425

※ 漁業産出額は、各管内漁協業務報告書(漁業種類別水揚げ状況)から引用

- ◇ 最近の漁業産出額については、やや減少傾向にあります。
- ◇ 本地域の周辺海域は、アジ、サバ、ブリ等の回遊魚をはじめ、キビナゴ、バショウカジキ、アワビ等の水産資源が豊富で、県内でも有数の好漁場を有しています。
- ◇ これらの資源を活用した漁船漁業や、クロマグロ、カンパチ等の養殖が行われています。
- ◇ 甑島漁業協同組合では、地域特産魚であるキビナゴを用いて、急速凍結による鮮度の高い刺身商材やフライ商材が製造されています。その他、海洋深層水の使用によるアジ、サバの塩干品が製造されています。なかでも、キビナゴのフライ商材については、外食向け商材として県外出荷されています。
- ◇ 周辺海域の一層の活用を図るため、ヒラメ、アワビ等の種苗の放流や魚礁等の設置による漁場造成、アワビ、キビナゴ等の資源管理型漁業が推進されています。
- ◇ 水産業は本地域の基幹産業であり、今後は、漁船漁業の効率化、養殖業の安定的振興に加え、6次産業化の取組も求められています。

(4) 工業、製造業(特産品製造も含む)

- ◇ 当地域は、本格焼酎、水産加工品等の魅力的な特産品に恵まれています。
- ◇ 近年では、特産品製造企業や小規模事業者等による新商品開発や販路開拓、県外大消費地へのアプローチが積極的に取り組まれています。

- ◇ 九州で唯一取水されている海洋深層水については清涼飲料水、塩・にがりなどの製造・販売や農業にも積極的に活用されています。

第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域ですが、基幹産業である第1次産業だけではなく、第2次産業、特に建設業の不振に伴い就業機会が減少しています。
- ◇ また、若者の島外流出や高齢化の進行により、就業人口も減っています。
- ◇ 一方で、観光客の増加や高齢者の増加に伴い、飲食店・宿泊業及び医療・福祉業の就業者は近年増加し、UJITURNした若者による新たな起業が行われるようにもなっています。
- ◇ 今後、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められるとともに、高齢者や女性等の高い就業意欲や多様化する就労ニーズに応じた雇用環境の整備及び雇用機会の確保を促進する必要があります。

第7節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ処理

- ◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
甑島地域	4,119	4,119	100.0	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査(一部市町村は離島統計年報)

- ◇ ごみ処理施設（焼却施設）

設置主体	設置場所	規模(t/日)	建設年度
薩摩川内市	里町里	7t/日	平成4年度(休止中)
薩摩川内市	下甑町青瀬	8t/日	平成元年度(休止中)
薩摩川内市	鹿島町藺牟田	2.8t/日	平成8年度(休止中)

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ ごみ処理については、可燃、不燃、粗大ごみ、資源ごみの全てのごみを島外搬出して、川内クリーンセンター及び民間の再資源化事業者で処理しています。
- ◇ なお、焼却施設は老朽化が激しく、現在休止中で、島外搬出のストックヤードとして利用しているところであり、今後、ごみ処理施設の整備を図る必要があります。

(2) し尿処理

- ◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
甑島地域	4,015	3,271	81.5	29

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査(一部市町村は離島統計年報)

◇ し尿処理施設

設置主体	設置場所	規模(t/日)	建設年度
薩摩川内市	下甑町長浜	6kl/日	平成4年度

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ し尿については、里、上甑地域は、上甑し尿投入施設でし渣除去及び希釈し、中甑・中野浄化センターへ移し処理しています。下甑、鹿島地域は、島外搬出し、川内汚泥再生処理センターで処理しています。

(3) 産業廃棄物

◇ 処理施設が少なく、島内で処理できない廃棄物については、島外に搬出され処理されています。

(4) 水道

◇ 水道の状況

区分	行政区域内 人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	
甑島地域	4,184	0	0	4,940	4,184	0	0	4,940	4,184	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度水道統計調査

◇ 水道は全戸に普及していますが、一部地域では、渴水期における水不足や豪雨時の高濁度水の流入のほか、老朽化施設の更新及び耐震化の促進が課題となっています。

(5) 公営住宅

◇ 公営住宅等の状況

(単位:戸)

区分	管理戸数					うち耐用年限の1/2を経過した住宅戸数				計	
	県営 (公営住宅 ・特公賃)	市町村営			計	県営 (公営住宅 ・特公賃)	市町村営				
		公営住宅 ・特公賃	市町村単独 ほか	公営住宅 ・特公賃			公営住宅 ・特公賃	市町村単独 ほか			
甑島地域	0	220	94	314	0	0	92	47	139	139	

※ 県住宅政策室、市町村調べ(令和4年4月1日現在)

※ 「市町村単独ほか」は、公営住宅・特公賃(特定公共賃貸住宅)以外で市町村が管理している単独住宅・一般住宅などを指す。

◇ 本地域の令和4年4月1日現在の公営住宅等管理戸数は314戸で、うち耐用年限の1/2を経過した住宅は139戸(全管理戸数に占める割合は44.3%)となっています。

第8節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

- ◇ 病院、診療所、医師等の数

区分	病院数	病床数	一般 診療所数	歯科 診療所数	医師 (人)	歯科 医師 (人)	薬剤師 (人)	看護師 (人)	助産師 (人)
甑島地域	—	—	6	2	6	2	1	27	—

※ 病院・一般診療所・歯科診療所は、令和2年医療施設調査(厚生労働省)の結果
(令和2年10月1日現在)

※ 医師・歯科医師数は、令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)の結果
(令和2年12月31日現在)

※ 看護師・助産師数は、業務従事者届より参照(令和2年12月31日時点)

※ 一部地域については市町村調べ

- ◇ 本地域には、12カ所の市立診療所（うち11カ所がへき地診療所）が設置されているほか、民間診療所が1カ所あり、常勤医師は4人、常勤歯科医師は2人、看護師と准看護師合わせて27人（非常勤も含む）となっています。
- ◇ 中甑島には医師がないため、架橋で繋がる上甑島の診療所が利用されています。
- ◇ また、常勤医師の負担を軽減するため、医療支援として県内の2民間医療機関から下甑手打診療所へ医師が1人ずつ隔週3日派遣されています。
- ◇ 眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科については、民間病院が、鹿児島大学医学部及び県医師会の協力を得て巡回診療を実施しています。
- ◇ 歯科については、鹿児島大学歯学部から月に2週間、歯科医師が鹿島診療所に派遣されています。
- ◇ 医療従事者の確保が課題であり、市が医療福祉従事者奨学資金貸与条例を制定し、本地域の医療施設等へ将来勤務しようとする学生等に対し奨学金を貸与するほか、医療従事者等確保対策事業として本地域の医療施設等の就労者に対して給付金を給付しています。

(2) 救急医療

- ◇ 本地域内の診療所等で対応できない救急患者については、県及び自衛隊等のヘリコプター等により市本土地域、鹿児島市及びいちき串木野市の医療機関へ搬送しています。

(3) 健康管理体制

- ◇ 市（甑島振興局）に3人の保健師が常勤しており、保健所も市や関係機関と連携をとりながら、健康づくり事業等や保健指導を行っています。

(4) 妊婦への支援等

- ◇ 本地域には常駐の産科医がないことから、妊婦が島外で健康診査を受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行っています。
- ◇ 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等が経済的な負担となっています。

第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

- ◇ 本地域の要支援・要介護認定者は、令和4年4月現在で441人、要介護認定率は21.3%であり、県全体の平均（19.2%）より高くなっています。
- ◇ 本地域の介護サービス事業所は、特別養護老人ホーム4施設、認知症対応型共同

生活介護（グループホーム）2施設が整備されているほか、居宅サービスとして、訪問介護2事業所、訪問看護2事業所等が整備されています。

第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

◇ 高齢化率の推移

(単位: %)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
甑島地域	35.6	39.8	41.5	42.2	45.8	50.7
鹿児島県	19.7	22.6	24.8	26.5	29.3	32.5
全国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

※ 国勢調査

- ◇ 本地域の高齢化率は、平成22年で42.2%，平成27年で45.8%，令和2年で50.7%と上昇しています。
- ◇ また、令和2年の高齢化率は、全国平均(28.6%)を22.1ポイント、県平均(32.5%)を18.2ポイント上回っています。

◇ 高齢世帯数

(単位: 世帯, %)

区分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
甑島地域	2,140	1,050	49.1
鹿児島県	725,855	227,462	31.3
全国	55,704,949	13,250,701	23.8

※ 令和2年国勢調査

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯(65歳以上世帯員の単独世帯及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)の一般世帯に占める割合は49.1%で、約2世帯に1世帯が高齢世帯であり、県平均(31.3%)及び全国平均(23.8%)を大きく上回っています。
- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。
- ◇ 老人福祉施設等については、甑島内において、特別養護老人ホーム(4か所)、養護老人ホーム(1か所)、老人デイサービスセンター(2か所)、薩摩川内市全体で生活支援ハウス(3か所)等が整備されています。
- ◇ 在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センターは、薩摩川内市甑島地域サブセンターが2か所設置されています。

(2) その他の福祉

- ◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められています。
- ◇ 現下の社会情勢における生活困窮者、自殺や虐待、家庭内暴力、子どもや弱者を

狙った犯罪など行政ニーズが複雑多様化してきている中、地域に暮らす住民同士が支えあい、助け合う社会を目指し、総合的なサービスの提供体制の整備と見守り体制の強化を推進する必要があります。

第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 本地域には、小学校5校、中学校5校（うち3校は休校）が設置されています。上甑島、下甑島では遠距離通学のため、スクールバスが運行されています。
- ◇ 本地域には高等学校等がないため、高等学校等へ進学を希望する生徒は島外の学校に進学しています。
- ◇ 令和4年度現在、小学校1校が離島留学を実施しており、県外を含む10名の留学生を受け入れています。
- ◇ 学校施設等については老朽化が進んでいます。
- ◇ 離島の学校に在籍する生徒の部活動の県大会参加に係る交通費については、平成29年度から県の助成制度が設けられています。
- ◇ 社会教育活動については、各地区に公民館等が設置され、積極的な学習活動が行われていますが、地域活動のリーダーやボランティア等の人材育成の講座などが求められています。また、老朽化した施設・設備の改修が必要となっています。
- ◇ 特筆される文化財としては、国指定重要無形民俗文化財及びユネスコ無形文化遺産の甑島のトシドン、県指定無形民俗文化財の甑島の内侍舞、国の登録有形文化財の鹿島村離島住民生活センターなどがあるほか、日本遺産に認定された「薩摩の武士が生きた町」を構成する里麓、手打麓もあります。
- ◇ 本地域では、白亜紀後期を中心とした恐竜化石が多数産出されており、それらの調査・研究、保存等を目的とした全天候型の施設として、鹿島町の旧庁舎を改修し、恐竜化石等の展示を行う博物館として甑ミュージアムを整備しています。

第12節 観光の開発の現況及び課題

- ◇ 観光客数

(単位:千人)					
地域名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
甑島地域	92.1	92.8	76.6	53.6	53.6

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 年間宿泊者数

(単位:千人)					
地域名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
甑島地域	31	27	27	27	36

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 観光客数及び宿泊者数は、令和2年度まで減少傾向となっていましたが、年間宿泊者数について、令和3年度は増加に転じています。
- ◇ 本地域は、日本の地質百選に認定されている鹿島断崖をはじめ、長目の浜やナポレオン岩等の美しい景観を有しています。
- ◇ 麓武家屋敷跡、カノコユリやカラスバト等の貴重な動植物、国指定重要無形民俗

文化財の指定やユネスコ無形文化遺産に登録された甑島のトシドン、新鮮な魚介類を生かした「食」、さらにはイベントの開催など、特色ある観光資源を有しています。

◇ これらの観光資源を生かして、宿泊施設、キャンプ場、海水浴場、ダイビング、遊歩道、展望所などの観光施設の整備が進められるとともに、観光船かのこによる断崖のクルージングも行われています。

◇ 平成26年度の川内甑島航路の高速船甑島就航により、運航時間の短縮、滞在時間の延長など利用者の利便性向上が図られ、観光振興にも大きな効果を及ぼしています。

第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

(1) 国内交流

◇ 小学生については、本土での陸上記録会や子ども綱引き等への参加や本土からの「甑アイランドウォッキング事業」の実施により相互の交流活動を行っています。

◇ トンボロ芸術村など文化活動事業も活発に行われています。これらの文化活動は島外からの交流人口の増加につながり、甑島の振興に大きく寄与しています。

◇ 離島留学状況一覧

市町村名	留学名称	実施校名	児童・生徒数 (人)
薩摩川内市	ウミネコ留学	鹿島小学校	10
総 計			10

※ 市町村調べ

※ 令和4年6月1日現在

◇ 離島留学では、都市部の児童生徒に、自然豊かな農山漁村での生活を体験する機会を与えるとともに、少子化、高齢化に伴い、過疎化の進行している地域が留学生を受け入れることにより、地域の活性化や教育の充実が図られています。

◇ 鹿島町では、「ウミネコ留学」が行われており、平成8年度から延べ301名の留学生を受け入れています。

第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

◇ 豪壮な海食崖、特異な潟湖群、自然性豊かな常緑広葉樹林などの多様で特色ある自然を有し、甑島国定公園に指定(平成27年)されています。

また、長目の浜と潟湖の植物群落は同年に国の天然記念物に指定されています。

◇ 上甑島の貝池は、約30億年前に出現し世界でも7か所しかない光合成細菌の一種「クロマチウム」の生息地です。

◇ 海岸にはウミガメが上陸するほか、カラスバトやヘゴの自生地は国指定天然記念物に指定されています。

◇ 地域環境の保全を図るため、大気環境や水環境の保全等に努めています。

◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

第15節 エネルギー対策の現況及び課題

◇ 地域の電力は内燃力発電によって賄われています。

◇ 燃料は、島外から搬入していることから、輸送コスト削減や燃料確保の観点から、再生可能エネルギーの導入が必要ですが、再生可能エネルギーの導入に当たっては、費用対効果や出力変動が大きく、系統が安定しないこと等が課題となっています。

◇ 再生可能エネルギーの導入状況については、上甑島に、九州電力送配電(株)の

出力250kWの風力発電施設（休止中）、出力100kWの太陽光発電施設と600kWhの蓄電施設が設置されています。

◇ また、公共施設等において、太陽光発電設備や、太陽熱を利用した給湯設備等が導入されています。

第16節 國土保全等の現況及び課題

◇ 河川

（単位：河川数、km、%）

区分	河川概要			要改修 延長 A-B=C	改修率		
	河川数	河川延長 A	改修不要 区間延長 B		16段階の8以上		
					延長 D	整備率 D/C	
甑島地域	4	4.9	0.0	4.9	4.9	100.0	

* 県河川課調べ(令和3年度末)

◇ 砂防

（土砂災害警戒区域等の指定状況）

（単位：箇所）

区分	急傾斜		土石流		地すべり		合計
	うち特別	うち特別	うち特別	うち特別	うち特別	うち特別	
甑島地域	192	192	185	144	0	0	377 336

* 県砂防課調べ(令和5年1月末時点)

◇ 治山

（単位：地区数、%）

区分	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
	危険 地区数	着手 地区数	未着手 地区数	着手率	危険 地区数	着手 地区数	未着手 地区数	着手率
甑島地域	67	47	20	70.1	87	61	26	70.1

* 県森づくり推進課調べ(令和4年3月31日)

◇ 本地域は、台風常襲地帯であり、また地形的にも山が海岸まで迫り、急傾斜地が多く、河川も短く勾配が急であることから、崖崩れ・土石流等の災害を受けやすいため、砂防・治山施設等の整備を積極的に進め、國土保全を図っています。

第17節 移住・定住施策の現況及び課題

◇ 本地域は、若者等の人口流出により、人口が長期的に減少傾向にあり、高齢化も進行しています。

◇ 移住については、定住補助制度など各種施策に取り組んでいますが、ニーズに対応した雇用環境や住環境の整備が課題となっています。

◇ 今後は人口の流出を抑制するとともに、島外からの移住を促進し、定住に向けた取組を行う必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路及び港湾の整備

(1) 振興方針

- 本地域においては、定期航路や不定期便が本土との唯一の交通手段となっており、地域産業の活性化や生活圏の広域化をはじめ、交流人口の拡大を図るため、定期航路の維持・改善に努めるとともに、人・物・情報が活発に行き交う拠点として、港湾の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 本土と甑島を結ぶ定期航路の維持・改善を図るほか、甑島を中心とした薩摩川内市、いちき串木野市にまたがる広域周遊ルートを形成し、交流人口拡大を図ります。
- 川内港の高速船ターミナルについては、引き続き利用者の利便性向上を図ります。
- 里港については、避難や緊急物資輸送に重要な耐震強化岸壁を整備し、被災時ににおける社会経済活動の維持、地域住民の安全・安心の確保を図るとともに、地元漁業の振興や荷揚作業の安全性向上を図ります。
- 長浜港は、避難や緊急物資輸送に重要な役割を果たす港湾であることから、港内静穏度向上を図る防波堤等を整備し、被災時における社会経済活動の維持、地域住民の安全・安心の確保に努め、あわせて荷揚作業の効率化・安全性の向上を図ります。
- 臨港道路等港湾施設の老朽化対策を推進し、港湾利用者等の安全性向上を図ります。
- 港の整備により、港内における船舶航行の安全性の向上や、利便性向上を図ります。
- 島内各港のターミナルが、地域振興の核となる施設になるよう、利便性向上を図ります。

2 島内交通網の整備

(1) 振興方針

- 地域内における住民の安全性や利便性向上や産業の活性化、観光客等との交流促進、人や物資の円滑な流通の確保のため、本地域を縦貫する道路の整備、生活を支えるみちづくり、公共施設等へのアクセス強化、観光産業を支援するみちづくり、既存施設の老朽化対策を含めた災害に強いみちづくりを推進するとともに、移動手段の維持・確保を図ります。
- また、令和2年8月の甑大橋の完成により、甑島3島が陸路で接続されたことから、全島一体となった交通アクセスを構築し、観光振興や地域間交流による地域活性化を促進します。
- 青瀬あいのり交通をモデルに、地区コミュニティ協議会等が運行する自家用有償旅客運送（道路運送法）による利便性の高い移動手段の確保を図ります。

(2) 計画の内容

- 島内における距離的・時間的制約を克服するため、甑島を縦貫する道路を重点的に整備するとともに、観光地へのアクセス道路の整備を進めます。
- 地域の実情に応じた生活道路の整備や計画的な維持補修を引き続き進めるとともに、歩道の段差解消等のバリアフリー化などにより、人にやさしい道路環境の整備に努めます。
- 市民生活に密着した地域間の連絡道路や地域内交通の安全性を確保するための道

路整備を図ります。

- 自転車通行空間の整備を図り、サイクルツーリズムの推進に努めます。
- 住民の移動手段の維持・確保と利便性向上を図るため、自家用有償旅客運送の導入支援を図ります。
- また、更なる交通利便性向上のため、甑大橋開通後、里・手打間を運行しているこしき縦貫バスの維持・確保を図ります。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の利便性向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、光ファイバ網を整備し、情報通信格差を解消しました。今後はそれらを維持・活用し、自治体や地域のデジタル化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- オンライン申請で行政サービスの手続きが可能となるように「行政手続きのオンライン化」を促進させ、住民の利便性向上を図ります。
- 医療、子育て、農林水産業、キャッシュレス化など様々な分野において、地域社会のデジタル化を実現させるべく、導入促進を図ります。
- 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指し、各種講演会等を開催し、人材の育成、教育・学習の振興を図ることで、デジタル社会の形成に向けた取組を促進します。
- 日常生活や災害時における連絡体制を確保するため、携帯電話等の通信環境の維持・改善に努めます。

第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

(1) 振興方針

- 離島航路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 割高となっている離島航路の運賃は、地域間格差の是正や定住促進を図る上での障害となっていることから、関係機関と協議を進めながら、低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり、離島振興を図る上での障害となっていることから、物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進するとともに、島内の関連事業者の掘り起こしを行い、取組の拡大に努めます。
- 地域外への農産物や子牛等の搬出等の移動に係る費用の低廉化に努めます。

第4節 産業の振興

1 農業

(1) 振興方針

- 海洋性気候を利用した作物の振興に加え、6次産業化や農商工等連携を促進し、農家所得の安定、地域の活性化を図ります。
- 良質な粗飼料資源の確保や優良雌牛の導入等により、低コスト・高品質の肉用子牛の生産を図るとともに、家畜防疫の徹底や家畜排せつ物の適正な処理を促進します。

- 放牧中心の飼養体系から、一部舎飼いを併用した飼養体系への移行を進めます。
- 自然環境や農村景観との調和を図りながら、地域の特性に応じた農村環境の整備や農道等の生産基盤の整備を進め、農業後継者など若者の定着と農業の生産性の向上を図ります。

(2) 計画の内容

- 水稻や焼酎用さつまいもと島外出荷の農産物の組み合わせによる農地の有効活用を図りながら、営農指導及び海上輸送料の助成を引き続き行い、農業経営の安定化や後継者・新規就農者を含めた担い手の確保及び育成を図ります。また、観光振興と一体となった6次産業化の推進を図ります。
- IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥の施用による健全な土づくりなど、環境と調和した農業を推進します。
- 肉用牛については、良質な粗飼料の確保や、優良雌牛の導入と併せて飼養管理技術の向上を図りながら、商品性の高い肉用子牛の生産を推進するとともに、家畜排せつ物の適正処理による地域環境との調和を図ります。
- 農産物の流通については、集約化による流通コストの低減を図るとともに、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した島外出荷に係る輸送コストの低廉化に向けた取組を促進します。
- 農産物加工については、地域資源を生かした加工品の開発と販路拡大を支援します。
- 効率的・安定的な農業経営を確立するために、農道などの基盤整備を進めるとともに、荒廃農地の計画的利活用や営農集団の組織化を図ります。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに、加工活動等の女性起業活動を促進します。また、高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。
- 定住条件の整備や農村環境の改善を図るため、公園等の整備を促進するとともに、棚田などを活用した農作業等の体験学習や体験型観光を促進し、都市と農村との交流を図ります。

2 林業

(1) 振興方針

- 森林の有する多面的機能の発揮を図りながら、林道等の路網整備や複層林改良等による森林の適正な整備を促進します。
- 椿などの特用林産物の生産振興を図ります。

(2) 計画の内容

- 森林の有する水源涵養機能や山地災害防止機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、複層林施業など森林の整備を実施し、健全な森林の育成を図ります。
- 森林資源の有効活用や林業経営の合理化に資するため、林道等の路網整備を促進するとともに、椿等の特用林産物の生産振興を図ります。

3 水産業

(1) 振興方針

- 漁業者や漁業協同組合等による稚貝放流などの取組を支援しながら、稚魚の放流や漁場の造成等による水産資源の増大を図るとともに、クロマグロ、カンパチなどの養殖業の振興を促進し、所得の向上と経営の安定化を図ります。

- 特産のキビナゴ、バショウカジキ、ヒゲナガエビ（タカエビ）などを対象とした販路の拡大や新たな水産加工品の開発を支援し、「甑島ブランド」の確立を図ります。また、地域に存在する優れた資源を生かし、水産加工の6次産業化を進めます。
- 漁港施設の整備や漁業技術の高度化等により、年間を通じた安全な操業や水揚げ量の増大を図ります。
- 中核的な漁業者や漁業士、経営改善に取り組むグループ等を育成するとともに、新規漁業就業者の確保を図ります。
- 漁業集落が行う自発的な活動を支援するために、国の支援制度などの活用により当地域の漁業の再生を図ります。

(2) 計画の内容

- 複雑に入り組んだ入り江などの海域特性に応じて、アワビ、カサゴなどの稚貝・稚魚の放流による栽培漁業を進め、遊漁者や地域住民の協力を得ながら水産資源の持続的な利用体制の確立を図ります。
- 魚礁や増殖場の設置藻場の造成等により、磯焼け現象の解消や資源の育成を図るとともに、幼・稚魚の保護など漁業者による自主的な資源回復対策を促進します。
- 環境に配慮しながら、クロマグロ、カンパチ等の養殖の振興を図るとともに、漁業経営の安定や地域活性化を図ります。
- 漁業協同組合の経営基盤の強化を促進するとともに、漁業体験研修や技術習得のための「かごしま漁業学校」や「新米漁業者みまもり隊」等の取組を通じて、新規就業者の確保を図ります。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成を図るとともに、漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援します。
- 製氷冷蔵施設等の水産流通施設の整備を促進するとともに、加工施設の近代化や、新たな冷凍技術など加工技術の向上等を図り、消費者ニーズに対応した付加価値の高い製品の開発や、未利用資源の有効活用を促進します。
- キビナゴ、バショウカジキ、ヒゲナガエビ（タカエビ）などの地域特産魚種の流通改善を図るため、集出荷の一元化や保管調整による出荷体制構築への取組を促進するとともに「甑島ブランド」の確立を図ります。
- また、キビナゴについては今まで培われてきたブランド力を生かし、漁業者と漁業協同組合が一体となった6次産業化を促進します。
- 利用しやすい係留施設や蓄養・養殖用水域の確保も兼ねた防波堤等の老朽化対策を推進し、年間を通じた出漁や市場への漁獲物の搬送を確保するとともに、漁船や装備の近代化、漁業技術の高度化等を促進します。

4 その他の地域産業

(1) 振興方針

- 水産加工業や焼酎などの地場産業の振興を図りながら、農林水産物等を活用した新たな特産品の開発や販路の開拓を支援します。
- 海洋資源に関連した産業など、地域の特性を生かした産業の振興を促進し、安定した就業機会の確保を図ります。
- 地域資源を活用した農林水産物の加工や観光に繋がる業種に特化した企業誘致に努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るとともに、起業家やボランティアなどの育成に努めます。
- 新たに創業する事業者や事業を拡大する既存事業者を支援することで、雇用拡充を図ります。

(2) 計画の内容

- 豊富な地域資源の一層の活用や未利用資源の掘り起こしによる特産品の開発を促進します。
- かごしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、ECサイト等を活用した特産品の販売促進を図ります。
- 豊富な農林水産物など、地域資源を生かした製品開発や起業化等を支援します。
- 企業誘致については、農林水産物などの地域資源を生かした、企業や研究機関等の立地を促進します。
- 本地域へは、既存の企業立地促進条例に基づく支援制度の要件緩和や特別支援補助の検討等による補助内容の拡充を図り、併せて適合した企業誘致を推進します。
- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進など、農林水産業を担う人材の育成・確保を図るとともに、地域産業の活性化や滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成に努めます。
- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

第5節 就業の促進

(1) 振興方針

- 交通ネットワークの充実、若者が地元に定着する魅力ある産業おこし、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

(2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や、魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興、地場産業の振興や、医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。
- また、高齢者やUJターン者等が知識と経験を生かし、その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。
- 九州新幹線鹿児島ルートの停車駅を有する強みを最大限に生かし、観光振興を通じた雇用環境の改善を図ります。
- 消費者ニーズに即した高付加価値商品の生産、加工品の開発、販売といった6次産業化等を支援し、雇用の創出と所得の増加に努めます。
- 新たに創業する事業者や事業を拡大する既存事業者を支援することで、雇用拡充を図ります。

第6節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 地域住民や事業所等による廃棄物の排出抑制・分別の徹底・減量化・リサイクルを促進するとともに、適正な処理を行うことにより、快適で美しい環境づくりに努めます。
- 少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、UJターン者など、誰もが安心して快適に暮らせる環境の整備を促進します。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、生活排水処理施設の効率的な整備により、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ります。

(2) 計画の内容

- 高齢化率が高いため、高齢世帯や独居老人によるごみの分別について、負担軽減策に努めます。
- 個人の生ごみ堆肥化を推進するとともに、地域及び事業所単位での生ごみ処理の普及を促進し、生ごみを堆肥化し、農地や家庭菜園、地域の植栽等地域の環境保全活動への活用を推進します。
- 一般廃棄物については、適正処理の啓発活動や分別収集体制の充実を図ります。
- 家電リサイクルについては、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- 産業廃棄物については、減量化・リサイクル等排出事業者による適正処理を一層促進するよう指導するとともに、適切な処理施設の整備を促進します。
- 火葬施設については、現有3施設の集合化など効率的な運営体制による施設の更新を図ります。
- 地域の気候及び風土に十分配慮しながら、老朽化した公営住宅等の建替等を促進します。
- がけ地に近接した危険住宅の移転を促進します。
- 空き家について、利活用により若者の定着やUJターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。
- 水道については、水質管理の徹底に努めながら、老朽化施設の計画的な更新及び耐震化を促進するとともに、水需要に応じた水源の確保を図ります。
- 生活排水処理について、公共下水道・集落排水施設への接続の推進及び老朽化した下水道施設等の計画的な改築や機能維持を図り、集合処理施設の整備ができない地域については合併処理浄化槽の整備費用の助成により導入を促進します。
- 公共下水道等へ接続できるまでの間、し尿等については、本土側の市し尿処理施設を含めた効率的な処理を図ります。

第7節 医療の確保等

(1) 振興方針

- 診療所の診療機能の充実・強化等により、地域住民が等しく適切な医療サービスを享受できるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。
- 妊婦が島外で健康診査する機会や出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。
- このほか、市の取組みとして、診療機能の充実・強化及び医療従事者の確保のため、甑島診療所再編方針を基とした診療所の再編・集約を図ることとしています。

(2) 計画の内容

- 医療施設・設備の整備や遠隔医療への支援を行うとともに、かかりつけ医機能の確保、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科など特定診療科目の巡回診療を支援するなど、診療機能の強化・維持を図ります。
- 自治医科大学卒医師や地域枠医師の継続的な配置に努めるとともに、看護師等の医療従事者の安定的確保を図ります。
- 地域医療への理解や将来的な医師確保に資するため、臨床研修医や医学生の受け入れに努めます。
- 常勤医師の負担軽減のため、鹿児島県へき地医療支援機構や民間医療機関からの代診医の確保に努めます。
- 救急患者搬送の円滑化を図るため、診療所と本土の医療機関等との緊密な連携体

- 制を一層充実・強化するとともに、ドクターへリ等の有効活用に努めます。
- 地域住民の健康管理や健康の保持増進を図るため、保健所・川内保健センターと本地域の2保健センターの連携を図りながら「健康かごしま21」等に基づき、地域住民を主体とした健康づくりの一層の充実に努めます。
 - 妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行います。
 - 産婦人科医、助産師による健康相談、健康教育及び小児科医による乳幼児健康診査の環境整備を促進します。
 - 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等の経済的な負担軽減の取組を促進します。
 - このほか、市の取組みとして、島内の出張診療所の存続の検討と島内の医療体制の維持に努めるため、上甑診療所に里診療所と鹿島診療所を集約した（仮）上甑診療所の新設を図ることとしています。

第8節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、地域の実情を踏まえた支援の充実や介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 薩摩川内市の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤整備の促進、効果的な介護予防の取組促進や地域包括ケア体制の推進に努めます。
- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに、地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら、安心して充実した生活を送ることができるよう、心身の状況を把握するとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。
- 障害や障害者についての住民に対する啓発活動、障害者福祉サービスの利用促進などにより、障害者の社会参加とその能力を十分に發揮できる環境づくりを進めます。
- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 社会福祉協議会や地区コミュニティ協議会等による自主的な地域福祉活動に対す

る取組を促進しながら、援護を必要とする高齢者等に対し、地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。

- 市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開し、高齢者が豊富な知識・経験・技能を生かして、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどにチャレンジできる取組の促進を図ります。
- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに、地域包括ケアシステムの促進に努めます。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため、研修会の開催や障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進、障害者福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等の促進を図ります。
- へき地保育所の開設や機能充実、地域全体で子どもを育成する環境づくりなどを促進します。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図ります。

第10節 教育及び文化の振興

(1) 振興方針

- 郷土の自然や歴史、文化に根ざした特色ある教育活動を推進し、心身ともに健康で社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の育成に努めます。さらに、学校・家庭・地域等が一体となった取組による安全・安心な学校づくりに努めます。
- 本地域には高等学校等がないため、島外の高等学校等へ進学する生徒への修学支援を促進します。
- 地域に根ざした多様な特色ある伝統芸能などの文化財等の保存・伝承や文化活動を促進するとともに、生涯を通した学習機会の充実等により、文化・スポーツ活動を通した地域内外の人々との交流を促進します。

(2) 計画の内容

- 幼稚園における預かり保育事業の充実を図ります。
- 児童生徒数の減少により学校の小規模化が進行しているため、引き続き、状況に対応した教育内容・方法の改善を図るとともに、児童生徒にとってより適切な学校教育環境を整えるために、学校の再編等を進めます。
- 安全・安心なスクールバスの運行に努めます。
- 本地域を離れ、島外の高等学校等へ通学するための寮・下宿生活等の負担軽減を促進します。
- 学校施設等については計画的な改築・改修等の整備の促進に努めます。
- 離島の学校に在籍する生徒の部活動等の島外での大会参加に係る交通費等の負担軽減に努めます。
- 「ウミネコ留学」を実施し、児童生徒の増加による教育効果を高め、地区の活性化と都市地域との交流や定住促進を図ります。
- 優れた舞台芸術等の鑑賞機会や文化・スポーツ施設の整備拡充などを図るとともに、生涯学習の指導者や地域活動のリーダーやボランティア等の人材の育成を図ります。
- 伝統芸能や文化財等の調査、活用、継承に努めるとともに、自然、動植物も含め、観光や環境、文化の面と連携しながら、本地域の新たな魅力の発見に取り組みます。
- 恐竜化石等の展示を行う博物館として、鹿島町の旧庁舎を瓶ミュージアムとして

改修し、本地域で産出される貴重な化石等の調査・研究、保存等を行います。

第11節 観光の開発

(1) 振興方針

- 本地域の特色ある観光資源や施設等を生かした個性豊かな観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、定期船で結ばれる地域等と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。

(2) 計画の内容

- 甑島国定公園等の優れた自然の保全を図りながら、変化に富んだ海岸線や多彩な湖沼群、カノコユリの群生、貴重な化石が発掘される地層など、優れた観光資源を生かした観光施設や観光農園、自然とのふれあいの場などの整備を促進します。
- 「みなどオアシス薩摩川内」の運営主体である「みなどオアシス薩摩川内運営協議会」等との連携や支援を通じて、更なる地域住民の交流促進や地域の魅力向上、観光促進に寄与し、「みなど」を核としたまちづくりの促進を図ります。
- マリンスポーツなど、本地域ならではの滞在交流型観光を積極的に促進します。
- 薩摩川内市観光物産協会等との連携のもと、本地域の体験型観光の推進や観光船等を活用した滞在型観光ルートの形成を図ります。
- 地域住民をはじめ、観光事業者や関係団体、業界、市、県が一体となった総合的な受入体制の整備を促進します。
- 県本土や他の離島地域との連携を図りながら、各種の物産観光展への参加やインターネット等を活用した誘客宣伝に取り組みます。
- 民間活力による宿泊施設の整備、キビナゴなどの新鮮な魚介類を生かした「食」の開発・普及、海洋資源などを活用した特産品の開発などを推進します。
- ワーケーションなど多様な観光交流を促進します。

第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興方針

- スポーツなどの参加型イベント、甑島のトシドンなどの伝統芸能、海洋資源などに関する大学等の学外研究活動の誘致、出身者等のネットワーク化などにより、地域内外との交流・連携を積極的に促進し、UJIT TURN等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。
- トンボロ芸術村など新たな文化活動と古くより伝承される文化との調和を図りながら、島内外の地域との交流を促進します。
- UJIT TURN者等を中心とした地域づくりの取組や、本土や他の離島地域との地域間連携による交流を促進します。

(2) 計画の内容

- 農林水産業と連携した滞在交流型観光や地域ぐるみで開催される甑マラソン大会などの参加型イベント、甑島のトシドンなどの伝統芸能を通して、地域住民と来島者及び来島者同士の交流を促進します。
- トンボロ芸術村などを島内全域に拡充する取組を促進します。
- 出身者や島に興味を持っている人々を、島の良き理解者・支援者としてネットワークを形成して交流・連携を図るとともに、島外の小中学校との交流学習や友好都市との相互訪問、離島留学制度の充実などにより、幅広い年代層間における地域間交流を図ります。

- U J I ターン者等の新たな視点による地域資源の発掘とその地域資源を生かした特色ある地域づくりの取組や、本土や他の離島地域との人材交流やネットワーク構築などの持続可能性の高い交流を促進します。

第13節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好的な地域環境を維持するため、市との連携により、大気環境や水環境の保全等に努めます。
- 国、市、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

(2) 計画の内容

- 水産養殖業における適正規模による養殖や養殖方法の改善、農業における施肥量の低減、家畜糞尿の適正処理、生活排水対策等による水質保全対策を推進します。
- また、工場・事業場からの大気汚染物質の排出抑制や悪臭の発生、漏出の防止等を図ります。
- 本地域の貴重な自然（動物、植物、景観）について、情報の収集に努めるとともに、地域住民や研究者等の意見や助言を参考にしながら、意識啓発や保全に努めます。
- 自然環境の保全については、自然観察会などの自然体験学習を推進するとともに、パトロールや啓発活動によりごみの不法投棄防止を促進します。
- 自然公園法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の保護制度による管理・保護を継続して行います。
- 生物多様性の保全については、監視パトロールによるウミガメの保護、オニヒトデなどの食害生物の駆除や外来生物の生息状況の把握に努め、希少種の保護、情報発信を図ります。
- 国、市、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

第14節 エネルギー対策の推進

(1) 振興方針

- エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、可能な限り多様な分散型電源の普及を促進するとともに、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入・利用など「エネルギーの地産地消」を推進します。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。
- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資することから、今後の研究開発の状況や住民、関係者の理解状況等を踏まえつつ、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

第15節 國土保全施設等の整備その他の防災対策

(1) 振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進し、防災・減災、國土強靱化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する國土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 津波に対する避難道路等の整備や避難体制の確保を図ります。
- 自主防災組織の育成や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及及び防災意識の高揚を図ります。
- 防災行政無線等やホームページなどによる情報伝達手段の充実を図ります。
- 消防職員、消防団員が地域と連携を図りながら高齢世帯等への定期的な防火訪問活動を積極的に行うことで、一人暮らしの高齢者が地域から孤立することがないよう高齢者の安全対策を図ります。
- 火災や風水害等から住民の生命、身体、財産を守るため消防活動に必要な消防ポンプ車や消防施設等の計画的な更新、整備を図ります。
- 避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を促進するなど、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。
- 県地域防災計画（原子力災害対策編）における環境放射線監視強化区域として、甑島の全域について平常時からモニタリングポスト等による環境放射線の監視体制の強化を図ります。

第16節 移住・定住施策の推進

(1) 振興方針

- 地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを促進するとともに、効果的な情報発信を推進します。
- 移住者の多様な暮らしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 市が管理している定住支援センターによる定住促進施策に関する情報発信を行います。
- 地場産業や水産業、観光業と連携した雇用環境の整備を促進します。
- 空き家の利活用により若者の定着やUJITアーンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。

第17節 地域の振興に関するその他の事項

(1) 振興方針

- 住民が自己の役割や責務を自覚し、主体的に行動することで、住みやすいまち・個性的で活力と潤いに満ちた地域社会の実現を目指します。
- 行政は地域住民の自主性を尊重しながら、地区コミュニティ協議会を核とする共生・協働による地域振興を進めます。

□ 人口減少や高齢化の進む地域の住民が、日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ります。

(2) 計画の内容

- 島内の各地区コミュニティ協議会で策定している「地区振興計画」に基づいた各種施策・事業の実施を促進します。
- 地域の資源を活用したコミュニティビジネス等による地区コミュニティ協議会の安定的な運営を図り、地域振興を進めることを促進します。
- 自治会やNPO等の設立・運営相談、活動支援などに努めるとともに、ボランティア活動の啓発等を通じ、各団体等が求める人材の育成を図ります。
- 人口減少や高齢化の進展により、日用品の買い物や島内移動等の日常生活への支障が懸念される場合には、島民の日常生活機能を補完する取組等を行います。

新島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、錦江湾内の桜島の北東約1.5kmに位置する新島1島からなっています。

○ 地形

新島は、ほぼ橢円形をした比較的平坦な島で、周囲は2.3km、面積は0.13km²と小さく、土壌は桜島火山の噴出により堆積したシラス土壌です。

○ 気候

一年を通じて温暖ですが、夏秋季には台風の影響を受けることもあります。

○ 行政区域

行政区域は、鹿児島市に属しています。

○ 人口

令和2年国勢調査の人口は、2人です。

第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

◇ 行政連絡船を週に3日、1日3便運航していますが、船舶の老朽化や事業継続の財源確保が課題となっています。

港湾施設については、安全性を確保しつつ、適切な維持管理を行う必要があります。

◆ しんじま丸（行政連絡船、6.74t） 1日3便 週3日

○ 新島～浦之瀬 10分

第3節 情報通信の現況及び課題

◇ 本地域には光ファイバは敷設されておらず、本土とは海底メタルケーブルにより接続されています。

◇ 携帯電話については、近隣の基地局がカバーしており、利用可能となっています。

◇ テレビについては、地上波テレビ放送のデジタル化に伴う「新たな難視」地区は発生していません。

第4節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ・し尿処理

◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
新島地域	2	0	0.0	0.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

◇ ごみについては、地域外への運搬手段及び収集体制がなく、自家処理されています。

◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
新島地域	2	2	100.0	0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

(2) 水道

◇ 水道の状況

(単位:人, %)

区分	行政区域内 人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	
新島地域	2	2	2	0	0	0	0	2	2	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度水道統計調査

◇ 水道については、海底配水により安定供給が図られています。

第5節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

◇ 本地域には医療機関がないため、住民は本土の医療機関を利用しています。

(2) 救急医療

◇ 救急患者については、行政連絡船を急患搬送船として利用する体制となっており、鹿児島市の医療機関へ搬送していますが、医療機関までの救急搬送に相当の時間を要することから、緊急性の高い救急患者発生時の対応が課題です。

(3) 健康管理体制

◇ 保健師が訪問し、健康相談や保健指導等を実施しています。

第6節 介護サービスの確保等の現況及び課題

◇ 本地域には、介護サービス事業所はありません。

第7節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。

◇ 老人福祉施設等については、利用者数や地理的条件等から島内には整備されていません。

第8節 観光の開発の現況及び課題

◇ 本地域は、錦江湾奥に位置し、霧島錦江湾国立公園に指定される豊かな自然環境を有しており、また島誕生の歴史を物語る貝殻層など、特色ある地形・地質をもつ地域として、桜島・錦江湾のジオパークの取組のなかで貴重なジオ資源として扱われています。今後も引き続き、その優れた資源の活用を図ることが必要です。

第9節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 本地域は、桜島安永噴火（1779～1782年）の際に海底が隆起してできた面積0.13km²の島であり、植生は主にクロマツが見られ、海岸景観及び亜熱帯性動植物等の自然を有しております。
- ◇ 公共用水域の常時監視を実施し、海域の水質保全を推進しています。

第10節 国土保全等の現況及び課題

- ◇ 本地域は、海岸保全施設等の整備を積極的に進め、国土保全を図っています。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路の整備

(1) 振興方針

- 住民の生活交通手段を確保するため、行政連絡船の維持・改善及び港湾施設の適切な維持管理に努めます。

(2) 計画の内容

- 住民の生活交通手段を確保するため、行政連絡船の維持・改善に努めます。
- 船舶航行の安全を確保するとともに、災害から地域住民の生命を守るため、港湾施設の適切な維持管理に努めます。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 住民の利便性向上等のため、既設通信回線の安定的な確保を図ります。

(2) 計画の内容

- 本土と一体化した防災情報などの収集・提供ができるよう、既設通信回線の安定的の確保を図ります。

第3節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 地域住民によるごみの排出抑制・分別の徹底・減量化・リサイクルを促進するとともに、適正な処理を行うことにより、快適で美しい環境づくりに努めます。
- 安全でおいしい水の安定的な供給に努めます。

(2) 計画の内容

- ごみ、し尿については、適正な処理に努めます。
- 水道については、海底配水により安定供給が図られていますが、今後、施設の更新について検討します。

第4節 医療の確保等

(1) 振興方針

- 地域住民が等しく適切な保健医療サービスを享受できるよう、保健医療提供体制の整備・充実を図るとともに、救急患者の救急搬送体制の整備を検討します。

(2) 計画の内容

- 救急患者搬送の円滑化を図るため、ドクターへり、行政連絡船、救急車、医療機関等との緊密な連携による搬送体制の整備を促進します。
- 地域内への医療施設の設置は困難であるため、地域住民への健康相談・保健指導の実施に努めます。

第5節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域

包括支援センターと連携しながら、地域の実情を踏まえた支援の充実を促進します。

(2) 計画の内容

- 鹿児島市の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、地域の実情を踏まえ、効果的な介護予防の取組促進や地域包括ケア体制の推進に努めます。

第6節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた地域のなかで、安心して充実した生活を送ることができるよう、心身の状況を把握するとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。

(2) 計画の内容

- 市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開し、高齢者が豊富な知識・経験・技能を生かして、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどにチャレンジできる取組の促進を図ります。
- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに、地域包括ケアシステムの促進に努めます。

第7節 観光の開発

(1) 振興方針

- 豊かな自然環境や特色ある地形・地質といった資源を持つ本地域の情報発信に努めます。

(2) 計画の内容

- 本地域の自然や火山がつくり出す地形などを生かしたジオパークの取組のなかで、ジオ資源として活用するとともに、引き続き、新島地域の活用について検討を進めます。

第8節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好的な地域環境を維持するため、市との連携により、水環境の保全等に努めます。
- 本地域の自然環境の保全に努めます。
- 国、市、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

(2) 計画の内容

- 鹿児島湾ブルー計画や公共用水域の常時監視により、水質の環境基準の達成維持に努めるとともに、生活排水対策等の水質保全対策を推進します。
- 本地域の貴重な自然（動物、植物、景観）について、情報の収集に努めるとともに、地域住民や研究者等の意見や助言を参考にしながら、意識啓発や保全に努めます。

- 自然公園法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の保護制度による管理・保護を継続して行います。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。

第9節 國土保全施設等の整備その他防災対策

(1) 振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靭化」を推進し、防災・減災、國土強靭化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する國土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 行政連絡船等の円滑な運用による島外からの消防職・団員の出動体制の強化を図ります。
- 地域住民の防災意識の高揚に努めます。

第10節 地域の振興に関するその他の事項

(1) 振興方針

- 人口減少や高齢化の進む地域の住民が、日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ります。

(2) 計画の内容

- 人口減少や高齢化の進展により、日常生活への支障が懸念される場合には、島民の日常生活機能を補完する取組等を行います。

種子島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、県本土の南方約40kmに位置する種子島（445.05km²）と、その西方約12kmに位置する馬毛島（8.17km²）の2島からなっています。

○ 地形

種子島は、北北東から南南西に細長く伸びた中くびれの紡錘形をした島で、島内は丘陵性の山地が連なり、最高点も282mと比較的低平で、中部から南部にかけては、段丘台地が発達しているほか、島の南部海岸付近には、かなり広域にわたって沖積低地がみられます。

馬毛島は、最高点71mの極めて平坦な島です。

○ 気候

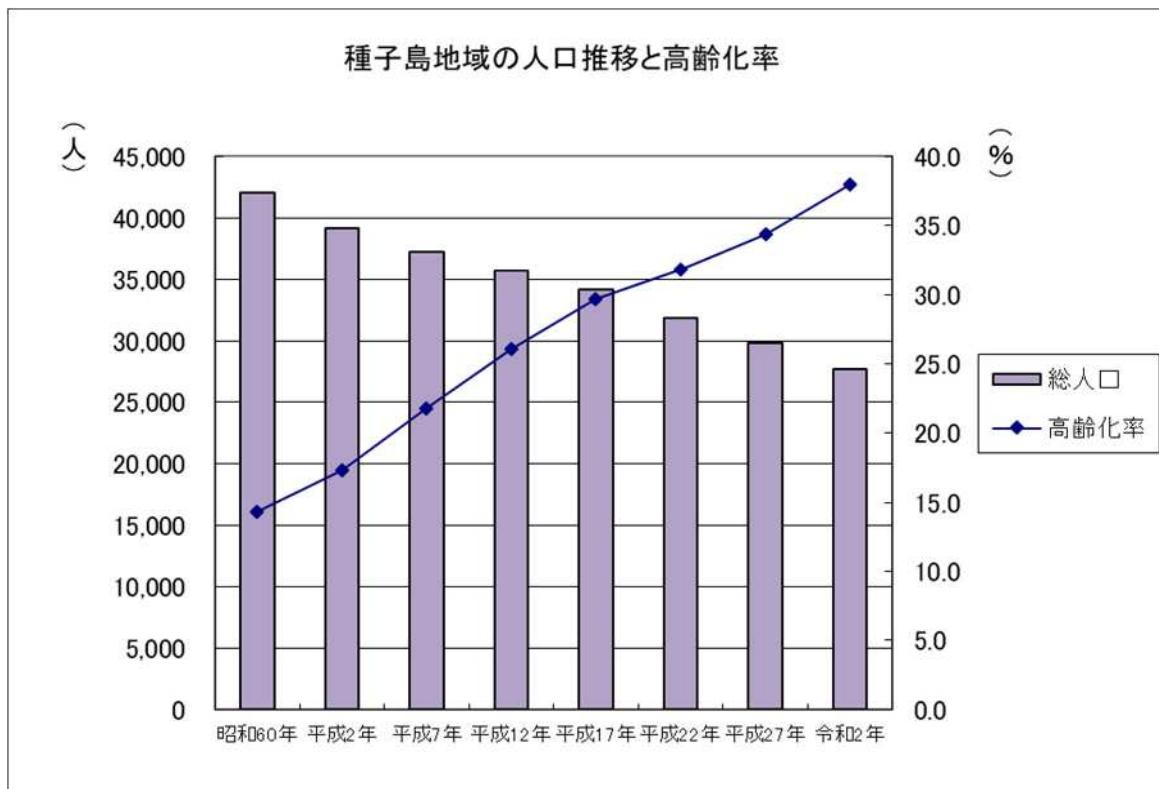
黒潮の影響を受け、温暖ですが、台風常襲地帯にあたっています。

○ 行政区域

西之表市、中種子町、南種子町の1市2町に分かれており、馬毛島は西之表市に属しています。

○ 人口

令和2年国勢調査の人口は、27,692人と長期継続して減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にあります。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

- ◇ 定期航路（フェリー、高速船）で、本土及び屋久島と結ばれています。
- ◇ 現在、運航している6隻の高速船（ジェットフォイル）は、古いもので44年を経過していることから、更新について検討する必要があります。

- ◆ プリンセスわかさ (1, 864t)
 - 鹿児島～種子島（西之表） 3時間30分 1日1便
- ◆ はいびすかす (1, 798t)
 - 鹿児島～種子島（西之表） 3時間40分 1日1便 ※日曜日運休
- ◆ フェリー太陽II (499t)
 - 屋久島～種子島（島間） 1時間5分 1日1便
- ◆ 高速船トッピー2・3・7 (163t・164t・281t)
 - 鹿児島～種子島（西之表） 1時間35分
 - ※ 1日6便（うち指宿経由1便、宮之浦経由1便）
 - 種子島（西之表）～屋久島（宮之浦、安房） 50分 1日3便
 - ※ 季節により、便数は増減します。

(2) 航空路

- ◇ 鹿児島空港～種子島空港 35分 1日4便
(ATR 42-600(48席), ATR 72-600(70席))
- ◇ 種子島空港～大阪伊丹空港 1時間15分 1日1便
(エンブラエル170(76席))
- ※ 8月及び年末年始のみ臨時運航

(3) 島内道路等

- ◇ 道路改良・舗装率

(単位: %)

区分	県道		市町村道		国県市町村道計	
	一般県道		改良率	舗装率	改良率	舗装率
	改良率	舗装率				
種子島地域(西之表市)	95.5	100.0	84.8	96.4	87.3	97.2
種子島地域(中種子町)	99.7	100.0	72.2	94.3	78.3	95.5
種子島地域(南種子町)	99.2	100.0	90.0	91.7	91.4	93.5
離島計	91.4	100.0	78.3	93.1	81.8	94.7
本土計	71.8	100.0	70.0	92.8	72.7	94.1
県計	76.0	100.0	69.8	90.5	72.9	92.2

* 令和3年度道路現況調書(令和3年4月1日現在)

- ◇ 国・県道

島内観光及び種子島空港や西之表港及び島間港への輸送に重要な役割を果たしている国道58号及び主要地方道2路線及び一般県道7路線の整備が望まれています。

国道58号については、市街地整備をはじめとして、歩道の設置や統一した緑化及び美化整備が進められているところであります、県道9路線についても整備が進められています。

歩行者等の安全を確保するため、歩道の整備や段差解消など、安全な道路交通環境の形成を推進しています。

◇ 市町道

市町道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、国県道を相互に連絡したり地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、公民館、学校、医療機関といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。

しかしながら、本地域においては、地域間を連絡する幹線市町道等の整備がまだ十分とはいえない状態にあります。

また、インフラの老朽化対策等による防災・減災への取組が必要です。

◇ 都市計画道

種子島地域の都市計画道路の改良率は、令和2年度末現在で92.4%であり、鹿児島県全体の改良率79%を上回っていますが、屈曲した道路線形で視野も悪く、歩道も未整備箇所が存在しています。

◇ 島内交通

公共交通機関として定期路線バスのほか、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスを運行しています。少子高齢化による利用者の減少や高齢者等の交通弱者の交通手段確保が課題となっています。

第3節 情報通信の現況及び課題

- ◇ 島内全域で光ファイバ網による情報通信環境の整備が完了しています。しかし、設備の老朽化により、維持管理費の負担が大きくなっている地域については、国の交付金を活用しながら、将来的な運用方法について検討していく必要があります。
- ◇ 移動体通信については、まだまだ情報格差は大きく、今後ますます移動体通信の需要が増すと思われることから、地域の特性に適した情報通信ネットワークの構築が、地域課題の解決や市町の魅力向上を図るうえで重要となってきます。
- ◇ 携帯電話については、多くの地域がサービスエリアになっていますが、地域により通信環境が悪いところも存在するため、キャリア毎にエリア化を行う必要があります。
- ◇ テレビについては、既存の共聴施設の老朽化による、更新の必要性が生じています。
- ◇ コロナ禍によりウェブ会議やオンライン授業などデジタル技術の重要性が増す中、国のデジタル田園都市国家構想に対応した地域情報化の取組を検討していく必要があります。また、これに合わせICT利活用を行う人材の育成を図る必要があります。

第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

(1) 航路

- ◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、平成29年4月から住民を対象とした航路運賃低廉化事業を実施しています。
- 高速船運賃（賃率）※ 燃料油価格変動調整金除く
 - ◆ 鹿児島－種子島間
 - ・ 普通運賃（片道）：8,800円（76.5円/km）
 - ・ 島発往復割引：14,000円（60.9円/km）
 - ・ 離島割引運賃（片道）：4,600円（40.0円/km）

- ・離島住民島発往復割引： 8,700円（37.8円／km）

(2) 航空路

- ◇ 県が県管理空港の着陸料の軽減措置を平成8年に拡充したことを受け、航空会社がその還元策として、離島住民を対象とした航空運賃割引を実施しています。
- ◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、平成29年4月から住民を対象とした航空路運賃低廉化事業を実施しています。
- 運賃（賃率）
 - ◆ 鹿児島一種子島線
 - ・普通運賃：15,650円（86.5円／km）
 - ・離島割引運賃：7,100円（39.2円／km）

第5節 産業の現況及び課題

- ◇ 市町村内総生産額

(単位: 百万円, %)

区分	総生産額	構成比
第1次産業	8,857	9.2
	うち農業	7,968
	うち林業	356
	うち水産業	532
第2次産業	11,600	12.0
第3次産業	76,166	78.8
合 計	96,623	100.0

※ 令和元年度市町村民所得推計

※ 「輸入品に課される税・関税」、「この他控除」は除く

- ◇ 産業分類別就業者数

(単位: 人, %)

区分	就業者数	構成比
第1次産業	3,970	26.4
	うち農業・林業	3,780
	うち水産業	190
第2次産業	1,647	10.9
第3次産業	9,410	62.5
分類不能	27	0.2
合 計	15,054	100.0

※ 令和2年国勢調査

- ◇ 本地域では、総生産額及び就業者数とともに、第3次産業が大きな割合を占めており、総生産額については8割弱程度、就業者数については6割程度となっております。

◇ 農林水産業生産額

(単位:百万円)

区分	農業						林業(B)	水産業(C)	農林水産業合計(A+B+C)			
	耕種	(耕種の主な内訳)			畜産	計(A)						
		いも	野菜	工芸								
H22	10,394.9	1,909.8	1,683.6	5,127.4	4,525.5	14,920.4	171.1	824.6	15,916.1			
H27	8,984.1	2,951.2	776.7	3,588.9	6,148.2	15,132.3	130.8	803.8	16,066.9			
R2	7,488.4	1,265.1	1,621.5	3,205.0	5,571.0	13,059.4	174.4	836.6	14,070.4			

※市町村調べ

※離島統計年報

◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、平成27年度はいもの増などにより、平成22年度から増加となりましたが、令和2年度はいもの減などにより、減少に転じています。

(1) 農業

◇ 農家総数

(単位:人, %)

区分	H22			H27			R2			
	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	増減率(対H22)
西之表市	1,600	1,274	326	1,310	1,068	242	965	749	216	60.3
中種子町	1,407	1,190	217	1,177	1,017	160	800	706	94	56.9
南種子町	884	748	136	783	637	146	621	507	114	70.2
種子島地域	3,891	3,212	679	3,270	2,722	548	2,386	1,962	424	61.3

※ 世界農林業センサス(農林水産省)(一部市町村調べ)

◇ 生産基盤整備率

(単位: %)

区分	畠地かんがい	ほ場整備(全体)	農道整備	農地保全	海岸保全
種子島地域	23.4	54.5	68.6	34.8	75.0
鹿児島県	53.9	68.8	62.0	82.9	72.5

* 農業農村整備事業における市町村別整備水準令和3年度調査結果(R4.4 農地整備課, 農地保全課)

◇ 比較的平坦で畠地が多く、広い耕地面積、温暖な気候、基盤整備の進んだ畠地等、地域の特性を生かしたさとうきび、さつまいも、肉用牛の産地化が進んでいます。

また、早期出荷産地として確立しているばれいしょ等の野菜、米、茶に加え、酪農、葉たばこ、かごしまブランド産品に指定されているレザーリーフファン等の生産が盛んです。

◇ 農業者の高齢化が進む中、担い手確保や農作業受託組織等の支援を図る必要があります。

◇ 経営コストの低減や耕畜連携等による環境と調和した農業の推進など持続可能な農業を確立する必要があります。

◇ 畜産については、配合飼料価格が高騰していることから、自給飼料生産に立脚した肉用牛や酪農経営を確立する必要があります。

◇ 農産物加工については、熊毛の地域特産物を利用した加工品の製造が行われてい

ます。

更に他産業と連携した農業の6次産業化への取り組みや新たな付加価値の創出を図るための加工・保存流通施設、多様なニーズに応える新たな食姿・商品の研究・開発を担う施設の整備が必要となっています。

- ◇ 台風等の自然災害の軽減、シカ等による農作物被害の防止、予冷施設等の整備、流通コストの低減、農業従事者の高齢化に伴う担い手の確保等の課題が残されています。
- ◇ これまで農道整備、区画整理等の生産基盤整備が進められており、整備水準について、農道整備は県平均を上回っていますが、ほ場整備、畠地かんがい、農地保全は県平均を下回っています。
- ◇ 農家の高齢化や担い手不足により、条件の悪い農地を中心に、荒廃農地が増加傾向にあります。新たな担い手の確保に向けて、優良農用地の利用集積及び荒廃農地・遊休農地の活用に取り組んでいます。
- ◇ 農業生産基盤・施設の整備や機械化の進展による作業効率の大幅な向上や、農作業受託組織である西之表市農業振興公社などの機能充実等により、経営規模の拡大が毎年進んでいますが、オペレーターの高齢化や機械の老朽化等の課題があります。

(2) 林業

- ◇ 森林面積

(単位:ha)

区分	森林面積	国有林	民有林	うち人工林
西之表市	12,233	1,299	10,934	3,399
中種子町	5,999	589	5,410	1,613
南種子町	6,016	1,437	4,579	972
総計(種子島地域)	24,248	3,325	20,923	5,984

※ 令和4年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

- ◇ 森林面積は24,248haで、うち民有林が86%を占めています。
天然広葉樹林が6割を占め、内陸部にはスギの人工林が整備されつつありますが、県本土に比べ成長が劣り除間伐の必要な森林が多くみられます。
- ◇ 主な林産物としては、建築用材やチップ用材等の木材のほか、たけのこやしいたけ、つわぶき等の山菜類、ヒサカキ等の枝物が生産されています。

(3) 水産業

- ◇ 漁業産出額

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
種子島地域	漁業産出額	970	791	632

※ 漁業産出額は、各管内漁協業務報告書(漁業種類別水揚げ状況)から引用

- ◇ 最近の漁獲量については、やや減少傾向にあります。
- ◇ 本地域の周辺海域は、アジ、サバ、ブリ等の回遊魚をはじめ、キビナゴ、バショウカジキ、ナガラメ（トコブシ）等の水産資源が豊富で、県内でも有数の好漁場を有しています。
- ◇ 周辺海域は、天然の瀬礁や黒潮により好漁場を有していますが、外海域に面しているため海況等の影響を受け、好不漁の変動が激しく漁獲が不安定となっていることに加え、燃料費の高騰などから厳しい漁業経営を強いられています。
- ◇ また、磯焼け等により、藻場の減少などに伴いトコブシなど沿岸資源が減少しているほか、漁業者の高齢化、後継者不足も大きな課題となっています。

(4) 商業

- ◇ 本地域は、市街地に商業の集積がみられ、地域の拠点としての商圈を形成していますが、零細な個人経営が多く、大規模小売店舗との競合に加え、経営者の高齢化や後継者不足等が課題となっています。

(5) 製造業（特産品製造も含む）

- ◇ 本地域は、本格焼酎、種子鉢、種子包丁、農水産加工品等の魅力的な特産品に恵まれています。
- ◇ しかし、特産品製造企業の多くは小規模零細企業であり、新商品開発や販路開拓、とりわけ県外大消費地へのアプローチが課題となっています。

(6) 企業立地

- ◇ 国内外において、民間企業による宇宙ビジネス参入の動きが高まる中、本地域南部では、宇宙開発関連施設の立地を活かした宇宙ロケット用固体推進薬の製造工場などが立地しています。
- ◇ また、情報インフラの整備により地理的不利性が軽減されてきていることから、ソフトウェア開発などの企業も立地しています。

第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域です。産業の集積が弱く、雇用機会の確保が十分ではありませんが、近年、有効求人倍率は増加傾向にあり、人材不足が深刻化しつつあります。
- ◇ また、若者の島外流出や高齢化の進行が、基幹産業である農林水産業に及ぼす影響は大きく、新規就農者や後継者確保が喫緊の課題です。
- ◇ 今後は、伝統的技術産業をはじめ、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められるとともに、医療、介護、福祉分野をはじめ、様々な業種で人材の育成・確保を促進する必要があります。

第7節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ処理

◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
西之表市	14,964	14,964	100.0	100.0
中種子町	7,798	7,798	100.0	100.0
南種子町	5,576	5,576	100.0	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

◇ ごみ処理施設（焼却施設）

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
種子島地区広域事務組合	西之表市西之表17385番地2	22	H22	H24
南種子町	南種子町中之下1871番地75	11	H6	H6

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ ごみ処理施設（焼却施設を除く）

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
種子島地区広域事務組合	西之表市西之表17385番地2	7	H22	H24
南種子町	南種子町中之下1729番地1	5	H21	H22

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ 埋立処分地施設

設置主体	設置場所	R3年度末 残余容量(m³)	R3年度 埋立容量 (m³)
種子島地区広域事務組合	西之表市西之表17385番地2	17,948	6,052
南種子町	南種子町中之下1779番地	4,409	1,691

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ 廃棄物の処理については、西之表市と中種子町で構成する種子島地区広域事務組合では、一部の処理困難物等を除き、ごみ焼却施設・リサイクル施設・管理型最終処分場を備えた種子島清掃センターにおいて適正に処理されています。

◇ 南種子町では、施設の維持管理に努めながら、適正なごみ処理を行うとともに、資源ごみについては、新たな品目の追加を検討し資源率の向上を目指します。また、継続的に補修を行い、施設の延命化を図ります。

(2) し尿処理

◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
西之表市	14,964	13,226	88.4	0
中種子町	7,798	6,013	77.1	0
南種子町	5,576	4,933	88.5	0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

◇ し尿処理施設

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
西之表市	西之表市安納4171番地	30	H25	H27
中南衛生管理組合	中種子町野間	30	H13	H14

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ 西之表市は単独、中種子町と南種子町は一部事務組合により処理施設が設置されており、計画的な収集処理が行われています。

(3) 産業廃棄物

◇ 島内で処理できない産業廃棄物については、島外に搬出され処理されています。

(4) 水道

◇ 水道の状況

(単位:人、%)

区分	行政区域内 人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	
西之表市	14,624	15,980	14,522	0	0	0	0	15,980	14,522	99.3
中種子町	7,596	8,140	7,591	0	0	0	0	8,140	7,591	99.9
南種子町	5,388	5,484	5,318	0	0	1,800	70	7,284	5,388	100.0
総計	27,608	29,604	27,431	0	0	1,800	70	31,404	27,501	99.6

※ 市町村調べ

※ 令和2年度水道統計調査

◇ 水道普及率は、令和2年度末で99.6%となっておりほぼ全戸に普及していますが、老朽化施設の更新及び耐震化の促進が課題となっています。

(5) 都市公園

◇ 都市公園の状況

公園名	種別	所在地	開設年月	面積(ha)
栄町公園	街区	栄町1番地	S51.4.1	0.11
東町公園	街区	東町28、29番地	S36.4.1	0.05
花里浜公園	街区	西之表字下宮原6591-3の一部、古園6387-25	S46.4.1	0.25
新城公園	街区	西之表字小田7660	S57.4.1	0.14
美浜公園	近隣	西之表6386乙3、6386-1、6386-9	S50.4.1	1.01
嘉永山公園	近隣	西之表字嘉永山および中谷の一部	S56.4.1	4.5
わかさ公園	総合	西之表14414、14414-2、1415-2、1415-6、1415-12	S40.4.1	11.9
中央墓園	特殊(墓園)	西之表字北の山および字坂ノ下の各一部	S49.4.1	2.6
中種子中央運動公園	運動	中種子町野間5378番地外	S56.9.30	18.84
伏之前街区公園	街区	中種子町野間3922番地1	H7.3.10	0.3
伏之前第2公園	街区	中種子町野間4292番地	H7.3.10	0.75
高峯多目的広場	街区	中種子町野間6646番地1	H7.3.10	0.39
宇宙ヶ丘公園	地区	南種子町中之下	S62.12.7	9.1
前之浜海浜公園	地区	南種子町西之	H9.4.1	5.5
南種子健康公園	地区	南種子町中之上	H19.4.1	5.3

※ 令和3年3月31日現在(令和2年度末 都市公園等整備現況調査)

◇ 地域のスポーツ・レクリエーション需用の増大に対応して、西之表市のわかさ公園や中種子町の中種子中央運動公園など15か所、60.74haの都市公園が整備され、整備水準は県平均を上回っていますが、施設の老朽化やトイレの未水洗化等の課題があります。

(6) 公営住宅

◇ 公営住宅等の状況

(単位:戸)

区分	管理戸数				うち耐用年限の1/2を経過した住宅戸数			
	県営 (公営住宅 ・特公賃)	市町村営		計	県営 (公営住宅 ・特公賃)	市町村営		計
		公営住宅 ・特公賃	市町村単独 ほか			公営住宅 ・特公賃	市町村単独 ほか	
西之表市	79	420	40	539	40	236	40	316
中種子町	60	203	22	285	0	60	22	82
南種子町	26	187	92	305	26	181	86	293
総計	165	810	154	1,129	66	477	148	691

※ 県住宅政策室、市町村調べ(令和4年4月1日現在)

※ 「市町村単独ほか」は、公営住宅・特公賃(特定公共賃貸住宅)以外で市町村が管理している単独住宅・一般住宅などを指す。

◇ 本地域の令和4年4月1日現在の公営住宅等管理戸数は1,129戸で、うち耐

用年限の1／2を経過した住宅は691戸（全管理戸数に占める割合は61.2%）となっています。

- ◇ 高齢化等、地域の需要に応じた住宅環境整備が引き続き必要です。

第8節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

- ◇ 病院、診療所、医師等の数

区分	病院数	病床数	一般	歯科	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	助産師
			診療所数	診療所数	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
西之表市	2	334	6	4	30	8	22	142	5
中種子町	—	—	5	3	3	6	6	13	—
南種子町	1	62	3	1	4	1	6	26	—
種子島地域	3	396	14	8	37	15	34	181	5

※ 病院・一般診療所・歯科診療所は、令和2年医療施設調査(厚生労働省)の結果
(令和2年10月1日現在)

※ 医師・歯科医師数は、令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)の結果
(令和2年12月31日現在)

※ 看護師・助産師数は、業務従事者届より参照(令和2年12月31日時点)

※ 一部地域については市町村調べ

◇ 本地域には、病院が3施設、一般診療所が14施設、歯科診療所が8施設あり、医師は37人、歯科医師は15人、薬剤師は34人、看護師181人、准看護師は105人、助産師は5人となっています。

◇ 本地域の令和2年末の人口10万人当たり医師数は133.6人で、県平均の293.0人の半数以下となっています。

(2) 救急医療

- ◇ 第二次救急医療体制については、地区の1民間病院が救急医療の中心的な役割を果たしています。
- ◇ 本地域で対応できない重症の救急患者については、県及び自衛隊等のヘリコプターワークにより鹿児島市の医療機関へ救急搬送しています。

(3) 健康管理体制

- ◇ 健康管理体制については、西之表市に7人、中種子町に8人、南種子町に3人の保健師が常勤しており、各市町は保健所と連携をとりながら健康づくり事業等や保健指導にあたっています。

(4) 妊婦への支援等

- ◇ 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等が経済的な負担となっています。

第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

◇ 本地域の65歳以上の要支援・要介護認定者は、令和4年4月現在で1,937人（西之表市1,061人、中種子町569人、南種子町307人）、要介護認定率は18.0%（県平均19.2%）となっています。

◇ 本地域の介護サービス事業所は、特別養護老人ホーム4施設、介護老人保健施設

1 施設、認知症高齢者グループホーム 7 施設が整備されているほか、居宅サービス事業所として、訪問介護 12 事業所、通所介護 8 事業所、訪問看護 5 事業所、小規模多機能型居宅介護 2 事業所等が整備されています。

第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

- ◇ 高齢化率の推移

(単位: %)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
種子島地域	21.8	26.1	29.7	31.8	34.4	38.0
鹿児島県	19.7	22.6	24.8	26.5	29.3	32.5
全国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

※ 国勢調査

◇ 本地域の高齢化率は、平成22年で31.8%，平成27年で34.4%，令和2年で38.0%と上昇しています。

◇ また、令和2年の高齢化率は、全国平均(28.6%)を9.4ポイント、県平均(32.5%)を5.5ポイント上回っています。

- ◇ 高齢世帯数

(単位: 世帯, %)

区分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
種子島地域	13,259	6,277	47.3
鹿児島県	725,855	227,462	31.3
全国	55,704,949	13,250,701	23.8

※ 令和2年国勢調査

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

◇ 高齢世帯(65歳以上世帯員の単独世帯及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)の一般世帯に占める割合は、47.3%で半分近くの世帯が高齢世帯であり、県平均(31.3%)及び全国平均(23.8%)を大きく上回っています。

◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。

◇ 老人福祉施設等については、特別養護老人ホーム(4か所)、介護老人保健施設(1か所)、養護老人ホーム(1か所)、老人デイサービスセンター(8か所)等が整備されています。

◇ 在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センター(3か所)が設置されています。

(2) その他の福祉

◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健や

かに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められています。

- ◇ 手帳所持者数について、身体障害は減少したものの、知的障害及び精神障害は年々増加傾向にあります。
- ◇ 現下の社会情勢における生活困窮者、自殺や虐待、家庭内暴力、子どもや弱者を狙った犯罪など行政ニーズが複雑多様化してきている中、地域に暮らす住民同士が支えあい、助け合う社会を目指し、総合的なサービスの提供体制の整備と見守り体制の強化を推進する必要があります。
- ◇ 関係機関との連携を図りながら、子どもや障害のある人への虐待防止、早期発見、適切な支援が実施できる体制を構築する必要があります。

第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 本地域には、小学校25校、中学校3校、高等学校2校、特別支援学校1校が設置されています。また本地域内的一部の学校では、遠距離通学のため、スクールバスが運行されています。児童生徒数は、年々減少傾向にあり、小規模校や複式学級が増加しています。
- ◇ 本地域内には高等学校等がない市町があり、進学する生徒は他の市町村の学校に通学しています。
- ◇ 令和4年度現在、1市2町の小学校15校、中学校2校が離島留学を実施しており、県外を含む85人の留学生を受け入れています。
- ◇ 学校施設等については老朽化が進んでいます。
- ◇ 離島の学校に在籍する生徒の部活動の県大会参加に係る交通費については、平成29年度から県の助成制度が設けられています。
- ◇ 社会教育施設等については、市民会館、種子島こり～な、総合体育館、公民館、勤労青少年ホーム等各種施設が設置されています。
しかし、市民会館、総合体育館、公民館等については、老朽化が進み、補修・整備が必要となっています。
- ◇ 社会教育活動については、スポーツ教室や公民館講座など、住民のライフスタイルに応じた様々な活動が行われていますが、高齢化・過疎化の進展により、組織的、継続的活動の円滑な推進が難しくなってきています。また、指導者の確保と資質向上が課題となっています。
- ◇ 文化財については、新たに立切遺跡・横峯遺跡が国史跡に指定されたほか、国指定の広田遺跡や古市家住宅、県指定の種子島銃、鰐口、源太郎踊等数多くの有形文化財、無形民俗文化財等があり、それらの保存に対する気運は、高まっていますが、特に無形民俗文化財については、伝承者の高齢化が進んでいるため、後継者の育成が喫緊の課題となっています。

第12節 観光の開発の現況及び課題

- ◇ 観光客数

(単位:千人)

地域名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
種子島地域	159.1	187.9	430.3	258.3	84.5

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

◇ 年間宿泊者数

(単位:千人)

地域名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
種子島地域	126	136	135	104	125

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 観光客数及び宿泊者数は、平成30年度をピークに減少傾向となっていますが、宿泊者数については、令和3年度から増加に転じています。
- ◇ 本地域は、鉄砲伝来の地である門倉岬、千座の岩屋、変化に富んだ美しい海岸線、メヒルギの自生地や大ソテツ等の豊富な自然をはじめ、日本で唯一の実用衛星打上げ基地「種子島宇宙センター」などの施設、トコブシやトビウオ等の「食」、種子島鉄砲まつり、ロケットまつり等のイベントの開催など、特色ある観光資源を有しています。
- ◇ また、サーフィン、ダイビング、シーカヤックなどのマリンスポーツや、西之表市が全国の自治体で初めて「ヨガの聖地®」に認定される等、ウェルネス（健康・癒やし・長寿）素材に恵まれています。
- ◇ 今後とも、体験型観光などの観光ニーズに対応しつつ、本地域への誘客につなげるため、特色ある観光資源等を生かしながら、体験プログラムの開発・充実や観光ルートの整備などを進め、滞在交流型観光を推進していく必要があります。

第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

(1) 国内交流

- ◇ 西之表市では、市の出身者や市と縁のある人で構成される「種子島ふるさと応援隊」を組織し、相互交流を行っています。
- ◇ 本地域の17小・中学校で実施されている離島留学では、都市部の児童生徒に自然豊かな農山漁村での生活を体験する機会を与えるとともに、少子化、高齢化に伴い、過疎化の進行している地域が留学生を受け入れることにより、地域の活性化や教育の充実が図られています。

◇ 離島留学状況一覧

市町村名	留学名称	実施校名	児童・生徒数 (人)
西之表市	種子島しおさい留学	上西小学校	4
		現和小学校	2
		国上小学校	2
		伊闌小学校	8
		古田小学校	2
		安城小学校	6
		安納小学校	8
		住吉小学校	2
中種子町	うみがめ留学	岩岡小学校	2
南種子町	宇宙留学	茎南小学校	8
		西野小学校	7
		大川小学校	8
		島間小学校	6
		平山小学校	3
		花峰小学校	3
		長谷小学校	8
		南種子中学校	6
総 計			85

※ 市町村調べ

※ 令和4年6月1日現在

(2) 国外交流

- ◇ 西之表市においては、鉄砲伝来という歴史的な出来事の関係からポルトガルのヴィラ・ド・ビスボ市と姉妹都市盟約を結んでいます。
- ◇ 今後は、引き続き交流を行うとともに、海外へのPRを行い、海外の観光客を誘致するという目的をもって交流活動を展開していく必要があります。

第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 地域環境の保全を図るため、大気環境や水環境の保全、騒音や悪臭等の防止に努めています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

第15節 エネルギー対策の現況及び課題

- ◇ 本地域の電力は、内燃力発電によって賄われています。
- ◇ 燃料は、島外から搬入していることから、輸送コスト削減や燃料確保の観点から、再生可能エネルギーや電気自動車の積極的な導入が課題となっています。
- ◇ 再生可能エネルギーの導入状況については、病院や公共施設等において、太陽光発電設備や太陽熱を利用した給湯設備等が導入されています。
- ◇ 一方で、固定価格買取制度開始後の太陽光発電の急増により電力需要の少ない時

期には、出力抑制が頻繁に発生している状況です。

- ◇ また製糖工場においてはさとうきびの絞りかすであるバガスを燃料とした発電が行われています。

第16節 國土保全等の現況及び課題

- ◇ 河川

(単位:河川数, km, %)

区分	河川概要			要改修 延長 A-B=C	改修率		
	河川数	河川延長 A	改修不要 区間延長 B		16段階の8以上		
					延長 D	整備率 D/C	
種子島地域	13	56.8	4.1	52.7	37.2	70.6	

* 県河川課調べ(令和3年度末)

- ◇ 砂防

(土砂災害警戒区域等の指定状況)

(単位:箇所)

区分	急傾斜		土石流		地すべり		合計	
	うち特別							
種子島地域	343	343	125	90	3	0	471	433

* 県砂防課調べ(令和5年1月末時点)

- ◇ 治山

(単位:地区数, %)

区分	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
	危険 地区数	着手 地区数	未着手 地区数	着手率	危険 地区数	着手 地区数	未着手 地区数	着手率
種子島地域	126	83	43	65.9	73	42	31	57.5

* 県森づくり推進課調べ(令和4年3月31日)

◇ 本地域は、台風常襲地帯であり、また、河川は天然河岸で流路が短く急勾配のうえ、崩れやすい土質も加わって、土石流、崖崩れ等の災害を受けやすいため、砂防、治山施設等の整備を積極的に進め、國土保全を図っています。

◇ 本地域の二級河川は河川数13水系13河川、延長56.8kmであり、河川延長の短い小河川が多く、梅雨期や台風期の集中豪雨により、過去に浸水被害も発生していることなどから、流域全体で治水対策を推進する必要があります。

第17節 移住・定住施策の現況及び課題

- ◇ 本地域は、若者等の人口流出により、人口が長期的に減少傾向にあり、高齢化も進行しています。
- ◇ マリンスポーツ等を目的とした移住はありますが、ニーズに対応した雇用環境や住環境の整備が課題となっています。
- ◇ 今後は、人口の流出を抑制するとともに、島外からの移住をさらに促進し、定住に向けた取組を行う必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路及び港湾の整備

(1) 振興方針

- 地域産業の活性化や住民生活の利便性向上はもとより、観光客の一層の増加を図るため、県本土及び屋久島を結ぶ航路の維持・改善に努めるとともに、人・物・情報が活発に行き交う拠点として、港湾施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 本土及び屋久島を結ぶ定期航路の維持・改善を図るとともに、大型クルーズ船の寄港拡大を促進します。
- 高速船（ジェットフォイル）の更新については、関係機関等から情報収集を行なながら、計画的な更新を検討するとともに、国等の支援を要請していきます。
- 西之表港及び島間港については、大型クルーズ船寄港の誘致を進めるとともに、同港を利用する船舶が安全に接岸できる港湾整備を図ります。
- 西之表港については、大規模災害時における緊急物資輸送に対応するための耐震強化岸壁等の整備を進めます。
- 屋久島と結ぶ定期航路やロケット搬入の基地港となっている島間港では、船舶航行の安全性の向上を図るため、防砂堤等の整備を進めます。
また、地域に密着した産業活動等の拠点であるその他の港湾についても、安全で利用しやすい港として整備を図ります。

2 航空路及び空港の整備

(1) 振興方針

- 住民生活の利便性向上や地域の産業・経済の発展を図り、観光を通じた交流人口の拡大を図るため、空港施設の機能向上及び定期航空路線等の維持・充実に努めます。

(2) 計画の内容

- 航空輸送需要の動向に対応した空港施設の整備及び機能向上を図るとともに、定期航空路線の維持・充実を図るほか、大都市等とを結ぶ新たな航空路線の開設を促進します。

3 島内交通網の整備

(1) 振興方針

- 地域内における住民の安全性及び利便性の向上や産業の活性化、観光客等との交流を促進し、円滑な人や物資の移動を確保するため、島内幹線道路網の整備、港湾・空港へのアクセス強化、生活を支えるみちづくり、既存施設の老朽化対策を含めた災害に強いみちづくりを進めます。
- また、地域公共交通をはじめとする公共交通体系の維持・確保を図りつつ、旅客の利便性（路線バスとのアクセス、高速船とのアクセス等）を増進し、利用しやすい環境の整備を促進します。
- 市街地部分については、街づくりと一体となった街路の整備により、秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保します。

(2) 計画の内容

- 離島内における距離的・時間的制約の克服を図るため、港湾・空港・種子島宇宙センターとアクセスする道路など、利用者数の多い市街地や公共施設、交通拠点の周辺部など緊急性を勘案しながら道路の整備を進めるとともに、種子島らしい風情ある街並みの形成を目指した街路の整備を図ります。
- 地域の実情に応じた生活道路の整備や計画的な維持補修を引き続き進めるとともに、歩道の段差解消等のバリアフリー化などにより、人にやさしい道路環境の整備に努めます。
- 自転車通行空間の整備を図り、サイクルツーリズムの推進に努めます。
- 住民等が利用しやすい地域公共交通（デマンドタクシー・市街地巡回バス）を整備し、広域で運行するバスや高速船との接続を考慮することで、利用者の利便性を向上させます。またタクシー・レンタカーサービスなどとも連携を図り、住民や観光客の満足度を向上させます。
- 空港バスや路線バスの在り方を種子島地域公共交通計画において検討し、住民や観光客にとって利用しやすい交通体系を整備します。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 住民生活の利便性の向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、地域の特性に適した情報通信ネットワークの基盤整備を推進し、住民が情報化社会の恩恵を享受できるように取り組みます。

(2) 計画の内容

- 超高速ブロードバンドの継続的な維持管理のため、国の交付金制度を活用するとともに、将来的な運用形態について検討します。
- デジタル田園都市国家構想に合わせた地域情報化の推進を図り、大規模災害、2040年人口減少時代、高齢化社会、コロナ禍など予測困難な時代に合わせた地域情報化の方策や人材育成について検討を行います。
- 携帯電話の電波が届きにくい箇所については、生活環境はもとより、災害時における連絡体制を確保するため、携帯電話のエリア整備を関係機関等に要望します。
- 地上デジタル放送移行に伴い整備された共聴施設の更新について検討を行います。

第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化

(1) 振興方針

- 離島航路・航空路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 離島航路・航空路の運賃は割高であり、地域間格差の是正や定住促進を図る上の障害となっていることから、関係機関と協議を進めながら、離島航路・航空路にかかる運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり、離島振興を図る上の障害となっていることから、物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進します。

第4節 産業の振興

1 農業

(1) 振興方針

- 園芸・畜産等との複合経営を基本としたさとうきびの一層の生産性向上を図るとともに、でん粉、青果用、加工用など用途別需要に応じたさつまいもの計画的生産を進めます。
- 安心・安全な「食」の供給を目指して、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」や環境と調和した農業を推進するとともに、多様で豊富な地域特産物を利用し、農商工等連携や6次産業化などを推進し、農産物の付加価値向上を図ります。
- 野菜や花き、果樹については、温暖な気候を生かし、施設化や機械化による品質向上や生産拡大、流通体制の整備による鮮度保持対策等を進め、かごしまブランド産地の確立を図ります。
- 茶については、生産基盤の整備等による産地の拡大と良質茶生産に努め、「日本一早く美味しい走り新茶」づくりを進めます。
- 葉たばこについては、栽培技術の向上などによる高単収・高品質な葉たばこ生産や、効率的な生産体制の構築を進めます。
- 畜産については、草地開発など飼料基盤の整備による飼料作物の作付の拡大や、さとうきび梢頭部等の活用を推進し、肉用牛及び酪農の生産振興と畜産経営の安定を図ります。
- 新規就農者の確保・育成や、地域計画の実現に向けて担い手への農地の集積・集約化を図るなど、地域を担う経営感覚に優れた経営体の育成を進めるとともに、区画整理や土層改良、農道など生産基盤の整備、定住促進のための生活環境基盤の整備を推進します。
- 「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」といった3つの取組を総合的かつ一体的に進め、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図ります。
- 黒糖づくりやさとうきびの収穫体験などを通した都市と農村との交流を推進します。

(2) 計画の内容

- さとうきびについては、野菜等の園芸、畜産等との複合経営を基本に、優良品種の普及等により品質向上を図るとともに、植え付け機やハーベスター、精脱施設の導入、収穫作業等の受託組織の育成、農地流動化による大規模経営の育成を進めるなど、生産性の一層の向上を図ります。
- 園芸作物については、畠地かんがいの積極的な活用やビニールハウス等の施設化を図りながら、ばれいしょ、かぼちゃ、たまねぎ、ブロッコリー、スナップえんどう、そらまめ等の野菜、レザーリーフファンや球根類等の花き、たんかん、マンゴー、パッションフルーツ等の果樹の産地拡大を推進します。
- 「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の普及により、安心・安全な農林水産物の生産・供給を推進します。
- IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や、良質堆肥の施用による健全な土づくり、土壤診断に基づく適正施肥及び化学肥料の使用軽減など、環境と調和した農業を推進します。
- さつまいもについては、用途別の需要に応じた計画的生産、栽培技術の向上、病害虫対策、土づくり、優良品種の普及、機械化の推進を図り、高品質・低コスト生産を推進します。
- 米については、基本技術の励行、乾燥調整技術の向上等により、品質・食味の向上を図るとともに、飼料作物等を組み合わせた収益性の高い水田農業経営を推進し

ます。

- 茶については、基本技術の励行による品質向上を図るとともに、機械化による規模拡大と工場操業を考慮した品種構成の適正化、茶工場の共同化を進めます。また、仕上げ茶製造による商品性を高める取組を推進します。
- 葉たばこについては、栽培技術の向上や平準化を進めるとともに、機械化の推進や共同乾燥・貯蔵施設等の運営の円滑化により、生産性と品質の向上を図ります。
- 畜産については、飼料畑等の整備による自給飼料の増産や飼養管理技術の向上、繁殖雌牛の導入推進による生産基盤の維持・拡大を図り、家畜防疫の徹底、耕畜連携や環境と調和した農業を推進します。
- 農産物の流通については、鮮度保持のための予冷施設等の整備、周年供給体制の構築など、農産物の輸送合理化を図るとともに、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した島外出荷に係る輸送コストの低廉化に向けた取組を促進します。
また、航空機を活用した輸送体系についても、有効活用をさらに進めます。
- 併せて、安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給できる産地づくりと、イメージアップによる販路拡大を一体的に進めます。
- 農産物の加工については、さとうきび、さつまいも、パッショングルーツ等の地域特産物を活用し、農商工等連携や6次産業化の取組を通じて、消費者ニーズに対応した個性的な製品を開発するとともに、大消費地における消費宣伝や販路拡大等により、農産物加工業を地場産業として育成します。
また、農山漁村の雇用の確保と所得の増大、新たな付加価値の創出に向けた取り組みの支援により「農山漁村の6次産業化」を目指し、農業の持続的発展をサポートする加工・流通施設の整備を図ります。
- 環境との調和等を図りながら、区画整理、農業用水施設、農道等の生産基盤の整備を推進し、農業生産性の向上、農業の近代化や農村環境の改善を促進します。併せて、これまでに整備した農業水利施設、農道等の計画的な保全管理を進めます。
- 農地防災については、自然災害の発生や農地の浸食・崩壊を未然に防止するため排水路や農業用ため池等の整備を行い、農業生産の維持と農地の環境保全に努めます。
- かんがい整備については、畠地かんがい施設の有効利用を図り、施設の適切な維持管理によるコスト縮減と畠かん農業の展開を支援するための条件整備を進め、地域による用水保全の推進を図ります。
- 「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」といった3つの取組を総合的かつ一体的に進め、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図ります。
- 種子島農業公社や西之表市農業振興公社など多様な農作業受託組織が窓口となる農作業の受委託を進めるとともに、農業機械の共同利用等による地域ぐるみの営農活動を推進します。
- 種子島営農大学校（西之表市）等による新規就農者の確保・育成や経営感覚に優れた収益性の高い経営体の育成を図ります。また、経営熟度に応じて法人化への取組を支援します。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに、加工活動等の女性起業活動を促進します。また、高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。
- 地元高校における農産物加工品の開発やバイオ技術を用いた植物の培養などの取組を支援するほか、小中学校と連携した体験学習等の促進により、子ども達の農業への関心を高めます。
- 地域住民の自主的な話し合いを基本に、都市住民やNPO法人等との連携による共生・協働の農村（むら）づくり運動を推進するとともに複数集落の機能を補完する

農村型地域運営組織(農村RMO)の形成等の取組を支援します。また、地域計画の実現に向けて担い手への農地の集積・集約化を図ります。

- 水土里サークル活動により、農家だけでなく、農家以外の地域住民も参加した農地、農道、農業用水路などを保全する活動や、集落などで管理する水路・農道など施設の長寿命化のための活動を促進します。
- 地域資源を活用したグリーン・ツーリズム等の受入体制の整備を図るとともに持続的なビジネスとしての農泊の取組を促進します。

2 林業

(1) 振興方針

- 伐採跡地への計画的な再造林、除間伐の推進、広葉樹資源の充実による森林の総合的活用を推進するとともに、林道等の路網や木材加工流通体制等の整備を促進し、生産性の高い林業の振興を図ります。
- 森林施業の集約化を図り、低コスト施業の実現を推進します。また、適正な森林整備の推進により、森林の多面的機能の維持・増進を図ります。
- 地域特性を生かしたしいたけ、山菜類、枝物等の特用林産物の生産振興を図ります。

(2) 計画の内容

- 森林の有する水源涵養機能や山地災害防止機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、除間伐を中心とした保育作業を実施し、健全な森林の育成を図ります。
- 林業の機械化、労働力の確保については、傾斜地の多い地形条件や施業内容等に応じた高性能林業機械の導入及びオペレーターの養成を推進します。
- 森林組合をはじめ林業事業体の森林経営計画制度の適切な運用を進め、事業量の安定的確保及び事業規模の拡大により、事業体の経営基盤強化を図ります。
- 森林施業の集約化を担う人材の確保を図るとともに、森林組合等による長期的な森林施業の計画作成を促進し、地域の関係者が一体となって計画的で効率的な施業を推進します。
- 林産物を効率的に搬出するため、林道等の路網整備を促進し、林業生産基盤の強化を図るとともに、需要者ニーズに対応した木材の安定供給体制づくりを促進します。
- 林業基盤の整備については、島内の公共施設、一般住宅等の木造化を推進し、木材需要拡大を図る観点から、種子島産材活用に伴うエコポイントの導入や島外出荷に係る輸送コストの軽減策の検討を進めるとともに、素材の安定供給体制の整備と関係機関の連携を深め、地元材を活用した新たな事業の取組と製品の共同出荷体制の確立を図ります。
- 森林組合をはじめ林業事業体の機能強化や林業就業者の就労条件の改善を進めるとともに、後継者の育成・確保を図ります。
- 地域の特性を生かした、しいたけ、たけのこ、枝物等の特用林産物の生産振興を図ります。
- 森林資源有効活用、地球温暖化防止、循環型社会の形成のため、木質バイオマスエネルギーの利活用を図ります。

3 水産業

(1) 振興方針

- 漁業者や漁業協同組合等による自主的な資源保護の取組などを支援しながら、周辺海域の好漁場を活用し、トコブシ稚貝等の放流や人工イカ産卵礁、魚礁等の設置

による水産資源の増大を図るとともに、クルマエビやウナギなどの養殖業の振興を促進し、所得の向上と経営の安定を図ります。

- トコブシ、アオリイカ、キビナゴなどの地域特産の魚介類のブランド化を図るとともに、消費者ニーズに対応した付加価値の高い水産加工品の開発を促進しながら、水産物の生産・加工・流通・販売の充実を図ります。
- 漁港や関連施設の整備、漁船・装備の近代化等により、年間を通じた安全な操業や水揚げ量の増大を図るほか、漁業体験研修等により次代の水産業を支える担い手の育成・確保を図ります。
- また、中核的な漁業者や漁業士、経営改善に取り組むグループ等を育成します。

(2) 計画の内容

- 入り江が少なく外海に直接面するなどの海域特性に応じて、特産のトコブシなど地先型種苗の放流を継続的に進め、遊漁者や地域住民の協力を得ながら、水産資源の持続的な利用体制の確立を図ります。
- 藻場の造成、魚礁や増殖場の設置等により、磯焼け現象の解消や資源の育成を図るとともに、幼・稚魚の保護など漁業者による自主的な資源回復対策を促進します。
- 漁業協同組合の経営基盤強化を促進するとともに、漁業体験研修や技術習得のために「かごしま漁業学校」や「新米漁業者みまもり隊」の取組を通じて、新規就業者の確保を図るほか、UJITURNERSの活用を促進します。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成を図るとともに、漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援します。
- 荷さばき施設や製氷冷蔵施設等の水産流通施設の整備を促進するとともに、加工施設の近代化や加工技術の向上等を図り、消費者ニーズに対応した付加価値の高い製品の開発や、未利用資源の有効活用を促進します。
- トコブシ・アオリイカ・キビナゴなどの特産の魚介類のブランド化を図るため、水産物の一元的な集出荷による共販体制の確立や、インターネットなどを活用した販路開拓に努めるほか、地産地消や魚食普及を目的としたイベント等の取組を支援します。
- 安全で利用しやすい係留施設や防波堤等の整備、荷捌き施設などの流通関連施設の整備を図り、年間を通じた出漁や市場への漁獲物の搬送を確保するとともに、漁船や装備の近代化、漁業技術の高度化等を促進します。

4 その他の地域産業

(1) 振興方針

- 水産加工業等の地場産業の振興を図るとともに、地域資源を活用した新たな特產品の開発や販路の開拓を促進します。
- 地域の消費者ニーズに対応し、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進します。
- 豊富な農林水産資源、水資源など地域の特性を生かした企業の立地を促進し、安定した就業機会の確保を図ります。
- 宇宙開発の着実な推進を支援するための環境づくりに努めるとともに、日本最大のロケット打上げ施設「種子島宇宙センター」を有するという地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るとともに、起業家やボランティアなどの育成に努めます。
- 農商工連携など、業界や分野を越えた連携を強め、市民の主体的な取り組みを最大限支援していくとともに、地元産品の購入のための取り組み、核となる施設等の

整備による集客力向上など、関係団体と連携しながら活性化を図ります。

(2) 計画の内容

- 地場産業の水産加工・焼酎・焼き物等については、経営の近代化や加工技術の向上を図るとともに、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した「売れる商品づくり」を促進します。
- 農水産物等の地元資源を活用し、農業・製造業さらに観光と連携した6次産業化を積極的に進めます。
- かごしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、ECサイト等を活用した特産品の販売促進を図ります。
- 商店街が商工団体、地域住民等と連携して行うイベント開催や空き店舗対策など、意欲的で創意工夫に満ちた魅力ある商店、商店街づくりのための取組を促進します。
- ロケット打上げ関連産業を振興するため、関係機関と連携し、港湾施設や空港、道路や通信網などのインフラ整備の促進を図ります。
- また、種子島宇宙センター等を活用した宇宙開発に関する体験・学習機能の充実を図るとともに、「種子島宇宙芸術祭」などのロケットに関連したイベントの開催等により、ロケット打上げによる国際的な知名度を活かした観光地づくり及び地域間交流の推進に努めます。
- 豊かな農林水産資源など、地域の特性を生かした企業や地理的ハンディを克服し、うるIT企業、研究開発機関等の立地を図るほか、進出企業の地域への定着・発展を図るため、各種ケアの充実を促進します。
- 学校跡地等を有効活用し、企業等誘致や地場産品開発等の拠点づくりを推進します。
- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進など、農林水産業を担う人材の育成・確保を図ります。
- 地域産業の活性化や滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成、観光事業者等の資質の向上に努めます。
- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

第5節 就業の促進

(1) 振興方針

- 交通ネットワークの充実、若者が地元に定着する魅力ある産業おこし、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進するとともに、人材の育成・確保を推進します。
- あらゆる地域資源を軸にした産業間の連携、新産業の創出を図り、本物性、希少性といった付加価値創出のための「ものづくり」、そしてその原動力となる「ひとつづくり」を推進します。
このことにより若者が地元に定着する魅力ある産業おこしを図り、1次産業を核とした雇用創出を実施します。

(2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や、魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興、IT関連産業・地場産業の振興や、医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。

- また、高齢者やU J I ターン者等が知識と経験を生かし、その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。
- 企業誘致と起業支援への取組を強化し、新たな雇用の場の創出を図ります。
- 希少な伝統産業を後世に伝承するため、後継者を育成するための支援を行います。
- 技術革新の進展や産業構造の変化に対応していくように、労働者のリスクリソースを推進します。

第6節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 地域住民や事業所等による廃棄物の排出抑制・分別の徹底・減量化・リサイクルを促進するとともに、処理施設における適正な処分により、快適で美しい環境づくりに努めます。
- 少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、U J I ターン者など、誰もが安心して快適に暮らせる住環境の整備を促進します。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するために、水道施設の計画的な更新・改修により、老朽化対策・耐震化等を行います。
- 公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、浄化槽など生活排水処理施設の整備を促進します。
- 自然とのふれあいや地域住民のレクリエーションに対するニーズに対応した公園等の整備により、うるおいのある生活環境を創出します。

(2) 計画の内容

- ごみ処理施設の安全な運営に努めるとともに、ごみの適正処理や資源化率の向上を図るために、各種啓発活動を通じて、減量化や分別収集体制の充実化を促進します。
- 汚泥再生処理センターの安全な運営に努めることにより、し尿の安定的な処理を図ります。
- 家電リサイクルについては、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な促進を図ります。
- 産業廃棄物については、減量化・リサイクル等排出事業者による適正処理を一層促進するよう指導するとともに、適切な処理施設の整備を促進します。
- 地域の気候及び風土に十分配慮しながら、老朽化した公営住宅等の建替等を促進します。
- がけ地に近接した危険住宅の移転を促進します。
- 空き家について、利活用により若者の定着やU J I ターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。
- 都市公園については、老朽化した施設の更新や利用者のニーズに応じた整備を図り、住民のスポーツ・レクリエーションと憩いの場の確保に努めます。
- 水道施設については、クリプトスボリジウム対策など水質管理を徹底するとともに、老朽化施設の計画的な更新、耐震化及び広域的な連携を促進します。
- 浄化槽等生活排水処理施設の普及を促進し、汚水処理人口普及率の向上を図るために、住民の生活排水対策の意識啓発を図ります。

第7節 医療の確保等

(1) 振興方針

- 第2次救急医療体制の整備等により、地域住民が等しく適切な医療サービスを享受できるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。
- 救急医療体制や周産期医療体制等の整備を促進します。
- 健康づくりの推進体制を整備し、啓発活動や各世代に応じた健康診断の支援を行います。

(2) 計画の内容

- 医師の確保・定着に努めるとともに、地域の中核的な役割を担っている2次医療施設の診療機能の充実を促進します。
- 高齢化が進むなど、今後更なる不足が懸念される看護師等については、地域における人材育成策の検討も含め、その確保・定着に努めます。
- 長期的・安定的な周産期医療の確保に向けた、地域の関係者間による検討を促進します。
- 特殊・専門的な診療科目の入院医療に対応できないことから、他の医療圏と連携して患者の紹介や高度医療機器の共同利用体制整備を促進するほか、遠隔医療の実施を促進します。
- 救急医療については、救急搬送の円滑化を図るとともに、第2次救急医療体制の整備充実を促進するほか、ドクターヘリ等の有効活用に努めます。
- また、救急搬送を担う人材の育成を図り、ヘリポートの整備に努めます。
- 地域住民の健康管理や健康の維持増進を図るため、保健所、市町、医療機関等の連携を図りながら、各種検診、健康相談等を実施するとともに、「健康かごしま21」等に基づき、地域住民を主体とした健康づくりの一層の充実に努めます。
- 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等の経済的な負担軽減の取組を促進します。

第8節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、地域の実情を踏まえた支援の充実や介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 西之表市・中種子町・南種子町の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤整備の促進、効果的な介護予防の取組促進や地域包括ケア体制の推進に努めます。
- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに、地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら、安心し

て充実した生活を送ることができるよう、心身の状況を把握するとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。

- 障害や障害者についての住民に対する啓発活動、障害者福祉サービスの利用促進などにより、障害者の社会参加とその能力を十分に發揮できる環境づくりを進めます。
- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、切れ目のない支援、相談体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 社会福祉協議会や地区コミュニティ協議会等による自主的な地域福祉活動に対する取組を促進しながら、援護を必要とする高齢者等に対し、地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。
- 市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開し、高齢者が豊富な知識や経験・技能を生かして、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどにチャレンジできる取組の促進を図ります。
- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに、地域包括ケアシステムの促進に努めます。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため、障害者スポーツ大会や研修会の開催、障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進のほか、障害者福祉サービスの利用、日常生活用具の給付、障害児通所支援等の促進を図ります。
- 保育所の機能充実など地域全体で子どもを育成する環境づくりなどを促進します。
- 子育て世帯のニーズに応じた経済的支援を図るための施策を実施します。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる複合施設等の整備検討を進めます。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図ります。

第10節 教育及び文化の振興

(1) 振興方針

- 地域の特性を生かした、教育活動の充実を図り、児童生徒の学力向上や教職員の資質向上を推進し、情報化や国際化等に柔軟に対応できる青少年を育成します。
- 老朽化した施設の改修をはじめ整備の改善充実を図ります。
- 本地域内的一部市町には高等学校等がないため、他市町村の高等学校等へ進学する生徒への修学支援を促進します。
- 生涯学習の推進体制の充実や多様な学習機会の提供を通して、生涯学習の振興を図ります。
- 生涯学習を推進する人材の育成に努めます。
- 地域に根ざした特色ある伝統芸能などの文化財等の保存・伝承や、個性ある歴史・文化を活用した多様な文化活動を促進します。

(2) 計画の内容

- 児童生徒数の減少に伴い増加している小規模校や複式学級に対応するため、引き

続き、教育内容・方法の改善、大規模校との交流学習の促進に努めます。

- 児童・生徒の安全確保及び利便性向上を図るため、スクールバスの運行改善等の見直しを図ります。
- 他市町村の高等学校等へ通学するための負担軽減を促進します。
- 学校施設や教職員住宅等については計画的な改築・改修等の整備の促進に努めます。
- 各市町で実施されている離島留学に関する広報活動を積極的に推進するとともに、制度の一層の拡充を促進し、地域や学校の活性化を図ります。
- 離島の学校に在籍する生徒の部活動等の島外での大会参加に係る交通費等の負担軽減に努めます。
- 優れた舞台芸術等の鑑賞機会の拡充を図るとともに、生涯学習の推進体制の充実や多様な学習機会の提供を通して、生涯学習の振興を図りながら、文化・スポーツ施設等の整備を促進します。
- 社会教育関係団体や指導者・地域リーダーの育成・支援等により生涯学習の推進を図ります。
- 立切遺跡・横峯遺跡、広田遺跡、古市家住宅、種子島銃、鰐口、源太郎踊等多くの有形文化財、無形民俗文化財等の保存活用や、文化財愛護思想の普及啓発活動を促進するとともに、各地域で伝承されている郷土芸能に対する理解を深め、担い手を育成することで、個性豊かな地域づくりを促進します。

第11節 観光の開発

(1) 振興方針

- 本地域の特色ある観光資源や施設等を生かした個性豊かな観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、屋久島等と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。

(2) 計画の内容

- 本地域への更なる誘客を促進するため、多様な情報発信の機能の整備に努めつつ、宇宙開発関連施設等の国際的な知名度を生かしながら、各種媒体の活用や域外でのPR活動等による広報宣伝に取り組むとともに、世界自然遺産の屋久島等との広域的な観光ルートの形成・定着を図り、旅行商品の造成を促進します。
- 本地域の特色ある観光資源を生かしながら、多様なイベントの開催、グリーン・ツーリズムやマリンスポーツ等の体験型観光の取組を促進します。
- 観光案内板等の設置や観光ボランティアガイドの育成、観光関係事業者の接遇向上及び移動手段の確保など観光客を受け入れる体制や環境の整備などを促進します。
- 宇宙開発関連施設等の国際的な知名度を生かしながら、海洋性レクリエーションや滞在交流型観光などの新たな観光の魅力を発信するなど、積極的な誘客宣伝に取り組みます。
- アオリイカやアサヒガニなどの魚介類や、アザミなどの食材を生かした特色ある「食」の提供、地元特産品を活用した新たな土産品の開発などを促進します。

第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興方針

- 農林水産業と連携した滞在交流型観光の促進、参加型イベントの開催、修学旅行やスポーツ合宿の誘致、友好都市との交流、出身者等のネットワーク化などにより、国内外の人々との交流・連携を積極的に促進し、地域社会の活性化とUJTIターン

等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。

(2) 計画の内容

- 地域資源を生かした滞在交流型観光、種子島宇宙芸術祭や種子島ロケットコンテスト大会や鉄砲まつりなどの多彩な参加型イベントの開催などを通して、地域住民と来島者及び来島者同士の交流を促進します。
- 「太陽の里」や「あっぽ～らんど」などの施設を活用した「総合型地域スポーツクラブ」の育成、スポーツ合宿や学生等の学外研究活動の積極的な誘致を図り、スポーツや文化を通した交流を促進します。
- 出身者や島に興味を持っている人々の、島の良き理解者・支援者としてのネットワーク化を強化し、交流・連携を図るとともに、種子島スペースキャンプの充実や友好都市との教育交流などにより、幅広い年代層間における地域間交流を図ります。
- 種子島宇宙センターに関連した国内外の技術者等との交流や外国語版パンフレットや外国人マニュアルの作成など受入体制等の整備を行います。

第13節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好的な地域環境を維持するため、市町との連携により、大気環境や水環境の保全、騒音や悪臭等の防止に努めます。
- 絶滅が危惧される固有の動植物の保護・保全に努めるとともに、海岸漂着物等地域対策推進事業に取り組み、環境の美化に努めるとともに、市民の不法投棄や環境保全についての意識啓発を図ります。
- 国、市町、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

(2) 計画の内容

- 公共用水域の常時監視により、水質の環境基準の達成維持に努めるとともに、農業における施肥量の低減、家畜糞尿の適正処理、生活排水対策等による水質の保全対策を推進します。
- また、工場・事業場からの大気汚染物質の排出抑制や悪臭の発生、漏出の防止等を図ります。
- 自然の保護を要する区域を指定し、保護活動に努めます。
- 絶滅が危惧される固有の動植物の保護・保全に努めるとともに、特定外来生物、県指定外来動植物の防除に係る措置を講じていきます。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。
- 地域住民やボランティアによる海岸清掃等に努めます。

第14節 エネルギー対策の推進

(1) 振興方針

- 災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、再生可能エネルギー等の利活用に関する普及啓発等により、その積極的な利活用を図ります。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

(2) 計画の内容

- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。
- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資する

ことから、太陽光発電や風力発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を支援します。

- 再生可能エネルギーの普及啓発を図りつつ、公共施設や住宅における再生可能エネルギー導入を促進します。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

第15節 國土保全施設等の整備その他の防災対策

(1) 振興方針

- 河川の氾濫等による浸水被害を防止するため、生態系や環境等に配慮しながら、流域全体で治水対策を推進します。
- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつもでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靭化」を推進し、防災・減災、國土強靭化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。
- 事業者等の連携による「ライフライン」の安定確保に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 二級河川の湊川・甲女川等の整備を推進します。
- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する國土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 津波等の災害に備え、避難経路や避難施設の整備を図ります。
- 老朽化した消防施設等の整備や消防団員の育成・強化を図るとともに、防災行政無線のデジタル化や情報伝達手段の多様化を促進します。
- 自主防災組織の育成や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及及び防災意識の高揚を図ります。
- 避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を促進するなど、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。

第16節 移住・定住施策の促進

(1) 振興方針

- 地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを促進するとともに、効果的な情報発信を推進します。
- 移住者の多様な暮らしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

(2) 計画の内容

- ホームページ等を活用し、移住・定住に必要な情報発信を行います。
- NPOなど外部組織への移住相談・情報提供業務委託による支援体制の整備を検討します。
- 民間企業や行政が一体となった雇用環境の整備を促進します。
- 空き家の利活用により若者の定着やUJITアーンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。
- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育

てられる環境づくりに努めます。

第17節 地域の振興に関するその他の事項

(1) 振興方針

- 宇宙開発の着実な推進を図るため、ロケット打上げ施設の周辺インフラ整備などの環境づくりを進めます。
- ロケット打上げ施設を有している地域の特性を生かし、航空宇宙産業の導入等による地域の振興を図ります。
- 集落が抱える課題や維持・再生のための新たな取り組みへの支援や体制づくりを推進し、地域の担い手となる人材の発掘、育成、確保や地域と行政の協働・連携による地域づくりを推進します。
- 人口減少や高齢化の進む地域の住民が、日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ります。
- 馬毛島における自衛隊施設の整備等への対応については、住民の安心・安全が確保され、また、環境保全措置等が講じられるよう取り組みます。

(2) 計画の内容

- ロケット打上げ関連の道路、空港、港湾の整備を推進するとともに、打上げ関係者の滞在環境の整備など、宇宙開発に関する環境づくりを進めます。
- 種子島宇宙センター等を活用した宇宙開発に関する体験・学習機能の充実を図るとともに、ロケット打上げによる国際的な知名度を生かした観光PRの促進を図ります。
- 種子島スペースキャンプや種子島宇宙芸術祭などのロケットに関連したイベントを通じた地域間交流の促進を図ります。
- 地域を担う人材や地域の課題解決に取り組む人材の発掘、育成、確保等を推進します。また、多様な人材が地域づくりに参画できるよう、大学、NPO法人、企業等、多様な主体との協働や関係人口を増やすとともに、様々な場面において行政との役割分担を担うことによって一歩進んだ「住民協働の地域づくり」を目指します。
- 地域と行政の協働体制づくりを推進し、集落機能の保全に努めます。また、各地域で意見交換会やワークショップ地域の課題や資源の把握と併せて、将来の目指す姿を共有した上で、魅力ある新たな地域資源の利活用を図ると共に、行政だけでは対応しきれないきめ細かな活動で、安心・安全な地域づくりを推進します。
- 人口減少や高齢化の進展により、日用品の買い物や島内移動等の日常生活への支障が懸念される場合には、島民の日常生活機能を補完する取組等を行います。
- 馬毛島における自衛隊施設の整備等への対応については、国と緊密に連携を図りながら、住民の安心・安全が確保され、また、環境保全措置等が講じられるよう取り組みます。

屋久島地域離島振興計画

第1章 地域の概況及び課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、県本土の南方約60km、種子島の南西18kmに位置する屋久島（500.92km²）とその西北西約12kmに位置する口永良部島（38.04km²）の2島からなっています。

○ 地形

屋久島は、九州の最高峰宮之浦岳（1,936m）をはじめ千メートル以上の高峰45座を擁する山地が大部分を占める円形の島で、平地は東海岸沿いに数キロメートルの幅で海岸段丘状にあります。

口永良部島は、霧島火山帯に属する新岳が火山活動を続けており、島全体が火山性土壌に覆われています。

○ 気候

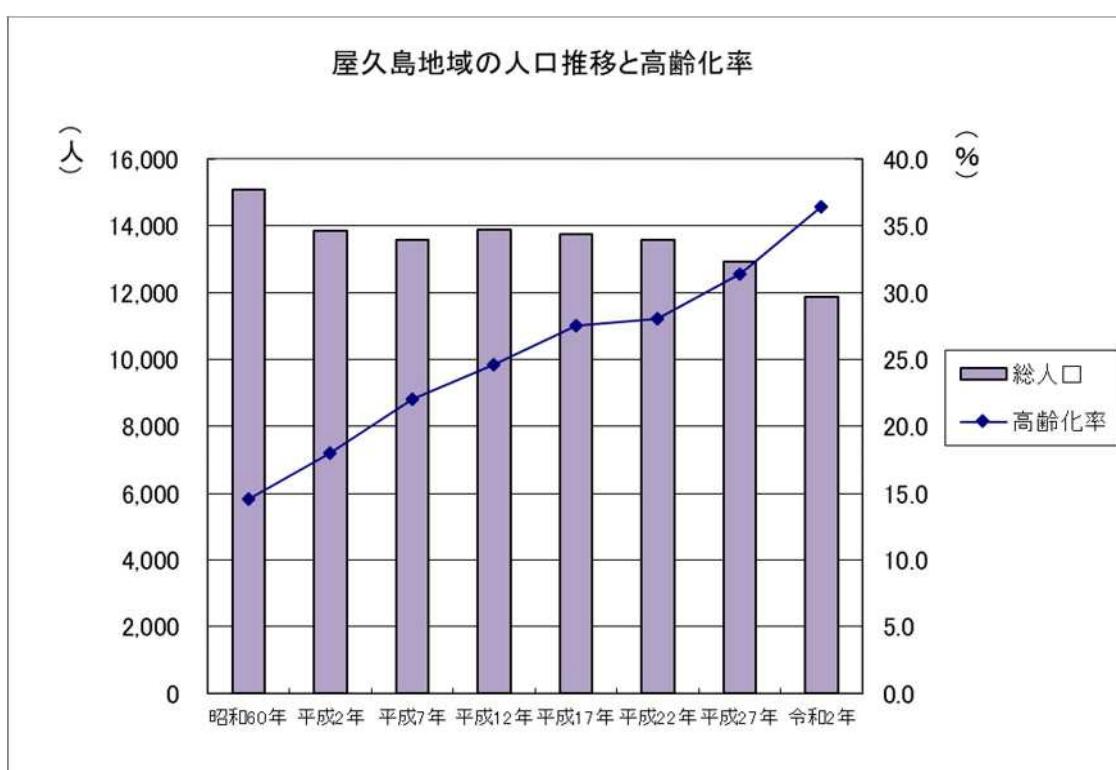
海岸部は黒潮の影響を受け温暖ですが、屋久島の山頂部は積雪があるなど極めて変化に富んでおり、亜熱帯から冷温帯に至る植生の垂直分布が見られます。また、夏秋季には台風に見舞われることもあり、冬季の季節風も強いこともあります。

○ 行政区域

行政区域は、屋久島町に属しています。また、昭和47年に本地域及び種子島地域をもって熊毛地域広域市町村圏が設定されています。

○ 人口

令和2年国勢調査の人口は、11,858人と長期継続して減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にあります。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

- ◇ 定期航路（フェリー、高速船）で本土及び種子島と、定期航路（フェリー）で口永良部島と、それぞれ結ばれています。
- ◇ 現在、運航している6隻の高速船（ジェットフォイル）は、古いもので44年を経過していることから、更新について検討する必要があります。

- ◆ フェリー屋久島2（3,392t）
 - 鹿児島～屋久島（宮之浦） 4時間 1日1便
- ◆ はいびすかす（1,798t）
 - 鹿児島～屋久島（宮之浦） ※種子島経由 1日1便（日曜日運休）
- ◆ フェリー太陽II（499t）
 - 屋久島（宮之浦）～種子島（島間） 1時間5分 1日1便
 - 屋久島（宮之浦）～口永良部島 1時間40分 1日1便
- ◆ 高速船トッピー2・3・7（163t・164t・281t）
 - 高速船ロケット1・2・3（165t・164t・164t）
 - 鹿児島～屋久島（宮之浦・安房） 1時間40分
 - ※1日6便（うち指宿経由1便、西之表経由3便）
 - 種子島（西之表）～屋久島（宮之浦・安房） 50分 1日3便
 - ※季節により、便数は増減します。

(2) 航空路

- ◆ 鹿児島空港～屋久島空港 35分 1日5便
(ATR 42-600(48席), ATR 72-600(70席))
- ◆ 屋久島空港～伊丹空港 1時間35分 1日1便
(ATR 42-600(48席))
- ◆ 屋久島空港～福岡空港 1時間5分 1日1便
(ATR 42-600(48席))

(3) 島内道路等

- ◇ 道路改良・舗装率

(単位: %)

区分	県道		市町村道		国県市町村道計	
	一般県道				改良率	舗装率
	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率
屋久島地域	78.0	100.0	83.1	86.9	84.6	91.2
離島計	91.4	100.0	78.3	93.1	81.8	94.7
本土計	71.8	100.0	70.0	92.8	72.7	94.1
県計	76.0	100.0	69.8	90.5	72.9	92.2

* 令和3年度道路現況調書(令和3年4月1日現在)

- ◇ 県道

主要地方道二路線が海岸線に沿って島を一周しています。西岸を走る県道上屋久永田屋久線については永田～瀬切間が未改良区間として残っていますが、平成5年12月の世界自然遺産登録後の「屋久島の一周道路整備検討委員会」の提言等を踏まえ、大幅な改変は行わず維持修繕を基本に整備を行っています。

また、屋久島の主要観光地であるヤクスギランド、紀元杉等へ通じる県道屋久島公園安房線や白谷雲水峡へ通じる県道白谷雲水峡宮之浦線については、観光客の増加に伴う大型車両の交通の増加に加え、屈曲箇所、幅員狭小区間が大半であるため、自然環境や景観に配慮しながら整備を行っています。

歩行者等の安全を確保するため、歩道の整備や段差解消など、安全な道路交通環境の形成を推進しています。

◇ 町道

町道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、県・町道を相互に連絡したり、地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、公民館、学校、医療機関といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。しかしながら、本地域においては、地域間を連絡する幹線町道等の整備が十分とはいえない状態にあります。

また、インフラの老朽化対策等による防災・減災への取組が必要です。

◇ 都市計画道路

本地域の都市計画道路の改良率は、98.6%で停滞しており、屈曲した道路線形で視野も悪い状況にあることから、必要性について検討を行っています。

◇ 島内交通

永田・大川の滝間（宮之浦・安房経由）に定期バス路線が運行しており、観光客を中心に、タクシーやレンタカーが利用されています。

島民については、自家用車での移動が多いが、高齢者バス利用特例制度を実施し、移動手段確保に努めています。

第3節 情報通信の現況及び課題

- ◇ 屋久島と本土の間は、海底光ケーブルが敷設されており、口永良部島についても、屋久島から海底ケーブルの敷設が完了しています。
- ◇ 屋久島及び口永良部島においては、高速ブロードバンドサービスが提供されています。
- ◇ 携帯電話については、サービスエリアが拡大されつつありますが、一部に不感地域が存在しています。
- ◇ テレビについては、地上波テレビ放送のデジタル化対応を完了していますが、フェージング等により受信障害が発生する地区もあり、高性能アンテナの設置等により、その解消に努めています。

第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

(1) 航路

◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、平成29年4月から住民を対象とした航路運賃低廉化事業を実施しています。

○ 高速船運賃（賃率） ※ 燃料油価格変動調整金除く

◆ 鹿児島ー屋久島（宮之浦・安房）間

- ・ 普通運賃（片道）：10,400円（77.0円/km）
- ・ 島発往復割引：16,600円（61.5円/km）
- ・ 離島割引運賃（片道）：5,200円（38.5円/km）
- ・ 離島住民島発往復割引：9,900円（36.7円/km）

(2) 航空路

- ◇ 県が県管理空港の着陸料の軽減措置を平成8年に拡充したことを受け、航空会社がその還元策として、離島住民を対象とした航空運賃割引を実施しています。
- ◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、平成29年4月から住民を対象とした航空路運賃低廉化事業を実施しています。
- 運賃（賃率）
 - ◆ 鹿児島ー屋久島線
 - ・ 普通運賃：17,150円（88.4円/km）
 - ・ 離島割引運賃：7,600円（39.2円/km）
 - ◆ 福岡ー屋久島線
 - ・ 普通運賃：29,360円（72円/km）
 - ・ 離島割引運賃：なし
 - ◆ 伊丹ー屋久島線
 - ・ 普通運賃：42,590円（60.2円/km）
 - ・ 離島割引運賃：なし

第5節 産業の現況及び課題

- ◇ 市町村内総生産額

(単位: 百万円, %)

区分	総生産額	構成比
第1次産業	1,266	2.9
うち農業	832	1.9
うち林業	203	0.5
うち水産業	231	0.5
第2次産業	9,785	22.3
第3次産業	32,743	74.8
合計	43,795	100.0

※ 令和元年度市町村民所得推計

※ 「輸入品に課される税・関税」、「この他控除」は除く

- ◇ 産業分類別就業者数

(単位: 人, %)

区分	就業者数	構成比
第1次産業	715	11.7
うち農業・林業	610	10.0
うち水産業	105	1.7
第2次産業	965	15.8
第3次産業	4,439	72.5
分類不能	6	0.1
合計	6,125	100.0

※ 令和2年国勢調査

- ◇ 本地域では、総生産額及び就業者数とともに、第3次産業が7割を超える大きな割

合を占めています。

◇ 農林水産業生産額

(単位:百万円)

区分	農業						林業(B)	水産業(C)	農林水産業合計(A+B+C)			
	耕種	(耕種の主な内訳)			畜産	計(A)						
		いも	果実	工芸								
H22	930.5	10.9	547.1	136.1	232.0	1,162.5	9.4	434.5	1,606.4			
H27	862.7	127.5	396.7	268.1	319.3	1,182.0	86.2	412.4	1,680.6			
R2	939.6	88.0	403.4	409.9	380.3	1,319.9	49.4	282.9	1,652.2			

※市町村調べ

※離島統計年報

◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、平成27年と比較すると、水産業は減となっておりますが、工芸品などが増となっており合計では同程度となっております。

(1) 農業

◇ 農家総数

(単位:人, %)

区分	H22			H27			R2			
	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	増減率(対H22)
屋久島地域	797	459	338	665	381	284	559	324	235	70.1

※ 世界農林業センサス(農林水産省)(一部市町村調べ)

◇ 生産基盤整備率

(単位:%)

区分	畠地かんがい	ほ場整備(全体)	農道整備	農地保全	海岸保全
屋久島地域	80.1	46.6	80.7	97.8	100.0
鹿児島県	53.9	68.8	62.0	82.9	72.5

* 農業農村整備事業における市町村別整備水準令和3年度調査結果(R4.4 農地整備課, 農地保全課)

- ◇ 耕地は海岸線沿いに分散しているなかで、温暖な気候を生かし、ぽんかん、たんかん等の産地化が進んでいます。
- ◇ 畜産については、配合飼料価格が高騰していることから、自給飼料生産に立脚した肉用牛経営を確立する必要があります。
- ◇ ソロヤム(やまいも), さつまいも, ぽんかん, たんかん等の地域特産物を利用した農産物の加工やガジュツを主原料とする医薬品の製造が行われています。
- ◇ 台風, 季節風等の自然災害の軽減, サル・シカ等による農作物被害の防止, 輸送コストの低減, 高齢化に伴う担い手の確保等の課題が残されています。
- ◇ これまで水田ほ場整備, 畠地かんがい等の生産基盤整備が進められておりましたが、整備水準について、畠地のほ場整備は県平均を下回っています。

(2) 林業

◇ 森林面積

(単位:ha)

区分	森林面積	国有林	民有林	うち 人工林
屋久島地域	48,567	38,286	10,282	2,714

※ 令和4年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

- ◇ 森林面積は48,567haで、森林率が90%，そのうち79%が国有林となっています。
- ◇ 本地域の民有林においては、スギを主体とする除間伐を中心とした保育作業、又は育成複層林整備による有用広葉樹の育成を行っていますが、林道等の路網整備の遅れや林業就業者の高齢化・人手不足などから森林の適正な管理が実施されにくい状況にあります。
- ◇ 主な林産物として建築用材等の木材が生産されています。
- ◇ 林道等の路網整備など、生産基盤の整備を促進し、林業生産性の向上を図る必要があります。

(3) 水産業

◇ 漁業産出額

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
屋久島地域	漁業産出額	399	303	271

※ 漁業産出額は、各管内漁協業務報告書(漁業種類別水揚げ状況)から引用

- ◇ 漁業産出額については、やや減少傾向です。
- ◇ 周辺海域は、天然の瀬礁や黒潮により好漁場を有していますが、外海域に面しているため海況等の影響を受け、好不漁の変動が激しく漁獲が不安定となっています。また、漁業者の高齢化、後継者不足も大きな課題となっています。

(4) 商業

- ◇ 本地域は、零細な個人経営が多く、経営者の高齢化や後継者不足等が課題となっています。

(5) 工業、製造業（特産品製造も含む）

- ◇ 本地域は、本格焼酎、屋久杉製品、農水産加工品等の魅力的な特産品に恵まれています。
- ◇ しかし、特産品製造企業の多くは小規模零細企業であり、新商品開発や販路開拓、とりわけ県外大消費地へのアプローチが課題となっています。

(6) 企業立地

- ◇ 現在、窯業、医薬品製造業、飲料製造業などの企業が立地しています。

第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域ですが、産業の集積が弱く、雇用機会の確保が十分ではありません。
- ◇ また、若者の島外流出が続くなど、厳しい雇用情勢にあるため、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められているとともに、高齢者や女性等の高い就業意欲や多様化する就労ニーズに応じた雇用環境の整備及び雇用機会の確保を促進する必要があります。

第7節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ処理

- ◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
屋久島地域	12,166	12,166	100.0	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

- ◇ ごみ処理施設（焼却施設）

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
屋久島町	屋久島町宮之浦	26	H15	H17

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ ごみ処理施設（焼却施設を除く）

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
屋久島町	屋久島町宮之浦	8	H15	H17

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ 埋立処分地施設

設置主体	設置場所	令和3年度末 残余容量(m ³)	令和3年度 埋立容量 (m ³)
屋久島町	屋久島町宮之浦	4,129	49

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ 屋久島では、生活水準の向上に伴い、排出されるごみの多様化が見られるところから、引き続き生ごみの堆肥化、再資源化の推進等、ごみの減量化や分別を推進する必要があります。
- ◇ 口永良部島では、燃えるごみや再資源化物等を収集後、屋久島に搬送して処理しています。

(2) し尿処理

◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
屋久島地域	12,166	10,182	83.7	0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

◇ し尿処理施設

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
屋久島町	屋久島町小瀬田	46	H9	H10

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ 屋久島では、し尿処理施設に搬入し、適切な処理を行っています。
- ◇ 口永良部島では、収集後、屋久島に搬送してし尿処理施設において処理を行っています。
- ◇ 今後、生活様式の高度化に対応し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理施設の促進を図る必要があります。

(3) 産業廃棄物

- ◇ 処理施設が少なく、島内で処理できない産業廃棄物については、島外に搬出され処理されています。

(4) 水道

◇ 水道の状況

(単位:人, %)

区分	行政区域内 人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	
屋久島地域	11,926	11,900	11,672	170	94	480	72	12,550	11,838	99.3

※ 市町村調べ

※ 令和2年度水道統計調査

- ◇ 水道普及率は、令和2年度末で99.3%となっておりほぼ全戸に普及していますが、更新すべき施設が多く、老朽化施設の更新及び耐震化の促進が課題となっています。

(5) 都市公園

◇ 都市公園の状況

公園名	種別	所在地	開設年月日	面積(ha)
若宮公園	街区	屋久島町安房石坂の上	S44.4.1	0.6
安房墓園	特殊(墓園)	屋久島町安房清十松の上	S56.4.1	1.2
春田浜海浜公園	特殊(風致)	屋久島町安房春田	H18.9.27	3.0
屋久島町健康の森公園	総合	屋久島町安房前岳	H25.5.15	16.9
春田団地公園	街区	屋久島町安房春田	H20	0.1

※ 令和3年3月31日現在(令和2年度末 都市公園等整備現況調査)

◇ 地域のスポーツ・レクリエーション需要に対応するために健康の森公園など5か所、21.8haの都市公園が整備され、整備水準は県平均を上回っています。

(6) 公営住宅

◇ 公営住宅等の状況

(単位:戸)

区分	管理戸数					うち耐用年限の1/2を経過した住宅戸数		
	県営 (公営住宅 ・特公賃)	市町村営		計	県営 (公営住宅 ・特公賃)	市町村営		計
		公営住宅 ・特公賃	市町村単独 ほか			公営住宅 ・特公賃	市町村単独 ほか	
屋久島地域	24	526	52	602	24	345	52	421

※ 県住宅政策室、市町村調べ(令和4年4月1日現在)

※ 「市町村単独ほか」は、公営住宅・特公賃(特定公共賃貸住宅)以外で市町村が管理している単独住宅・一般住宅などを指す。

◇ 本地域の令和4年4月1日現在の公営住宅等管理戸数は602戸で、うち耐用年限の1/2を経過した住宅は421戸(全管理戸数に占める割合は69.9%)となっています。

第8節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

◇ 病院、診療所、医師等の数

区分	病院数	病床数	一般	歯科	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	助産師
			診療所数	診療所数	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
屋久島地域	1	140	10	3	12	5	11	72	2

※ 病院・一般診療所・歯科診療所は、令和2年医療施設調査(厚生労働省)の結果
(令和2年10月1日現在)

※ 医師・歯科医師数は、令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)の結果
(令和2年12月31日現在)

※ 看護師・助産師数は、業務従事者届より参照(令和2年12月31日時点)

※ 一部地域については市町村調べ

◇ 屋久島(口永良部島含む)には、病院が1施設、一般診療所が10施設、歯科診

療所が3施設あり、医師は12人、看護師は72人、准看護師は17人、助産師は2人、歯科医師は5人、薬剤師は11人となっています。

- ◇ そのうち口永良部島には、町立へき地出張診療所が1施設あり、非常勤医師が1人、常勤准看護師1人が勤務しています。
- ◇ 本地域の令和2年度末の人口10万人当たり医師数は102.1人で、県全体の293.0人に比べ低くなっています。
- ◇ また、屋久島には、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の専門医師が少ないため、へき地診療所に鹿児島大学医学部による定期的な医師派遣が行われています。
- ◇ さらに、口永良部島については、いまきいれ総合病院が、県医師会・鹿児島大学病院の協力に得て巡回診療を実施しているほか、県の歯科巡回診療車による巡回診療が行われています。

(2) 救急医療

- ◇ 島内で対応できない重症の救急患者については、県及び自衛隊等のヘリコプター等により、鹿児島市の医療機関へ緊急搬送しています。
- ◇ 口永良部島においても、緊急用ヘリポートが整備されており、ヘリコプターによる緊急搬送ができる体制が整っています。

(3) 健康管理体制

- ◇ 健康管理体制については、町に6人の保健師が常勤しており、保健所と連携しながら健康づくり事業等や保健指導にあたっています。

(4) 妊婦への支援等

- ◇ 口永良部島においては、島内に常駐の産科医がないことから、妊婦が島外で健診検査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行っています。

第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

- ◇ 本地域の65歳以上の要支援・要介護認定者は、令和4年4月現在で793人、要介護認定率は17.9%（県平均19.7%）となっています。
- ◇ 本地域の介護サービス事業所は、特別養護老人ホーム2施設、認知症高齢者グループホーム3施設が整備されているほか、居宅等サービスとして、訪問介護4事業所、通所介護6事業所、小規模多機能型居宅1事業所等が整備されています。

第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

- ◇ 高齢化率の推移

（単位：%）

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
屋久島地域	22.0	24.6	27.5	28.0	31.4	36.4
鹿児島県	19.7	22.6	24.8	26.5	29.3	32.5
全国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

※ 国勢調査

- ◇ 本地域の高齢化率は、平成22年で28.0%，平成27年で31.4%，令和

2年で36.4%と上昇しています。

- ◇ また、令和2年の高齢化率は、全国平均（28.6%）を7.8ポイント、県平均（32.5%）を3.9ポイント上回っています。
- ◇ 高齢世帯数

（単位：世帯、%）

区分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
屋久島地域	5,874	2,094	35.6
鹿児島県	725,855	227,462	31.3
全国	55,704,949	13,250,701	23.8

※ 令和2年国勢調査

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯（65歳以上世帯員の単独世帯及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の一般世帯に占める割合は、35.6%で約3世帯に1世帯が高齢世帯であり、県平均（31.3%）及び全国平均（23.8%）を上回っています。
- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。
- ◇ 老人福祉施設等については、特別養護老人ホーム（2か所）、老人デイサービスセンター（3か所）が整備されています。
- ◇ 在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センター（2か所）が設置されています。

（2）その他の福祉

- ◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められています。
- ◇ 現下の社会情勢における生活困窮者、自殺や虐待、家庭内暴力、子どもや弱者を狙った犯罪など行政ニーズが複雑多様化してきている中、地域に暮らす住民同士が支えあい、助け合う社会を目指し、総合的なサービスの提供体制の整備と見守り体制の強化を推進する必要があります。

第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 地域には、小学校9校、中学校4校、高等学校1校が設置されています。また本地域内的一部の学校では、遠距離のため、スクールバスが運行されています。
- ◇ 口永良部島には高等学校等がないため、高等学校等へ進学を希望する生徒は島外の学校に進学しています。
- ◇ 令和4年度現在、小学校5校、中学校1校が離島留学を実施しており、県外を含む25名の留学生を受け入れています。
- ◇ 学校施設等については老朽化が進んでいます。
- ◇ 離島の学校に在籍する生徒の部活動の県大会参加に係る交通費については、平成29年度から県の助成制度が設けられています。
- ◇ 社会教育活動については、公民館や歴史民俗資料館等の施設を拠点とした取組がなされています。

第12節 観光の開発の現況及び課題

◇ 観光客数

(単位:千人)

地域名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
屋久島地域	266.2	237.6	211.7	185.1	90.3

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

◇ 年間宿泊者数

(単位:千人)

地域名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
屋久島地域	407	425	378	206	225

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 観光客数及び宿泊者数は、減少傾向となっていますが、宿泊者数については、令和3年度から増加に転じています。
- ◇ 本地域は、樹齢数千年に及ぶ屋久杉をはじめとする原生林、白谷雲水峡や大川の滝等の水景観、海中温泉などの多彩で豊かな自然を有しております、昭和39年に霧島屋久国立公園に指定（のち平成24年に屋久島国立公園として指定分離）され、平成5年には世界自然遺産に登録されました。
- ◇ こうした豊かな自然を背景として、屋久杉製品などの工芸品、トビウオや屋久サバ、ぽんかん・たんかん等の「食」、屋久島環境文化村センター、屋久杉自然館などの施設、サイクリング屋久島等のイベント開催など、特色ある観光資源を有しています。

第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

(1) 国内交流

- ◇ 青森県青森市浪岡地区と、大分県日田市、熊本県菊陽町と姉妹都市盟約を結んでおり、地域の情報や人材の交流を行っています。
- ◇ NPO法人を中心として、環境に関するイベントの開催などにより、地域住民、地域出身者及び地域外在住者との交流を促進する取組を実施しています。
- ◇ 離島留学状況一覧

市町村名	留学名称	実施校名	児童・生徒数 (人)
屋久島町	かめんこ留学	永田小学校	3
	まんてん留学	栗生小学校	1
	じょうもん留学	八幡小学校	6
	屋久島黒潮留学	一湊小学校	6
	南海ひょうたん島留学	金岳小学校	5
		金岳中学校	5
総 計			26

※ 市町村調べ

※ 令和4年6月1日現在

- ◇ 本地域の6小・中学校で実施されている離島留学制度では、都市部の児童生徒に、自然豊かな農山漁村での生活を体験する機会を与えるとともに、少子化、高齢化に伴い、過疎化の進行している地域の学校が留学生を受け入れることにより、地域の活性化や教育の充実が図られています。

(2) 国外交流

- ◇ 平成21年、「縄文杉」がニュージーランドのファーノース地区・カイパラ地区のカウリの木「タネ・マフタ」と姉妹木関係を締結したことを契機に、両地区との古代木ファミリー交流を行っています。

第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 樹齢千年を超えるヤクスギの原生林が織りなす特異な景観と、亜熱帯から冷温帶に及び多様な植生の垂直分布、多くの固有種、希少種が分布するなど世界的に稀な価値が認められ、平成5年12月に日本初の世界自然遺産として登録されました。
- ◇ また、昭和39年に霧島屋久国立公園に指定（のち平成24年に屋久島国立公園として分離指定）されています。
- ◇ 世界自然遺産登録後は、登山客の急増に伴う自然環境への影響が懸念されていました。山岳トイレについては、現在もなお、し尿の人力搬出を行い悪臭等の対策を行っています。また、ヤクシカによる低床植物の捕食により土砂の流出等も懸念されています。
- ◇ 地域環境の保全を図るため、大気環境や水環境の保全、騒音や悪臭等の防止に努めています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

(1) 人と自然が共生する循環型地域社会の形成

- ◇ 屋久島では、自然生態系の保全を図るとともに、地域振興との調和に配慮しつつ、環境学習等の情報提供、研修機能、学術研究機能等の整備充実を促進し、自然と親しみ、その大切さを学ぶ拠点の形成を通して自然と共生する地域づくりを目指す屋久島環境文化村構想を推進しています。
- ◇ 地域の自然環境の保全・活用の基本的方向と多様な事業実施の考え方等を示した屋久島環境文化村マスターplan（平成4年策定）に基づき、県及び町により設立された屋久島環境文化財団が、環境学習施設である屋久島環境文化研修センター及び環境保全活動の推進・支援等を行う屋久島環境文化村センターの管理運営を行っており、優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるため各種事業を開催しています。
- ◇ 地域住民においても、ボランティアグループやNPO法人等を中心として、ウミガメ生態研究、環境に関するイベントの開催、環境学習の実施など人と自然との共生に関する取組が実施されています。

(2) 人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり

- ◇ 学識経験者からなる「屋久島CO2フリーの島づくりに関する研究会」からの「意見・提言」や、地元の各種団体等による「屋久島低炭素社会地域づくり協議会」が作成した「構想」等に基づき、地域における温暖化対策を推進しています。

第15節 エネルギー対策の現況及び課題

- ◇ 屋久島の島内電力は、屋久島電工（株）が業務用に発電した電力の余剰分を1社

3組合が購入し、地域住民に配電しています。

- ◇ 屋久島の電力はほぼ水力発電で賄われています。口永良部島は内燃力発電による電力が供給されています。
- ◇ 再生可能エネルギーの導入状況については、医療機関や公共施設等において、太陽光発電設備や、太陽熱を利用した給湯設備等が導入されています。
- ◇ 中小水力発電は、白谷川と田尻川の2カ所に導入されています。
- ◇ バイオマス熱利用は、三岳酒造において、焼酎かすをメタン発酵させ燃料として利用されています。

第16節 國土保全等の現況及び課題

- ◇ 河川

(単位: 河川数, km, %)

区分	河川概要			要改修延長 A-B=C	改修率		
	河川数	河川延長 A	改修不要 区間延長 B		16段階の8以上		
					延長 D	整備率 D/C	
屋久島地域	10	35.1	23.5	11.6	8.0	69.0	

* 県河川課調べ(令和3年度末)

- ◇ 砂防

(土砂災害警戒区域等の指定状況)

(単位:箇所)

区分	急傾斜		土石流		地すべり		合計	
	うち特別							
屋久島地域	192	186	130	112	0	0	322	298

* 県砂防課調べ(令和5年1月末時点)

- ◇ 治山

(単位:地区数, %)

区分	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
	危険 地区数	着手 地区数	未着手 地区数	着手率	危険 地区数	着手 地区数	未着手 地区数	着手率
屋久島地域	20	16	4	80.0	85	43	42	50.6

* 県森づくり推進課調べ(令和4年3月31日)

- ◇ 屋久島地域は、台風常襲地帯であること、地形が急峻であること、河川は比較的大きく急流であることに加え、雨量も極めて多く、土石流等の土砂災害を受けやすいため、砂防、治山施設等の整備を積極的に進め、國土保全を図っています。

- ◇ 口永良部島については、活動火山対策として漁港や港湾など警戒避難体制の整備や噴火時や噴火に備えた施設等の整備を図るとともに、土石流災害防止対策として、砂防堰堤の整備を進めています。

また、火山活動の影響から、土石流災害による被害を防止するため、降灰状況等の監視を行っています。

第17節 移住・定住施策の現況及び課題

- ◇ 本地域は、若者等の人口流出により、人口が長期的に減少傾向にあり、高齢化も進行しています。
- ◇ 住環境整備がいまだ不十分であるため、移住・定住希望者がいたとしても、住宅

を確保できない状況もあり、現状の移住・定住施策の強化及び、効果的な取組を検討する必要があります。

◇ 今後は、人口の流出を抑制するとともに、島外からの移住を促進し、定住に向けた取組を行う必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路及び港湾の整備

(1) 振興方針

- 地域産業の活性化や住民生活の利便性向上はもとより、観光客や寄港する大型クルーズ船の一層の増加を図るため、本土及び域内を結ぶ定期航路の維持・改善に努めるとともに、人・物・情報が活発に行き交う拠点として、港内の静穏度の確保や既存施設の老朽化対策など港湾機能の向上を図ります。
- 口永良部島については、唯一の交通手段である定期船の安全な接岸を図るため、漁港の整備を進めます。

(2) 計画の内容

- 本土・種子島及び域内の口永良部島を結ぶ定期航路の維持・改善を図ります。
- 高速船（ジェットフォイル）の更新については、関係機関等から情報収集を行いながら、計画的な更新を検討するとともに、国等の支援を要請していきます。
- 宮之浦港及び安房港では、港内静穏度向上を図るために防波堤の整備等を進め、航行する船舶の安全性の向上を図ります。
- 定期船や貨物船の安全接岸を図るため、口永良部漁港の整備を進めるほか、地域に密着した産業活動等の拠点であるその他の港湾についても、安全で利用しやすい港として整備を図ります。

2 航空路及び空港の整備

(1) 振興方針

- 住民生活の利便性向上や地域の産業・経済の発展を図り、観光を通じた交流人口の拡大を図るため、空港施設の機能向上及び定期航空路線等の維持・充実に努めます。

(2) 計画の内容

- 屋久島空港の滑走路延伸など、航空輸送需要の動向に対応した空港施設の整備及び機能向上を図るとともに、定期航空路線の維持・充実を図るほか、大都市等とを結ぶ新たな航空路線の開設を促進します。

3 島内交通網の整備

(1) 振興方針

- 地域内における住民の安全性や利便性向上や産業の活性化、観光客等との交流促進、人や物資の円滑な流通の確保のため、自然環境に配慮したみちづくり、生活を支えるみちづくり、観光産業を支援するみちづくり、既存施設の老朽化対策を含めた災害に強いみちづくりを推進するとともに、バスの運行の維持・確保を図ります。
- 市街地については、街づくりと一体となった街路の整備により、屋久島らしい街並みの形成と良好・快適な都市環境の確保を図ります。

(2) 計画の内容

- 主要観光地であるヤクスギランドや白谷雲水峡を結ぶ道路については、自然災害による通行止め等を解消し、災害に強い道路として整備を進めます。
- 市街地については、周囲の自然環境と調和した憩いの空間を創出するなど、屋久島らしさにも配慮した街路の整備を進めます。
- 地域の実情に応じた生活道路の整備や計画的な維持補修を引き続き進めるととも

に、地域住民による花木の植栽など、世界自然遺産の島であることを印象づけるような道路沿線の修景緑化、歩道の段差解消等のバリアフリー化などにより、人にやさしい道路・災害に強い道路の環境の整備に努めます。

- 自転車通行空間の整備を図り、サイクルツーリズムの推進に努めます。
- 住民の生活路線としてのバスの運行の維持・確保を図るほか、観光客等の利便性向上を図るため、タクシーやレンタカーなどのサービス向上を促進します。また、高齢化が進み増加することが予測される交通弱者対策に努めます。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 情報化社会へと発展していくなかで、それに伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の利便性向上や他地域との交流、産業の振興等様々な分野において情報通信を活用した振興を図ります。

(2) 計画の内容

- 地域で各分野における光プロードバンドの活用を促進し、ICT化による発展・振興を図ります。
- テレビについては、国や放送事業者と連携して、フェージング等による受信障害の恒久対策の早急な実施に取り組みます。

第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

(1) 振興方針

- 離島航路・航空路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 離島航路・航空路の運賃は割高であり、地域間格差の是正や定住促進を図る上で障害となっていることから、関係機関と協議を進めながら、離島航路・航空路にかかる運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり、離島振興を図る上での障害となっていることから、物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進します。

第4節 産業の振興

1 農業

(1) 振興方針

- 安心・安全な「食」の供給を目指して、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」や環境と調和した農業への取組を推進します。
- 加工施設等の有効活用を図り、地域グループと連携した新たな加工品の開発を促進します。
- 温暖な気候を生かしたぽんかん、たんかん等の果樹のブランド産地づくり、ばれいしょ等の野菜や茶の早出し産地づくりを進めるとともに、収益性の高い施設花きの振興を図ります。
- 公共牧場を利用した子牛や繁殖牛の預託、草地の有効利用などにより、低コストで収益性の高い畜産の振興を図るとともに、家畜防疫の徹底や家畜排せつ物の適正な処理を促進します。
- 新規就農者や経営感覚に優れた経営体の育成、生産性の高い農業生産を実現するための畠地かんがいや農道等の計画的な整備、地域農産物の付加価値を高めるため

の6次産業化、省力化による高齢農家等の営農継続を推進し、農業の持続的発展を図ります。

- 農畜産物の直売所の活用や農作業体験等を行うグリーン・ツーリズムなどにより、都市と農村との交流を積極的に推進します。

(2) 計画の内容

- 果樹については、優良品種への転換、老木園の改植、樹園地の園内道の整備、施設化の推進、品目の組合せ、鳥獣被害対策の実施、選果施設の活用等により、ぽんかん、たんかん等のブランド産地づくりを推進するとともに、マンゴー、パッショナフルーツ等の施設果樹の産地拡大を図ります。
- 花きについては、栽培技術の向上や栽培施設の整備を進め、ドラセナなどの施設切花の産地づくりを推進します。
- 「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の普及により、安心・安全な農林水産物の生産・供給を推進します。
- IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や、良質堆肥の施用による健全な土づくり、土壤診断に基づく適正施肥及び化学肥料の使用低減など、環境と調和した農業を推進します。
- 野菜については、防風対策等を進め、ばれいしょや実えんどうのブランド化や産地拡大を図ります。
- 茶については、機械・施設の近代化や栽培管理の徹底、加工技術の向上に取り組むとともに、多様な茶種の生産を進め、畠地かんがい施設を活用するなどした茶業経営の安定と種子島と並ぶ日本一早い産地の形成を図ります。
- 畜産については、飼料畑等の整備による自給飼料の増産や飼養管理技術の向上、繁殖雌牛の導入推進による生産基盤の維持・拡大を図り、家畜防疫の徹底、耕畜連携や環境と調和した農業を推進します。
- 農産物の流通については、集約化による流通コストの低減を図るとともに、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した島外出荷に係る輸送コストの低廉化に向けた取組を促進します。
- 農産物の加工については、ソロヤム、ぽんかん、たんかん、パッショナフルーツ、ガジュツ等の地域特産物を活用し、消費者ニーズに対応した個性的な特産品開発の取組を支援します。
- かんがい排水、区画整理等の生産基盤の整備を推進するとともに、これまで整備した農業用水利施設、農道の計画的な保全対策を計画的に進めます。
- 屋久島農業管理センターを中心とした農作業受委託や機械の共同利用等により、地域ぐるみの営農活動を推進します。
- 新規就農者の確保・育成や法人化を推進するなど、地域を担う経営感覚に優れた経営体の育成を図ります。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに、加工活動等の女性起業活動を促進します。また、高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。
- 学校農園などを活用した農作業の体験学習や食育等により、子ども達の農業への関心を高めます。
- 地域住民の自主的な話し合いを基本に、都市住民やNPO法人等との連携による共生・協働の農村(むら)づくり運動を推進するとともに複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織(農村RMO)の形成等の取組を支援します。
- 水土里サークル活動により、農家だけでなく、農家以外の地域住民も参加した農地、農道、農業用水路などを保全する活動や、集落などで管理する水路・農道など

施設の長寿命化のための活動を促進します。

- 「ぽん・たん館」などの農畜産物の直売所や熱帯果樹等の観光農園の活用をはじめ、農産物の収穫や加工などの体験を行うグリーン・ツーリズムの推進や都市と農村との交流を促進します。

2 林業

(1) 振興方針

- 森林の有する多面的機能の発揮を図りながら、林道等の路網整備を促進し、林業生産基盤の強化を図るとともに、除間伐等による森林の適正な管理を推進し、良質材の安定供給を進めます。
- 屋久島産スギの優れた性質のPR等により、地元材の島内利用を促進するとともに、特用林産物の生産振興を図ります。
- 世界に誇れる優れた森林景観の保全を図りながら、環境学習や森林浴などを通した体験型観光を推進することで、島内外の人々との交流を促進します。

(2) 計画の内容

- 森林の有する水源かん養機能や山地災害防止機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、除間伐を中心とした保育作業の実施、広葉樹資源の充実などにより、健全な森林の育成を図ります。
- 林道等の路網整備や森林施業の集約化などにより、良質材の安定供給と低コスト化を進めます。
- 需要者ニーズに対応した木材の安定供給体制づくりを促進します。
- 強度が高いなどの屋久島産スギの優れた性質のPR等により、木造住宅の建設促進や公共施設の木造化・木質化など、地元良質材の島内利用を促進します。
- 森林組合などの林業事業体の経営基盤強化や林業就業者の就労条件の改善を図るとともに、後継者の育成・確保を促進します。
- 森林の整備や住民参加によるみどりづくりを進めるとともに、松くい虫、野生鳥獣による被害の防止に努めます。
- 海浜から奥岳に至る森林景観の保全を図りながら、植物の垂直分布などの学習の場や、森林浴・ウォーキングなどの健康増進の場として広く活用し、島内外の人々との交流を促進します。
- 温暖な気候や地域特性を生かした特用林産物の生産拡大を図ります。

3 水産業

(1) 振興方針

- 漁業者や漁業協同組合等による自主的な漁場保全等の取組を支援しながら、周辺海域の豊かな水産資源を活用し、魚礁や育成礁により漁場造成を図り、クルマエビなどの養殖業の振興を促進し、所得の向上と経営の安定を図ります。
- 屋久島首折れサバやトビウオなどの地域特産の魚介類のブランド化を図るとともに、消費者ニーズに対応した付加価値の高い水産加工品の開発を促進します。
- 漁港や関連施設の整備、漁船・漁法の近代化等により、年間を通じた安全な操業や水揚げ量の増大、省エネ化による燃費の向上を図るほか、漁業体験研修等により次代の水産業を支える担い手の育成・確保を図ります。
- また、中核的な漁業者や漁業士、経営改善に取り組むグループ等を育成します。

(2) 計画の内容

- マダイ等の放流、回遊魚の飼付けなどを継続的に進め、遊漁者や地域住民の協力

を得ながら、水産資源の持続的な利用体制の確立を図ります。

- 魚礁や増殖場の設置、藻場の造成等により、磯焼け現象の解消や瀬魚類、イセエビ等の資源の育成を図るとともに、幼・稚魚の保護など漁業者による自主的な資源回復対策を促進します。
- 漁業協同組合の経営基盤強化を促進するとともに、漁業体験研修や技術習得のために「かごしま漁業学校」や「新米漁業者みまもり隊」の取組等を通じて、新規就業者の確保を図るほか、UJTIターン者の活用を促進します。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成を図るとともに、漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援します。
- 荷さばき施設や製氷・冷蔵・冷凍施設等の水産流通施設の整備を促進するとともに、加工施設の近代化や加工技術の向上等を図り、消費者ニーズに対応した付加価値の高い製品の開発や、未利用資源の有効活用を促進します。
- 水産物の付加価値向上のため、トビウオなどを対象とした新たな冷凍加工技術等の導入を行い、高鮮度維持の方法について検討を行うとともに、計画的出荷や輸送体制の構築を促進します。
- 屋久島首折れサバやトビウオなどの特産の魚介類のブランド化を図るため、水産物の一元的な集出荷による共販体制の確立や、鮮度保持に配慮した漁法や規格の統一などの取組を促進するほか、インターネットなどを活用して販路開拓を図ります。
- 安全で利用しやすい漁港の整備、漁港関連施設の整備を図り、年間を通じた出漁や市場への漁獲物の搬送を確保するとともに、漁船や装備の近代化、漁業技術の高度化等を促進します。

4 その他の地域産業

(1) 振興方針

- 屋久杉加工業等の地場産業の振興を図るとともに、地域資源を活用した新たな特産品の開発や販路の開拓を促進します。
- 地域の消費者ニーズに対応し、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進します。
- 豊富な農林水産資源、水資源など地域の特性を生かした企業の立地を促進し、安定した就業機会の確保を図ります。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしや産業を支える人材の育成・確保を図るとともに、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 地場産業の屋久杉加工・水産加工・焼酎製造等については、経営の近代化や加工技術の向上を図るとともに、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した「売れる商品づくり」を促進します。
- 果実やガジュツ等の農林水産物等の地域資源の一層の活用と未利用資源の掘り起こしによる特産品の開発を促進します。
- かごしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、ECサイト等を活用した特産品の販売促進を図ります
- 商店街が商工団体、地域住民等と連携して行うイベント開催や空き店舗対策など、意欲的で創意工夫に満ちた魅力ある商店、商店街づくりのための取組を促進します。
- 世界自然遺産地域という恵まれた自然環境や豊富な農林水産資源、水資源など地域の特性を生かした企業の立地を促進するほか、進出企業の地域への定着・発展を図るため、各種支援の充実に努めます。

- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進など、農林水産業を担う人材の育成・確保を図ります。
- 地域産業の活性化や滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成、観光事業者等の資質の向上に努めます。
- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

第5節 就業の促進

(1) 振興方針

- 交通ネットワークの充実、若者が地元に定着する魅力ある産業おこし、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

(2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や、魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興、地場産業の振興や、医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。
- また、高齢者やUJターン者等が知識と経験を生かし、その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。

第6節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 分別収集等を推進し、リサイクルプラザ等の有効活用を図りながら、住民、企業、行政が連携してごみの減量化やリサイクルに取り組みます。
- 少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、UJターン者など、誰もが安心して快適に暮らせる住環境の整備を促進します。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するために、水道施設の計画的な更新・改修により、老朽化対策・耐震化等を行います。
- 公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、浄化槽など生活排水処理施設の整備を促進します。
- 屋久島国立公園等の優れた自然環境の保全を図りながら、自然とのふれあいの場の確保や個性豊かな景観の形成に努めます。また、地域住民のスポーツ・レクリエーションと憩いの場の維持管理に努めます。

(2) 計画の内容

- 産業活動や日常生活などあらゆる段階において、すでに取り組まれている廃食用油の代替燃料化や生ごみの堆肥化などの普及定着を図りながら、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理を促進します。
- 一般廃棄物については、分別収集体制の充実と環境調和型システムの構築を推進します。
- 家電リサイクルについては、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- 産業廃棄物については、減量化・リサイクル等排出事業者による適正処理を一層促進指導するとともに、適切な処理施設の整備を促進します。
- 地域の気候及び風土に十分配慮しながら、老朽化した公営住宅等の建替等を促進します。

- がけ地に近接した危険住宅の移転を促進します。
- 空き家について、利活用により若者の定着やU J I ターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。
- 地域住民のスポーツ・レクリエーションと憩いの場を確保するため、園地などの整備を促進します。
- 安心安全な水を安定供給するため、老朽化施設の計画的な更新や耐震化を促進します。
- また、適正な施設規模の把握に努め、水需要に対し過不足が生じないよう適切で安定した水供給に努めます。
- 生活排水対策の取り組みとして、合併処理浄化槽の導入を積極的に促進し、併せて農業集落排水施設の効率的な維持管理に努めます。

第7節 医療の確保等

(1) 振興方針

- 地域における中核的医療施設の高度な診療機能の効率的活用や、保健医療機関の相互連携の強化などにより、地域住民が等しく適切な医療サービスを享受できるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。
- 妊婦が島外で健康診査する機会や出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。

(2) 計画の内容

- 巡回診療を充実しつつ、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の特定診療科の医療施設の設置を促進するとともに、既存診療所の設備整備を促進するなど診療機能の強化を図ります。
- 眼科・耳鼻咽喉科等の専門医師をはじめとする医師や看護師等の医療従事者の確保に努めます。
- 救急医療については、救急搬送の円滑化を図るとともに、第2次救急医療体制の整備充実を促進するほか、ドクターへリ等の有効活用に努めます。
- 地域住民の健康管理と健康の維持増進を図るため、保健所、町、医療機関等の連携をとりながら、計画的な保健活動の充実強化に努めるとともに、「健康かごしま21」等に基づき、地域住民を主体とした健康づくりの充実に努めます。
- 口永良部島に住んでいる妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行います。
- 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等の経済的な負担軽減の取組を促進します。

第8節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、地域の実情を踏まえた支援の充実や介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 屋久島町の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、

地域の実情を踏まえた介護サービス基盤整備の促進、効果的な介護予防の取組促進や地域包括ケア体制の推進に努めます。

- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに、地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら、安心して充実した生活を送ることができるよう、心身の状況を把握するとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。
- 障害や障害者についての住民に対する啓発活動、障害者福祉サービスの利用促進などにより、障害者の社会参加とその能力を十分に發揮できる環境づくりを進めます。
- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 社会福祉協議会や地区コミュニティ協議会等による自主的な地域福祉活動に対する取組を促進しながら、援護を必要とする高齢者等に対し、地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。
- 市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開し、高齢者が豊富な知識・経験・技能を生かして、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどにチャレンジできる取組の促進を図ります。
- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに、地域包括ケアシステムの促進に努めます。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため、研修会の開催や障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進のほか、障害者福祉サービスの利用、日常生活用具の給付、障害児通所支援の促進を図ります。
- 保育所の機能充実や地域全体で子どもを育成する環境づくりなどを促進します。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図ります。

第10節 教育及び文化の振興

(1) 振興方針

- 遠隔交流学習や遠隔合同授業の促進により、小規模校や複式学級に対応した教育内容の改善・充実を図り、今後ますます進展する情報化や国際化等に柔軟に対応できる青少年を育成します。
- 老朽化した校舎の改築など計画的な施設整備を図ります。
- 口永良部島には高等学校等がないため、島外の高等学校等へ進学する生徒への修学支援を促進します。
- 生涯学習の推進体制の充実や多様な学習機会の提供を通して、生涯学習の振興を

図ります。

- 地域に根ざした特色ある伝統芸能などの文化財等の保存・伝承や、個性ある歴史・文化を活用した多様な文化活動を促進します。

(2) 計画の内容

- 児童生徒数の減少に伴い増加している小規模校や複式学級への対応、特別支援教育の充実に向け、教職員の確保、教育内容・方法の改善、交流学習を促進します。
- 口永良部島を離れ、高等学校等へ通学するための寮・下宿生活等の負担軽減を促進します。
- 学校施設や教職員住宅等については、計画的な改築・改修等の整備の促進に努めます。
- 「かめんこ留学」や「南海ひょうたん島留学」などの離島留学に関する広報活動を積極的に推進するとともに、制度の一層の拡充を促進し、地域や学校の活性化を図ります。
- 世界自然遺産に登録されている豊かな自然などを生かした持続発展教育や、学校農園等での農作業など、野外での体験を通した学習、ＩＣＴを活用し、島内だけでなく島外の学級との交流を促進します。
- 離島の学校に在籍する生徒の部活動等の島外での大会参加に係る交通費等の負担軽減に努めます。
- 優れた舞台芸術等の鑑賞機会の拡充を図るとともに、生涯を通した学習機会の充実を図るため、推進体制の確立や図書館等の整備を促進します。
- 文化財の保存活用や文化財愛護思想の普及啓発活動を促進するほか、世界自然遺産等を利活用した多彩なイベントの開催等による国内外の人々との交流を促進します。

第11節 観光の開発

(1) 振興方針

- 世界自然遺産として自然環境の活用と保全の両立を図る観点から、エコツーリズムの推進や、自然に配慮した景観等の整備など持続可能な観光地づくりを推進します。
- また、他地域と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。
- 屋久島・口永良部島の豊かで良質な温泉を活用した、健康保養地としての魅力あふれる島づくりを目指します。

(2) 計画の内容

- 本地域への更なる誘客を促進するため、多様な情報発信の機能の整備に努めつつ、世界自然遺産としての国際的な知名度を生かしながら、各種媒体の活用や域外でのPR活動等による広報宣伝に取り組みます。
- 大型クルーズ船の寄港増加に対応可能な受入体制の整備やより一層の寄港の増加に努めるほか、屋久島を経由して奄美大島や沖縄等に至る島伝いの旅行商品造成などに努めます。
- 世界自然遺産として自然に配慮した景観等の整備、登山道の維持管理など、本地域の特色ある観光資源の活用を図りながら、自然環境との共生や多様な触れ合いを中心とした環境学習やエコツーリズムの推進など体験プログラムの充実、持続可能で多彩な滞在交流型観光を積極的に促進します。
- 観光案内板等の設置や観光ボランティアガイドの育成、観光関係事業者の接遇向

- 上及び移動手段の確保など観光客を受け入れる体制や環境の整備などを促進します。
- 山岳事故防止については、屋久島山岳遭難防止対策協議会が、貴重な植物等の盗掘防止については、屋久島山岳部利用対策協議会等関係機関が普及啓発を行うことを促進します
 - 新鮮な魚介類や豊富な山菜など、地域の特色ある食材を生かした特色ある「食」の提供、地元特産品を活用した新たな土産品の開発を促進します。
また、住民や観光客をターゲットとした地産地消を推進することで島内需要を高めていきます。

第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興方針

- 「癒し空間」としての健康の島づくりを図りながら、滞在交流型観光の促進、各種イベントや国際的なシンポジウムの開催、出身者等のネットワーク化等による国内外との交流・連携を促進し、UJIT TURN等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。

(2) 計画の内容

- 豊かな自然環境を生かし、人々の心を和らげる「癒しの場」としての健康の島づくりを図りながら、農林水産業と連携した滞在交流型観光やサイクリング屋久島などのイベントを通して、住民と来島者及び来島者同士の交流を促進します。
- 出身者や島に興味を持っている人々を、島の良き理解者・支援者としてネットワーク化しながら交流・連携を図るとともに、姉妹都市や大規模校との交流、離島留学制度の充実等を促進します。
- 「縄文杉」がニュージーランドの「タネ・マフタ」と姉妹木関係を締結したことを利用し始めたファーノース地区・カイパラ地区との古代木ファミリー交流を促進します。
- 「ぽん・たん館」等の交流施設の整備拡充を促進するほか、様々な産業・機関との調整を図りながら、滞在交流型観光等の持続的な運営を行うための体制の整備やインストラクター等の人材の育成・確保を図ります。
- 自然や環境をテーマとする国際的なシンポジウムや学会等の開催を促進するとともに、中・高校生を、世界自然遺産を有する国へ派遣することなどにより、外国との交流を促進するとともに、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

第13節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好的な地域環境を維持するため、町との連携により、大気環境や水環境の保全、騒音や悪臭等の防止に努めます。
- 国、町、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

1 人と自然が共生する循環型地域社会の形成

- 優れた自然生態系を維持しつつ、その適正な利用を図ることを目的とする屋久島環境文化村構想を積極的に推進し、人と自然が共生する地域づくりを進めます。

2 人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり

- 再生可能エネルギーである水力の豊富な屋久島が、温室効果ガスの排出が抑制された脱炭素社会の先進的な地域となるよう、地球温暖化対策を積極的に推進します。

また、電気自動車等の普及を推進し、さらなる抑制を図ります。

(2) 計画の内容

- 公共用水域の常時監視により、水質の環境基準の達成維持に努めるとともに、農業における施肥量の低減、家畜糞尿の適正処理、生活排水対策等による水質保全対策を推進します。
- また、工場・事業場からの大気汚染物質の排出抑制や悪臭の発生、漏出の防止等を図ります。
- 本地域の貴重な自然（動物、植物、景観）について、情報の収集に努めるとともに、地域住民や研究者等の意見や助言を参考にしながら、意識啓発や保全に努めます。
- 第一次産業に被害をもたらしている有害鳥獣について、適正な保護管理対策に努めます。
- 自然公園法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の保護制度による管理・保護を継続して行います。
- 世界自然遺産地域については、国、県、屋久島町が策定した屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた管理を行います。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。

1 人と自然が共生する循環型地域社会の形成

- 世界に誇る屋久島の自然環境の保全を推進するため、住民、事業者、行政の役割分担のもと、「屋久島環境文化村構想」を基本とした取組を推進し、自然環境と生活・生産活動のバランスのとれた土地利用を図るとともに、屋久島と口永良部島を環境学習や環境教育のフィールドとして活用できる体制を整えます。
- 屋久島環境文化村構想の推進のため、関係機関・地域住民・ボランティア団体等との連携を図りながら、以下の各種施策を積極的に進めます。
 - ・ 環境学習、研究施設の充実
環境学習の推進、自然体験セミナー、受入事業の拡充
 - ・ 環境形成事業の展開
自然保護活動の実施及び地域の環境保全活動への助成、山岳部の適正利用に関する取組
 - ・ ボランティアネットワークの形成
ボランティア登録制度の推進、屋久島ファンクラブの推進、屋久島通信及びまるりん通信の発行
 - ・ 新たな地域産業の創出
エコツーリズムの推進、新特產品開発の支援
 - ・ 国際交流の展開
屋久島の中高生を対象とした国際交流の推進、ホームページによる国内外への情報発信

2 人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり

- 世界自然遺産の島・屋久島において、CO₂の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを促進する「CO₂フリーの島づくり」に取り組みます。
- 「地球環境先進県」として、屋久島における「CO₂フリーの島づくり」の取組を更に推進し、世界的にも注目されるモデル性の高い取組として情報発信していきます。

第14節 エネルギー対策の推進

(1) 振興方針

- 安定した電気の供給を促進し、農林水産業の生産力の増大と生活文化の向上を図ります。
- 災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、再生可能エネルギー等の利活用に関する普及啓発や調査研究を促進します。
- 再生可能エネルギーの活用を促進します。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。
- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 電気供給の安定化を図るため、配電施設の移設・改良及び配電線遠隔制御装置の設置など、配電設備の整備充実を促進します。
- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資することから、今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、太陽光発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

第15節 國土保全施設等の整備その他の防災対策

(1) 振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靭化」を推進し、防災・減災、國土強靭化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。
- 事業者等の連携による「ライフライン」の安定確保に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する國土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 消防施設等の整備や消防団員の確保・育成強化を図るとともに、老朽化した防災行政無線施設の更新整備を促進します。
- 自主防災組織の育成や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及及び防災意識の高揚を図ります。
- 避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を促進するなど、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。
- 口永良部島の活動火山対策として、港湾・漁港、道路等の整備や、住民・関係機関が一体となった防災避難訓練の実施等による住民の防災意識の向上を図ります。

第16節 移住・定住施策の促進

(1) 振興方針

- 地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進します。
- 移住者の多様な暮らしのニーズに対応した住環境の整備を促進します。

(2) 計画の内容

- ホームページ等を活用し、移住・定住に必要な情報発信を行います。
- 移住希望者への情報発信を充実させるために、空き家や雇用情報など必要な情報を一元化し、移住のワンストップ窓口の実現に努めます。
- 地域住民による移住交流センター等の設置、島内企業へのインターンシップ制度導入など、受入体制の整備を促進します。
- 空き家の利活用により若者の定着やU J I ターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。

第17節 地域の振興に関するその他の事項

(1) 振興方針

- 人口減少や高齢化の進む地域の住民が、日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ります。

(2) 計画の内容

- 人口減少や高齢化の進展により、日用品の買い物や島内移動等の日常生活への支障が懸念される場合には、島民の日常生活機能を補完する取組等を行います。

南西諸島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、県本土の南方約30kmに位置する竹島から南方へ約240km、東西約120kmにも及ぶ広大な海域に点在しており、三島村の竹島、硫黄島及び黒島並びに十島村の口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島及び宝島の10の有人島から構成されています。

鹿児島市から本地域の最南端の宝島までの航路は約14時間要し、極めて隔絶性の強い地域です。

○ 地形

本地域のほとんどの島が、大部分を雑竹林におおわれた山岳に占められており、しかも、山が海岸線に迫って平地が少なくなっていますが、本地域の南端に位置する小宝島、宝島は隆起珊瑚礁の島であり、海岸周辺に比較的平坦地が多くなっています。

なお、十島村については、平成4年4月に全域がトカラ列島県立自然公園に指定されています。

また、三島村については、令和4年4月に全域がみしま県立自然公園に指定されています。

○ 気候

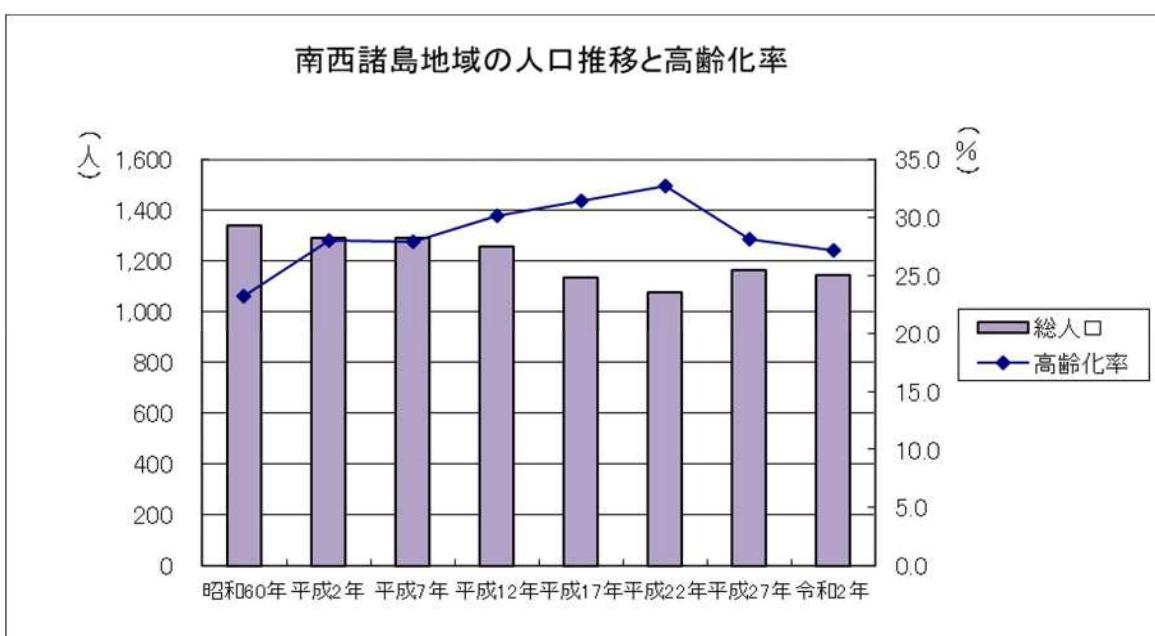
黒潮の影響を受けることから、温暖ですが、夏秋季の台風や冬季の季節風の影響を強く受けます。

○ 行政区域

行政区域は、竹島、硫黄島及び黒島が三島村、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島及び宝島が十島村に属しています。

○ 人口

令和2年国勢調査の人口は、1,145人となっており、平成22年の1,075人を底として、増加傾向に転じています。高齢化率も平成22年をピークとして、減少傾向に転じています。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

◆ フェリーみしま (1, 859t, 週4便)

- 鹿児島～竹島 3時間
- 竹島～硫黄島 40分
- 硫黄島～黒島(大里港) 1時間10分
- 黒島(大里港)～黒島(片泊港) 30分

◆ フェリーとしま2 (1, 953t, 週2便)

- 鹿児島～口之島 6時間
- 口之島～中之島 50分
- 中之島～諏訪之瀬島 1時間
- 諏訪之瀬島～平島 50分
- 平島～悪石島 55分
- 悪石島～小宝島 1時間20分
- 小宝島～宝島 35分
- 宝島～名瀬 3時間

※ このほか年15便の臨時便があります。

◇ 本地域の定期航路は、三島各島と鹿児島本土間、十島各島と鹿児島・奄美間において、ほとんどの人や物資の輸送手段となっており、いわば基軸となる生命線、本土内であれば国道、都道府県道に相当するものであり、村民の文化、経済、物流の主要な手段として必要不可欠なものです。

◇ これらの航路は外海を長時間にわたって運航するため、運航費がかさむにもかかわらず、航路需要が限られているので、村営による運航が行われています。

◇ 定期航路は、1日1便に満たない便数の航路であり、離島のなかでも厳しい交通状況となっています。

(2) 航空路

◇ 航空路は、新日本航空(株)により、鹿児島空港と薩摩硫黄島飛行場(三島村)、鹿児島空港と諏訪之瀬島場外離着陸場(十島村)がそれぞれ週2便運航されています。

◆ 鹿児島空港～薩摩硫黄島 50分 週2便

(セスナ機(3席))

◆ 鹿児島空港～諏訪之瀬島 1時間30分 週2便

(セスナ機(3席))

(3) 島内道路等

◇ 道路改良・舗装率

(単位: %)

区分	県道		市町村道		国県市町村道計	
	一般県道		改良率	舗装率	改良率	舗装率
	改良率	舗装率				
南西諸島地域(三島村)	91.1	100.0	79.3	91.3	81.2	92.8
南西諸島地域(十島村)	-	-	74.6	93.3	74.6	93.3
離島計	91.4	100.0	78.3	93.1	81.8	94.7
本土計	71.8	100.0	70.0	92.8	72.7	94.1
県計	76.0	100.0	69.8	90.5	72.9	92.2

* 令和3年度道路現況調書(令和3年4月1日現在)

○ 県道

道路については、黒島に唯一の県道、片泊大里港線（延長9.0km）がありますが、急勾配、急カーブで幅員が狭い場所があるため、整備を行っています。

○ 村道

村道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、公民館、学校、医療機関といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。

しかしながら、本地域においては、地域間を連絡する幹線村道等の整備がまだ十分とはいえない状態にあります。

また、インフラの老朽化対策等による防災・減災への取組が必要です。

第3節 情報通信の現況及び課題

- ◇ 三島村では、令和4年度から新たに高度無線環境整備事業を実施し、高度無線環境を実現し住民生活の利便性向上や地域活性化を図り、5年後を目途に公設公営のすべてを民間に移譲することで協議を進めています。
- ◇ 十島村では、平成30年度から整備に約36億円の費用をかけ事業を行い、全島をつなぐ光ケーブルを整備し、令和4年3月をもって、全島に光ブロードバンドが敷設されました。整備した光ケーブルはNTT西日本とIRU契約で、公設民営の光インターネットサービスを開始しています。高速通信が可能になった環境を生かして、医療・教育・産業・危機管理などあらゆる分野でのDXを推進する必要があります。なお、光回線電話へのサービス移行をすることで通話料の低減及び故障が大幅に減るなど、住民にメリットがあることから、早期の光電話への移行をサポートする必要があります。また、光電話の普及促進や住民の通信料金急増対策、低コストでこれまでの行政サービスを維持するためのネットワーク構築なども対応していく必要があります。
- ◇ 両村では、これらの情報通信基盤を活用して、議会中継や遠隔医療、港湾監視などの各種システムを運用し、住民サービスの向上を図っています。
- ◇ 携帯電話のエリアは拡大しているものの、集落から離れた観光地や牧場、海岸付近については感度が悪く、また、集落内であっても一部感度の悪い地域があります。
- ◇ 今後も不感地域（すべてのキャリアで圏外となる地域）の解消を図っていく必要があります。
- ◇ テレビについては、テレビ線の光ファイバ化未済の地域の工事を進め、TV視聴

不具合解消に向けて取り組む必要があります。また、各島の共聴施設や地上デジタル放送無線共聴設備等については、受信不良や被災、老朽化等により更新の必要性があります。

- ◇ ラジオについては、ほとんどの地域において受信状況が悪く、混信もあることから、ほぼ利用されていません。

第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

- ◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、平成29年4月から住民を対象とした航路運賃低廉化事業を実施しています。

- 運賃（貨率）※三島村は硫黄島、十島村は諏訪之瀬島の運賃を例示

- ◆ 鹿児島ー硫黄島間

- ・ 普通運賃（片道）： 3, 660円（29.0円／km）
- ・ 島発往復割引： 6, 590円（26.2円／km）
- ・ 離島割引運賃（片道）： 2, 290円（18.2円／km）
- ・ 離島住民島発往復割引： 4, 350円（17.3円／km）

- ◆ 鹿児島ー諏訪之瀬島間

- ・ 普通運賃（片道）： 7, 140円（30.0円／km）
- ・ 離島割引運賃（片道）： 4, 230円（15.4円／km）

- ◇ 本地域にとって、船舶は本土との主要な交通手段となっていますが、その割高な運賃が住民等の大きな負担となっています。

その負担軽減のため、三島村は、国・県の補助制度を活用し、村民に対する運賃割引を実施しています。

- ◇ また、十島村も県の補助制度を活用し、食料品の移入や農水産物の搬出に対して輸送コスト支援を実施しています。

- ◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、住民を対象とした航空路運賃低廉化事業を実施（三島村：平成29年4月から、十島村：令和4年10月から）しています。

- ◆ 鹿児島ー薩摩硫黄島線

- ・ 普通運賃： 30, 000円（238.1円／km）
- ・ 離島割引運賃： 5, 000円（39.7円／km）

- ◆ 鹿児島ー諏訪之瀬島線

- ・ 普通運賃： 60, 000円（218.2円／km）
- ・ 離島割引運賃： 10, 800円（39.3円／km）

- ◇ 本地域では、車両を本土まで輸送しなければ車検を受けることができず、車検に係る島外への車両航送費が大きな負担となっており、その負担軽減が求められています。

第5節 産業の現況及び課題

◇ 市町村内総生産額

(単位: 百万円, %)

区分	総生産額	構成比
第1次産業	191	3.6
	うち農業	119
	うち林業	60
	うち水産業	12
第2次産業	2,597	48.5
第3次産業	2,570	48.0
合 計	5,358	100.0

※ 令和元年度市町村民所得推計

※ 「輸入品に課される税・関税」、「この他控除」は除く

◇ 産業分類別就業者数

(単位: 人, %)

区分	就業者数	構成比
第1次産業	113	17.9
	うち農業・林業	88
	うち水産業	25
第2次産業	97	15.4
第3次産業	420	66.7
分類不能	0	0.0
合 計	630	100.0

※ 令和2年国勢調査

◇ 本地域では、総生産額及び就業者数とともに、第3次産業が大きな割合を占めており、総生産額については5割弱程度、就業者数については6割強程度となっております。

◇ 農林水産業生産額

(単位:百万円)

区分	農業						林業(B)	水産業(C)	農林水産業合計(A+B+C)			
	耕種	(耕種の主な内訳)			畜産	計(A)						
		いも	野菜	果実								
H22	10.6	—	—	1.9	204.7	215.3	3.5	41.8	260.6			
H27	8.8	0.1	4.3	3.1	372.0	380.8	3.6	92.6	477.0			
R2	9.7	2.9	4.2	2.6	387.0	396.7	0.0	36.1	432.8			

※市町村調べ

※離島統計年報

◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、平成27年と比較すると、水産業の減などにより、やや減少しています。

(1) 農業

◇ 農家総数

(単位:人, %)

区分	H22			H27			R2			増減率(対H22)
	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	
三島村	49	32	17	41	30	11	28	24	4	57.1
十島村	93	65	28	82	56	26	73	58	15	78.5
南西諸島地域	142	97	45	123	86	37	101	82	19	71.1

※ 世界農林業センサス(農林水産省)(一部市町村調べ)

◇ 孤立した小さな離島で構成され、平地に乏しく、耕地は狭く急峻で、農家の高齢化も進んでいますが、風土にあった農産物の生産を進めています。

また、周年放牧を主体とした肉用子牛の生産が定着しています。

◇ 農業生産額の約9割を畜産(肉用牛)が占めており、地域の基幹産業となっています。この他、びわ、たんかん、焼酎用さつまいも、島バナナ、島らっきょう、スイカ、パッショングルーツ、柑橘類等が生産されております。

また、十島村では荒廃農地を作付け可能な農地に転換させるための取組を行っています。

◇ 肉用牛については、高齢化や後継者不足に加え、配合飼料等の価格が高騰し、経営を圧迫していること、家畜衛生・飼養管理技術が不足していること、放牧主体の飼養管理のため、良質な自給飼料の確保が困難であることなどの課題を抱いています。

◇ 農産物加工については、島バナナやパッショングルーツ、たけのこ等の地域特産物を利用した加工品が製造されています。

◇ 生産基盤の整備により、温暖な気候を生かしたびわの産地づくりを進めますが、高齢化により生産量が減少しています。

(2) 林業

◇ 森林面積

(単位:ha)

区分	森林面積	国有林	民有林	うち 人工林
三島村	2,515	0	2,515	145
十島村	6,741	0	6,741	401
総計(南西諸島地域)	9,256	0	9,256	546

※ 令和4年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

◇ 森林面積は9,256haで、森林の89%を天然広葉樹林と竹林が占め、硫黄島で椿の実、竹島、硫黄島、黒島、諏訪之瀬島、悪石島では、たけのこの生産が行われています。

◇ また、椿油や椿油で作った石鹼、シャンプーなどの加工品づくりも行われています。

(3) 水産業

◇ 漁業産出額

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
南西諸島地域	漁業産出額	34	37	43

※ 漁業産出額は、各管内漁協業務報告書(漁業種類別水揚げ状況)から引用

◇ 漁業産出額については、やや増加傾向です。

◇ 周辺海域に優良な漁場を有しているため、一部の地域においては、漁業への積極的取組がみられますが、流通施設等が不備なため総じて漁業は振るわず、地域内産業に占める位置は高くありません。

また、漁業従事者のほとんどは、零細な兼業の漁家で占められ、後継者確保も問題となっています。

◇ 近年、製氷施設や船溜施設の整備に加え、水産加工施設の整備において急速冷凍機などの新技術の導入が進められています。その他、村の産業振興貸付資金及び生産施設整備補助金等を活用し、近代化漁業機器の導入を図り、経営の効率化・安定化を図っています。

特産品として、自然塩の製造、とび魚の加工製品等が作られています。

(4) 工業、製造業(特産品製造も含む。)

◇ 当地域は、特用林産加工品等の魅力的な特産品に恵まれています。

◇ 三島村では、硫黄島において法人組織が生まれ、地元農林水産物を加工した椿油や椿石鹼等の商品作りを進めています。

◇ 十島村では、各島で地元の農産物や水産物の加工など特産品の開発を行い、物産品の販売等を行っています。

- ◇ しかしながら、特産品製造は小規模な団体や個人によるものであり、新商品開発や販路開拓、とりわけ県外大消費地へのアプローチが課題となっています。

第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域ですが、産業の集積が弱く、雇用機会の確保が十分ではありません。
- ◇ また、若者の島外流出が続くなど、厳しい雇用情勢にあるため、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められているとともに、高齢者や女性等の高い就業意欲や多様化する就労ニーズに応じた雇用環境の整備及び雇用機会の確保を促進する必要があります。

第7節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ・し尿処理

- ◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
三島村	392	392	100.0	100.0
十島村	677	677	100.0	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

- ◇ ごみ処理施設（焼却施設）

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
三島村	三島村大字黒島大里地内	1	H10	H10
	三島村大字黒島片泊地内	0.4	R1	R2
	三島村大字硫黄島地内	0.4	H29	H30
	三島村大字竹島地内	0.4	R3	R3
十島村	十島村大字口之島4番地25	0.147	R1	R1
	十島村大字中之島150番地315	0.147	R2	R2
	十島村大字諏訪之瀬島401番地2	0.147	H28	H28
	十島村大字平島346番地	0.147	H29	H29
	十島村大字悪石島158番地4	0.147	H28	H28
	十島村大字小宝島89番地2	0.147	H29	H29
	十島村大字宝島1601番地1	0.147	H30	H30

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ ごみ処理施設（焼却施設を除く）

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
十島村	十島村大字口之島4番地25	0.10	R1	R1
	十島村大字中之島150番地315	0.10	R2	R2
	十島村大字諏訪之瀬島401番地2	0.10	H10	H10
	十島村大字平島346番地	0.10	H9	H9
	十島村大字悪石島158番地4	0.10	R3	R3
	十島村大字小宝島89番地2	0.10	H11	H11
	十島村大字宝島1601番地1	0.10	H30	H30

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ 埋立処分地施設

設置主体	設置場所	R3年度末 残余容量(m³)	R3年度 埋立容量 (m³)
三島村	三島村大字竹島地内	15,618	4
	三島村大字硫黄島地内	4,715	4

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ 各島において、ごみについては焼却施設・生ごみ処理施設等で処理されています。

◇ 焼却灰や不燃物、ペットボトル等のリサイクルが可能なものは、島外に搬出し処分しています。

◇ 十島村においては、焼却炉施設及び生ゴミ処理施設は全地域に整備され処理していますが、全地域への焼却炉設置や経年劣化が見られる焼却炉施設の代替整備の実施について早急な対応が求められています。

◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
三島村	392	392	100.0	0
十島村	677	658	97.2	0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

◇ し尿については、ほとんどの世帯に浄化槽が設置されており、浄化槽汚泥については島外処理等を行っています。

(2) 水道

◇ 水道の状況

(単位:人、%)

区分	行政区域内人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	
三島村	338	0	0	470	338	0	0	470	338	100.0
十島村	637	0	0	650	637	0	0	650	637	100.0
総計	975	0	0	1,120	975	0	0	1,120	975	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度水道統計調査

◇ 十島村の諏訪之瀬島、小宝島には淡水化施設が整備されています。

◇ 水道については、簡易水道及び飲料水供給施設が全戸に普及していますが、淡水化施設の維持経費の増大、水量減少に伴う新たな水源の確保、老朽化施設の更新及び耐震化の促進が課題となっています。

(3) 公営住宅

◇ 公営住宅等の状況

(単位:戸)

区分	管理戸数					うち耐用年限の1／2を経過した住宅戸数				計	
	県営 (公営住宅 ・特公賃)	市町村営		計	県営 (公営住宅 ・特公賃)	市町村営					
		公営住宅 ・特公賃	市町村単独 ほか			公営住宅 ・特公賃	市町村単独 ほか				
三島村	0	0	107	107	0	0	79	79	79		
十島村	0	0	102	102	0	0	51	51	51		
総計	0	0	209	209	0	0	130	130	130		

※ 県住宅政策室、市町村調べ(令和4年4月1日現在)

※ 「市町村単独ほか」は、公営住宅・特公賃(特定公共賃貸住宅)以外で市町村が管理している単独住宅・一般住宅などを指す。

◇ 本地域の令和4年4月1日現在の公営住宅等管理戸数は209戸で、うち耐用年限の1／2を経過した住宅は130戸(全管理戸数に占める割合は62.2%)となっています。

第8節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

- ◇ 病院、診療所、医師等の数

区分	病院数	病床数	一般	歯科	医師	歯科	薬剤師	看護師	助産師
			診療所数	診療所数	(人)	医師(人)	(人)	(人)	(人)
三島村	—	—	4	—	—	—	—	5	—
十島村	—	—	7	—	—	—	—	12	—
南西諸島地域	—	—	11	—	—	—	—	17	—

※ 病院・一般診療所・歯科診療所は、令和2年医療施設調査(厚生労働省)の結果
(令和2年10月1日現在)

※ 医師・歯科医師数は、令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)の結果
(令和2年12月31日現在)

※ 看護師・助産師数は、業務従事者届より参照(令和2年12月31日時点)

※ 一部地域については市町村調べ

- ◇ へき地診療所が全島に整備され、それぞれ看護師が配置されているほか、へき地医療拠点病院である鹿児島赤十字病院から医師が派遣されています。また、十島村の南部三島（悪石島・小宝島・宝島）については、鹿児島県立大島病院から医師が派遣されています。
- ◇ また、いまきいれ総合病院等による眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の特定診療科の巡回診療、県の歯科巡回診療車による巡回診療、鹿児島市立病院、鹿児島こども病院による小児科健診が行われています。
- ◇ 本地域は、島数が多く船便の都合で医師が各島に滞在できる時間が限られるので、十島村では、同村が設置する高速観光船の活用などにより診療の円滑化を図っています。
- ◇ また、各島のへき地診療所と鹿児島赤十字病院、村役場を結ぶ遠隔医療システムを整備し、医師不在時等の対応に活用しています。

(2) 救急医療

- ◇ 遠隔医療システムを活用した連携による応急措置のほか、重症の救急患者は県や自衛隊等のヘリコプター等により鹿児島市の医療機関へ救急搬送しています。
特に、夜間の救急患者搬送に安定的に対応できる体制づくりが課題となっています。

(3) 健康管理体制

- ◇ 鹿児島市内のそれぞれの役場に、三島村（3人）、十島村（4人）の保健師が勤務しており、保健所と連携をとりながら各種健診や保健指導を行っています。

(4) 妊婦への支援等

- ◇ 本地域には常駐の産科医がないことから、妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等に、その交通費・宿泊費等の支援を行っています。
- ◇ 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等が経済的な負担となっています。

第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

- ◇ 本地域の65歳以上の要支援・要介護認定者は、令和4年4月現在73人（三島村23人、十島村50人）で、要介護認定率は23.5%（県平均19.2%）とな

っています。

- ◇ 本地域の介護サービス事業所は、宝島に小規模多機能型居宅介護事業所1施設、黒島に訪問介護事業所1施設が整備されています。

第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

- ◇ 高齢化率の推移

(単位: %)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
南西諸島地域	27.9	30.2	31.4	32.7	28.1	27.2
鹿児島県	19.7	22.6	24.8	26.5	29.3	32.5
全国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

※ 国勢調査

- ◇ 本地域の高齢化率は、平成22年で32.7%，平成27年で28.1%，令和2年で27.2%となっています。

- ◇ また、令和2年の高齢化率は、全国平均(28.6%)を1.4ポイント、県平均(32.5%)を5.3ポイント下回っています。

- ◇ 高齢世帯数

(単位: 世帯, %)

区分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
南西諸島地域	587	203	34.6
鹿児島県	725,855	227,462	31.3
全国	55,704,949	13,250,701	23.8

※ 令和2年国勢調査

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯(65歳以上世帯員の単独世帯及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)の一般世帯に占める割合は、34.6%で、3世帯に1世帯が高齢世帯であり、県平均(31.3%)及び全国平均(23.8%)を上回っています。

- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。

- ◇ 老人福祉施設等については、利用者数や地理的条件等から事業者の参入が困難な状況にあり、整備されていません。

- ◇ また、在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センター(2か所)が鹿児島市内に設置されており、各々の島にもサブセンターが設置されています。

(2) その他の福祉

- ◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められています。

す。

- ◇ 現下の社会情勢における生活困窮者、自殺や虐待、家庭内暴力、子どもや弱者を狙った犯罪など行政ニーズが複雑多様化してきている中、地域に暮らす住民同士が支えあい、助け合う社会を目指し、総合的なサービスの提供体制の整備と見守り体制の強化を推進する必要があります。
- ◇ 医療・介護・福祉の従事者に対する研修機会の確保が課題となっています。

第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 本地域の小・中・義務教育学校は複式学級を有する極小規模校です。小規模校の抱える課題を克服し、児童生徒の学びを保障するために、教職員のICT活用指導力の向上に努め、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末の積極的な活用や遠隔教育システムを活用した授業づくり等、ICTを活用した教育を推進します。
- ◇ 本地域には高等学校等がないため、高等学校等へ進学を希望する生徒は島外の学校に進学しています。
- ◇ 令和4年度現在、2村の全小・中学校が離島留学を実施しており、県外を含む65名の留学生を受け入れています。
- ◇ 学校施設等については老朽化が進んでおり、一部の教員住宅については早急な対応が必要な状況です。
- ◇ 離島の学校に在籍する生徒の部活動の県大会参加に係る交通費については、平成29年度から県の助成制度が設けられています。
- ◇ 社会教育活動の拠点として、多くの島において公民館等が設置されています。
- ◇ 文化施設については、中之島に口径60cmの反射望遠鏡を備えた天文台や歴史民俗資料館が設置されています。
硫黄島には民俗博物館「黒木の御所」が整備されており、村の文化財の保護及び観光交流の促進による地域活性化を図っています。
- ◇ また、地域外から招へいして音楽・舞台芸術等の巡回公演が行われているほか、南西諸島特有の文化を有しております、伝統行事が伝承されています。文化財としては、「八朔太鼓踊り」は「薩摩硫黄島のメンドン」として、「悪石島の盆踊り」は「悪石島のボゼ」として、国の重要無形民俗文化財に指定され、ユネスコ無形文化遺産にも登録されています。

第12節 観光の開発の現況及び課題

- ◇ 観光客数

(単位:千人)

地域名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
南西諸島地域	7.3	6.0	5.5	6.0	0.2

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

◇ 年間宿泊者数

(単位:千人)

地域名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
南西諸島地域	7	8	5	2	2

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 観光客数及び宿泊者数は、減少傾向となっています。
- ◇ 三島村およびその周辺の海域について、海岸断崖地等の海岸景観、硫黄岳や稻村岳、昭和硫黄島等の火山景観、それらに続く山地景観を風景形式として、これらと一体的な景観をなす風衝地植生や火山植生、照葉樹林、及び希少野生生物の生息・生育地として重要な地域であることから令和4年4月に県立自然公園に指定されました。
- ◇ トカラ列島は温帯気候から亜熱帯気候への漸移地帯となっており、生物地理学上東洋区と旧北区の境界線上とされ、学術的に重要な地域とされており、各島間の自然景観上の相違も著しく、火山の島、温泉の島、サンゴ礁の島と言った特徴があり、平成4年にトカラ列島県立自然公園に指定されました。
- ◇ また、俊寛伝説や仮面神ボゼ祭りなどの歴史・文化、大名たけのこやイセエビ等の「食」など特色ある観光資源を有しております、ミシマカップヨットレース、トカラ列島島めぐりマラソン大会等の特色ある自然環境を生かしたイベントも開催されています。
- ◇ 受入施設としては、民宿を中心とした宿泊施設などがあるなかで、個人客やグループ客等の旅行形態に対応し、地域特有の動植物や自然環境を生かしながら、体験型観光ツアーや充実などを図る必要があります。
また、民宿経営者の高齢化に伴う廃業や離島における高額な建設費や設備投資に伴い新規参入のハードルが高いなど、時期によって宿泊施設が不足する状況があります。

第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

(1) 国内交流

- ◇ 各島とも、仮面神ボゼ祭り開催に合わせたツアーやジオパークワンデークルーズツアーや、民間旅行会社も巻き込んだ取り組みを実施し、積極的に地域外との交流を行っています。
- ◇ 地域の小中学生等によるジャンベ、スチールドラム等の演奏活動を通して、地域内外との交流を行っています。

◇ 離島留学状況一覧

市町村名	留学名称	実施校名	児童・生徒数 (人)
三島村	しおかぜ留学	三島竹島学園	6
		三島硫黄島学園	9
		三島大里学園	7
		三島片泊学園	3
十島村	十島村山海留学	口之島小中学校	8
		中之島小中学校	3
		諏訪之瀬島小中学校	8
		平島小中学校	6
		悪石島小中学校	7
		小宝島小中学校	2
		宝島小中学校	9
総 計			68

※ 市町村調べ

※ 令和4年6月1日現在

- ◇ 本地域で実施されている離島留学では、都市部の児童生徒に、自然豊かな農山漁村での生活を体験する機会を与えるとともに、少子化、高齢化に伴い、過疎化が進行している地域が留学生を受け入れることにより、将来の移住者や関係人口の増加など地域の活性化や教育の充実が図られています。

(2) 国外交流

- ◇ 三島村においては、アフリカの民族楽器ジャンベを通じてギニアとの交流を行っています。

第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 三島村においては、平成27年9月に三島村・鬼界カルデラジオパークとして日本ジオパークに認定された海岸断崖地形や火山景観、国指定天然記念物「黒島の植物群落」を有しております、令和4年にみしま県立自然公園に指定されています。
- ◇ 十島村においては、「宝島女神山の森林植物群落」が国の天然記念物に指定されているほか、代表的な景観である火山地形、海食崖、サンゴ礁及び野生生物の生息地でもある優れた天然林等の特色ある自然を有し、また、タモトユリなどの固有の植物もある。無人島を含む全域が平成4年にトカラ列島県立自然公園に指定されています。
- ◇ 地域環境の保全を図るため、水環境の保全、騒音等の防止に努めています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

第15節 エネルギー対策の現況及び課題

- ◇ 本地域の電力は、各島における内燃力発電により賄われていますが、それぞれの設備が小規模で、老朽化していることが、産業振興等を図る上で課題となっています。
- ◇ 燃料は、島外から搬入していることから、輸送コスト削減や燃料確保の観点から、再生可能エネルギーや電気自動車の積極的な導入が課題となっています。

- ◇ 太陽光発電は、非常用として、黒島へき地診療所に設置されています。

第16節 國土保全等の現況及び課題

- ◇ 砂防

(土砂災害警戒区域等の指定状況)

(単位:箇所)

区分	急傾斜		土石流		地すべり		合計	
	うち特別							
南西諸島地域	78	77	24	18	2	0	104	95

* 県砂防課調べ(令和5年1月末時点)

- ◇ 治山

(単位:地区数, %)

区分	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率
南西諸島地域	43	12	31	27.9	41	16	25	39.0

* 県森づくり推進課調べ(令和4年3月31日)

- ◇ 本地域は、台風常襲地帯であり、また急峻な地形であることから、土石流等の災害を受けやすい地域であるため、砂防、治山施設等の整備を積極的に進め、國土保全を図っています。
- ◇ 薩摩硫黄島、諏訪之瀬島等の活火山を擁しているため、火山活動による火碎流及び土石流による災害の危険性が高くなっています。活動火山対策として警戒避難体制の整備や噴火時や噴火に備えた施設等の整備を図っています。
- また、活発化する諏訪之瀬島御岳等の火山活動の影響から、土石流災害による被害を防止するため、降灰状況等の監視を行っています。

第17節 移住・定住施策の現況及び課題

- ◇ 本地域全体においては、村の積極的な取組により、近年人口が増加傾向にあります。
- ◇ 一方、少子高齢化の進展やU J I ターン者等の移住により、地域社会の構造も変化してきています。
- ◇ 今後は、地域住民と連携した受入体制の整備や就業支援などの各種支援策により定住促進を図るとともに、地域コミュニティを活性化する必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路及び港湾の整備

(1) 振興方針

- 本土との結びつきの強化と生活圏の広域化をはじめ、観光客等の誘致による交流・定住人口の拡大を図るため、定期航路の維持・改善に努めます。
- 本地域においては、定期航路が本土との主要な交通・輸送手段となっていることから、住民生活の利便性向上や地域産業の振興をはじめ定住促進を図るため、定期船の定期日寄港を確実なものとするとともに、旅客の乗降や荷役作業の安全性を確保するための港湾施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 地元における各種イベントの実施等による交流人口の拡大を図りながら、地域内の各離島と本土及び奄美大島を結ぶ定期航路の維持・改善により、住民の利便性向上や地域間交流を促進します。
- 三島村の港湾については、就航率の向上や出入港時の安全確保を図るための港湾施設や関連施設の整備を進めます。
- 十島村の港湾・漁港については、就航率の向上のための防波堤の整備を進めるとともに、定期船が岸壁兼用の防波堤の一部を利用して荷役作業を行っていることから、乗降客と車両を分離するふ頭用地や岸壁、道路の整備を進めます。

2 航空路及び空港の整備

(1) 振興方針

- 本地域への観光客等の誘致を図るため、飛行場及び場外離着陸場の有効活用に努めます。

(2) 計画の内容

- 滑走路や場周柵等の維持管理を行うとともに、利用促進のための広報活動を行うなど、飛行場及び場外離着陸場の有効利用に努めます。

3 島内交通網の整備

(1) 振興方針

- 地域内における住民の利便性向上や産業の活性化、観光客等との交流促進、人や物資の円滑な流通を確保するため、港湾へのアクセス道路や林道等を含めた道路網の整備を図るとともに、自然環境に配慮したみちづくり、観光産業を支援するみちづくり、既存施設の老朽化対策を含めた災害に強いみちづくりの推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 離島内における距離的・時間的制約の克服を図るため、黒島内の2つの集落及び港湾を結ぶ県道の整備を推進します。
- 地域の実情に応じた狭隘部分の解消や安全確保のための交通安全施設の整備、災害時の避難道の整備など、地域住民の日常生活に欠かすことのできない生活道路や林道等の改良整備や、計画的な維持補修を引き続き推進します。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の

利便性の向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、医療・教育・産業・危機管理など、あらゆる分野においてDXを推進します。

- 集落内の携帯電話不通話地域を解消するため、中継子局の設置を含め不感地域の解消を図るとともに、5G等の高速大容量通信網の整備も視野に格差是正を目指します。
- 三島村においては、令和4年度からデジタル推進員を新たに配置しています。

(2) 計画の内容

- 情報通信基盤の高度化を図り、各種分野におけるICTの利活用を図ります。
- 三島村においては、インターネットによる地域の再生を図るため、ホームページの充実やネット販売及び観光振興のためのWi-Fi機能の整備を図ります。
- 十島村においては、スマートフォンを利用した行政手続により、住民の利便性の向上及び出張所の窓口業務の負担軽減を図っていきます。そのためには、島にデジタル支援員を配置し高齢者等のスマートフォンの利用の支援を行ったり、大手キャリアのスマホ講座等も積極的に受け入れるなど、デジタルデバイドの解消に向けた取り組みが必要です。
- 携帯電話については、国や情報通信事業者等と連携して、不感地域の解消を促進します。また、不感地域の解消や全島での5Gなどの高速大容量の通信網の整備について、引き続き要望していきます。
- テレビについては、現在の受信不良要因を調査し、不良となっている原因の解消を図るとともに、災害に強い施設整備を推進します。また、共聴施設や地上デジタル放送無線共聴設備といった設備の老朽化に対応するため、速やかな更改を行い、安定した受信状況を確保するよう努めます。
- テレビやラジオについて、光ケーブルを活用して安定した配信ができないか検討します。

第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

(1) 振興方針

- 离島航路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 割高となっている離島航路の運賃は、地域間格差の是正や定住促進を図る上での障害となっていることから、関係機関と協議を進めながら、低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり、離島振興を図る上での障害となっていることから、物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進します。
- 車検に係る島外への車両航送費が大きな負担となっていることから、その負担軽減に向けた取組を促進します。

第4節 産業の振興

1 農業

(1) 振興方針

- 地域の特産品等の一次産品を積極的に加工し、販路拡大を推進します。
- たんかん等果樹では平張施設を導入するなど生産振興を図るとともに、省力化樹形による労働条件の改善や共同作業を進め、生産量の維持と商品化率の向上に努めます。

- 地域の基幹産業である畜産については、草地の造成や優良雌牛の導入、飼料生産機械の整備、飼養管理技術の向上等により、低コストで品質の高い肉用子牛の生産振興や畜産経営の安定を図ります。
- 自然環境との調和に配慮しながら、農道、公園等の整備やU J I ターンの促進等により、後継者の確保や若者の定着を図ります。また、高齢者が生きがいをもって農業に従事できる環境整備を進めます。

(2) 計画の内容

- びわやパッションフルーツ等の栽培技術の向上、島外安定出荷に向けた新たな取組（契約取引等販売方法）の検討をするとともに、平張施設等施設化による生産安定を図ります。
- 島バナナや島らっきょうなど特徴のある農作物の生産・販路拡大に取り組むとともに、新規作物の検討・導入を図ります。
- IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥の施用による健全な土づくりなど、環境と調和した農業を推進します。
- 農産物処理加工施設の整備やインターネット等を活用した産直販売の促進などによる販路拡大を図ります。
- 畜産については、飼料畑等の整備による自給飼料の増産や飼養管理技術の向上、繁殖雌牛の導入推進による生産基盤の維持・拡大を図り、家畜防疫の徹底、耕畜連携や環境と調和した農業を推進します。
- 農産物の流通については、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した島外出荷に係る輸送コストの低廉化に向けた取組を促進します。
- 地域の農産物等の特産品を活用した加工品の販売を支援します。
- 「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」といった3つの取組を総合的かつ一体的に進め、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図ります。
- 農家の協力を得ながら農業に関する交流研修体制を整備し、新規就農者の確保・育成などを図ります。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに、加工活動等の女性起業活動を促進します。また、高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。

2 林業

(1) 振興方針

- 森林の有する多面的機能の発揮を図りながら、林道等の路網整備や森林の適正な管理を促進するとともに、たけのこ、椿の実、ヒサカキ等の特用林産物の生産振興と消費者ニーズに対応した特産品の開発・普及を図ります。
- 木材や竹を粉碎し、堆肥化・敷料化するなど、新たな林産物の活用分野を広げます。

(2) 計画の内容

- 森林の有する多面的機能である水源涵養機能や山地災害防止機能等を高度に發揮させるため、適正な森林整備により、健全な森林の育成を図ります。
- 林産物を効率的に搬出するため、林道等の路網の整備を促進するとともに、竹林や椿林の整備、共同集荷など効率的な流通加工体制の整備等により、健康・自然志向に対応した収益性の高い特用林産物の産地づくりを図ります。
- 森林景観の保全を図りながら、木の実の採取などの体験学習の場、森林浴・登山

などの健康増進の場、野鳥観察の場などとして広く活用し、後継者等の人材育成や島内外の人々との交流を促進します。

3 水産業

(1) 振興方針

- 漁業者や漁業協同組合等による自主的な取組を支援しながら、周辺海域の好漁場を生かし、漁船・装備の近代化、安心して利用できる漁港の整備などを進めるとともに、トビウオなどの特産魚を利用した付加価値の高い特産品の開発や安定的な出荷に向けた鮮度保持施設の整備を促進し、生産性の高い水産業の振興を図ります。
- また、これらの取組を通じ、漁業就業者の確保・育成を図ります。

(2) 計画の内容

- イセエビや夜光貝、瀬魚類の資源の増大を図るため、魚礁の設置や漁業者による幼・稚魚の保護などを促進するほか、本地域でしかとれない魚介類等の新たな水産資源の掘り起こしや周辺海域の優良漁場の高度利用を図るため、漁場、水産資源の調査開発を進めます。
- 離島漁業再生支援事業等の国県の事業等を活用し、漁業資源の保護及び育成に努めます。
- 漁業協同組合の経営基盤の強化を促進するとともに、地元漁家の協力を得ながら漁業を体験できる体制の整備により、後継者の確保・育成を図るほか、漁業体験などを通して、地域内外の人々との交流や地域コミュニティの活性化を促進します。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成や漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援するとともに、UJIT TURNER者を中心とした漁業雇用を創出し、後継者育成を図ります。
また、漁場造成や漁業資源の保護と節度ある漁法により、専業漁業者の育成と観光資源としての活用を目指します。
- 本土への効率的な鮮魚等の出荷を確保するため、流通コストの削減に係る取組を促進するほか、製氷・冷蔵・冷凍施設などの流通関連施設や蓄養施設の整備を促進します。
- トビウオ等の特産魚を対象として、消費者ニーズに対応した付加価値の高い特産物の開発を促進するとともに、インターネットを介した産直販売等により販路の拡大を図るほか、新鮮な魚介類を地元で消費することや土産品として提供できる体制の整備を促進します。
- 安全で利用しやすい係留施設をはじめ、防波堤や漁港関連施設の整備等による年間を通じた出漁を確保するとともに、操業の広域化や鹿児島市場への水揚げに対応した漁船の大型化、装備の近代化等を促進します。

4 その他の地域産業

(1) 振興方針

- 製塩業等の地場産業の振興を図りながら、地域資源等を活用した新たな特産品の開発や販路の開拓を促進します。
- 地域の資源を活用した新たな特産品開発やプランディングを促進し、積極的な情報発信による販路拡大を目指すとともに、加工技術の習得を進め、地域ぐるみの6次産業化を推進します。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 地域住民やN P O法人等による自主的な取組を支援しながら、たけのこ、椿の実、薑草、トビウオ等の農林水産物を活用した加工品や、自然塩の製造拡大など、自然・健康志向に対応した付加価値の高い特産品の開発を促進するとともに、ブランドの確立を図ります。
- 加工技術の習得や新商品開発に必要な技術的な支援や研修の場を提供し、特産品の開発を推進します。
- かごしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、E Cサイト等を活用した特産品の販売促進を図ります。
- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進など、農林水産業を担う人材の育成・確保を図るほか、滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成、観光事業者等の資質の向上に努めます。
- 自主的な地域づくりを目指して、リーダーの育成や組織づくりを支援するとともに、地域住民の自主的な話し合い活動を基本に、農村景観の保全や伝統文化・芸能等の継承など地域の中心となって活動する人材の育成を図ります。
- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

第5節 就業の促進

(1) 振興方針

- 交通ネットワークの充実、若者が地元に定着する魅力ある産業おこし、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

(2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や、魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興、地場産業の振興や、医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。
- また、高齢者やU J Iターン者等が知識と経験を生かし、その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。
- U J Iターン者等が就業体験や研修等を受けられる体制を整えるとともに支援策の充実を図ります。
- 場所に制約されない働き方の普及に伴い、離島に対する移住ニーズが高まっていることから、サテライトオフィスの整備等の取組を通じて、移住・定住を促進します。

第6節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 地域住民等によるごみの排出抑制・分別の徹底・減量化・リサイクルを促進するとともに、適正な処理を行うことにより、快適で美しい環境づくりに努めます。
- 少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、U J Iターン者など、誰もが安心して暮らせる住環境の整備を促進します。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、合併処理浄化槽の整備により、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ります。

(2) 計画の内容

- ごみについては、リサイクルや適正な処理を図るため、地域の実情に応じ、処理施設や収集体制の整備を推進します。
- 家電リサイクルについては、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- 生活排水については、合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、住民の生活排水対策に関する意識啓発を図ります。
- 水道については、地域の特性に応じた水源の確保を図るとともに、老朽化施設の計画的な更新及び耐震化を促進します。
- 地域の気候及び風土に十分配慮しながら、老朽化した公営住宅等の建替等を促進します。
- がけ地に近接した危険住宅の移転を促進します。
- 空き家について、利活用により若者の定着やU J I ターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。

第7節 医療の確保等

(1) 振興方針

- へき地医療拠点病院をはじめとする医療機関等が実施する医師派遣や巡回診療を支援することより、地域住民が等しく適切な医療サービスを享受できるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。
- 医療施設の施設・設備の整備を支援するほか、看護師の安定的確保、へき地医療拠点病院と接続する遠隔医療システムの活用促進を図ります。
- へき地医療拠点病院等との連携体制を充実強化し、救急患者搬送などに安定的に対応できる体制づくりと円滑な実施に引き続き取り組みます。
- 妊婦が島外で健康診査する機会や出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。

(2) 計画の内容

- 長期的視点に立って準無医地区の解消を目指しながら、遠隔医療体制の充実やへき地診療所の施設・設備等の整備を支援するなど、へき地診療所の診療機能の拡充を図ります。
- 離島であるがゆえに生じている本土との診療機会の格差是正の方策を検討します。
- へき地医療拠点病院である鹿児島赤十字病院からの医師派遣の充実を図るなど、医師・看護師の安定的確保に努めます。
- へき地医療拠点病院であるいまきいれ総合病院が県医師会・鹿児島大学病院の協力を得て実施する眼科・耳鼻咽喉科などの特定診療科の巡回診療の充実を図るとともに、鹿児島市立病院、鹿児島こども病院による小児科健診などの継続実施を図ります。
- 救急患者搬送の円滑化を図るため、へき地診療所とへき地医療拠点病院等関係機関相互の緊密な連携体制を充実・強化するほか、ドクターへリ等の有効活用に努めます。
- 地域住民の健康管理や健康の保持増進を図るため、「健康かごしま21」等に基づき、地域特性を生かした各種保健活動による疾病の予防、早期発見など包括的な対策を促進します。
- 妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければ

ならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行います。

- 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等の経済的な負担軽減の取組を促進します。

第8節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、地域の実情を踏まえた支援の充実や介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 三島村・十島村の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤整備の促進、効果的な介護予防の取組促進や地域包括ケア体制の推進に努めます。
- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに、地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら、安心して充実した生活を送ることができるよう、心身の状況を把握するとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。
- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 社会福祉協議会や地区コミュニティ協議会等による自主的な地域福祉活動に対する取組を促進しながら、援護を必要とする高齢者等に対し、地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。
- 市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開し、高齢者が豊富な知識・経験・技能を生かして、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどにチャレンジできる取組の促進を図ります。
- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに、地域包括ケアシステムの促進に努めます。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため、研修会の開催や障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進、公共施設のバリアフリー化等の環境整備、障害者福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等の促進を図

ります。

- 地域全体で子どもを育成する環境づくりを促進します。
- 少子化の振興に歯どめをかけるため、出産から子育てに要する費用の負担軽減、及び専門の病院や相談機関のない地域における不安の軽減等を図り、安心して子育てができる環境を整備します。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図ります。

第10節 教育及び文化の振興

(1) 振興方針

- 小規模校の特性を生かした「個別最適な学びを保証し、自主的に学びを進めていく児童生徒を育成」しながら、今後ますます進展する情報化やグローバル化に柔軟に対応できる青少年を育成します。また、来たるべきDX社会の到来に備えて、デジタル社会をたくましく生き抜く教育を積極的に推し進め、情報モラル教育を充実させるとともに、SNSやデジタルコンテンツの日常的かつ効果的な活用についても積極的に取り組みます。
- 本地域には高等学校等がないため、島外の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努めます。
- 地域に根ざした多様な特色ある伝統芸能などの文化財等の保存・伝承や文化活動を促進し、生涯を通した学習機会の充実を図ります。

(2) 計画の内容

- 学校規模に応じた教育内容・方法の改善を図りながら、テレビ会議システムを活用した国内外の学校等との交流学習や、学校外体験活動としてのボランティア活動など、この地域ならではの特色ある教育活動を促進します。
- 本地域を離れ、島外の高等学校等へ通学するための寮・下宿生活等の負担軽減を促進します。
- 学校施設や教職員住宅等については、計画的な改築・改修等の整備の促進に努めます。
- 将来の移住者や関係人口の増加など、村の活性化に大きな効果が期待できるため、「しおかぜ留学」や「山海留学」などの離島留学に関する広報活動を積極的に推進するとともに、十島村においては山海留学生の保護者又はその家族の来島及び滞在費の一部を負担するなど、離島留学制度の一層の拡充を推進し、地域や学校の活性化を図ります。
- 離島の学校に在籍する生徒の部活動等の島外での大会参加に係る交通費等の負担軽減に努めます。
- 地域の自然、文化、伝統芸能等の学習を充実し、優れた文化芸術を体験する機会の拡充を図り、地域の伝承文化の保存・継承を促進します。
- 国指定重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている「薩摩硫黄島のメンドン」、「悪石島のボゼ」をはじめ、国指定天然記念物である「薩摩黒島の森林植物群落」や「宝島女神山の森林植物群落」、県指定の無形民俗文化財である「三島村硫黄島の九月踊り」、「黒島の盆踊り」、県指定天然記念物「諫訪之瀬島ナベダオのツクシヤマザクラ群」、村指定文化財「口之島狂言」、「霜月祭り」など地域の自然、文化、伝統芸能の保存・伝承や国内外に向けた南西諸島特有の文化の発信を行います。
- ジャンベやスチールドラムによる地域活動等を通して、地域内における連帯感の醸成や地域文化の継承を図るとともに、国内外の人々との交流を促進します。

第11節 観光の開発

(1) 振興方針

- 本地域の特色ある観光資源や施設等を生かした個性豊かな観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、定期船で結ばれる地域等と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。
あわせて、宿泊事業者の高齢化による宿泊施設の不足を解消するため新規開業や設備投資に対して支援の充実を図ります。
- 竹島・硫黄島・黒島の自然や火山がつくり出す地形などを生かしたジオパークの取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 本地域への更なる誘客を促進するため、多様な情報発信に努めつつ、各種媒体の活用や域外でのPR活動等による広報宣伝に取り組むとともに、定期船で結ばれる地域等との広域的な観光ルートの形成・定着を図り、旅行商品の造成などに努めます。
- 本地域の地理的特性や観光資源を生かしたトカラ列島島めぐりマラソン大会やマリンスポーツなどの体験プログラムの充実、景観等の整備など個性豊かな観光地づくりに努め、ジオパークや県立自然公園など特色ある自然環境を生かした多彩な滞在交流型観光を積極的に促進します。
- 観光案内板等の設置や観光ボランティアガイドの育成、観光関係事業者の接遇向上及び移動手段の確保など観光客を受け入れる体制や環境の整備などを促進します。
- イセエビなどの新鮮な魚介類や大名たけのこなどの食材を生かした特色ある「食」の提供、地元特産品を活用した新たな土産品の開発などを促進します。

第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興方針

- 青少年を対象とした体験学習やヨットレースなどのイベントの開催、スポーツ合宿の誘致、ジャンベを通したアフリカとの交流、出身者等の関係人口によるネットワークを用い、国内外との交流・連携を積極的に促進し、地域社会の活性化とUJターン等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。

(2) 計画の内容

- 農林水産業と連携した滞在交流型観光や地域をあげて実施されるヨットレースなどのイベント、仮面神ボゼなどの伝統芸能、地域の特色ある民俗・文化等に関する教育研究機関や学生等の学外活動やスポーツ合宿誘致などを通して、住民と来島者及び来島者同士の交流を促進します。
- 出身者や島に興味を持っている人々の、島の良き理解者・支援者としてのネットワーク化を強化しながら交流・連携を図るとともに、リモートシステム等も活用しながら、学校間、島間も含め、地域内外の交流促進を図ります。
- ジャンベスクールを拠点にジャンベを活用した地域づくりに取り組むとともに、国内はもとより、アジアにおけるジャンベの拠点として、広く海外との交流を促進します。

第13節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好的な地域環境を維持するため、村との連携により、水環境の保全、騒音等の防

止に努めます。

- 村固有の動植物が生息しているが、乱獲、生活基盤の整備が進み、環境が変化していること、及び外来生物の入り込み等により、その生態系が脅かされることが危惧されることから、適正な利活用を図るとともに、適宜、必要に応じて専門家等の意見を聞きながら、必要な保護区の設定、自然環境の保全・再生を図ります。
外来種を含む野生の山羊の被害（ダニの媒介、牧場や果樹園等への侵入による食害等）など有害動物等の捕獲に必要な対策を講じます。
- 国、村、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

（2）計画の内容

- 農業における施肥量の低減、家畜糞尿の適正処理、生活排水対策等による水質保全対策を推進します。
- 住民生活に影響を及ぼしている有害鳥獣の捕獲等に努めます。
- 県立自然公園条例等の保護制度による管理・保護を継続して行います。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。

第14節 エネルギー対策の推進

（1）振興方針

- 災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、再生可能エネルギーの活用を促進します。
- 住民生活の向上や産業振興に不可欠な電力については、安定的な供給がなされるよう努めます。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。
- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。

（2）計画の内容

- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資することから、今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、太陽光発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 電気事業者によるスマートグリッドの導入等電力の安定供給を図ります。
- 各島の電力は小規模内燃力発電で賄われており、住民生活の向上や産業振興にとって電力の安定的な供給は不可欠なものであることから、電気事業者等と連携しながら、必要な電力の確保に努めます。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

第15節 國土保全施設等の整備その他の防災対策

（1）振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靭化」を推進し、防災・減災、国土強靭化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する国土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 津波等の災害に備え、避難経路や避難施設の整備を図ります。
- 防災行政無線等の整備を図るとともに、消防団に対する訓練・研修を充実します。
- 自主防災組織の育成や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及及び防災意識の高揚を図ります。
- 避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を促進するなど、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。
- 薩摩硫黄島、諏訪之瀬島、口之島、中之島の活動火山対策として、港湾・道路等の整備や維持管理に努めるほか、防災教室の開催や住民・関係機関が一体となった防災避難訓練の実施等による住民の防災意識の向上を図ります。

第16節 移住・定住施策の促進

(1) 振興方針

- 地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進します。
- 移住者の多様な暮らしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

(2) 計画の内容

- ホームページ等を活用し、移住・定住に必要な情報発信を行います。
- 住民が主体となって行う地域コミュニティの活性化に向けた活動や、地域リーダーの育成を支援する体制づくりを促進します。
- U J I ターン者等が地域に定住できるように、側面的な支援を行うための地域による定住対策プロジェクトチームの設置など、受入・支援体制づくりを図るとともに、住環境の整備や就業支援など各種支援策の充実を促進します。
- 場所に制約されない働き方の普及に伴い、離島に対する移住ニーズが高まっていることから、サテライトオフィスの整備等の取組を通じて、移住・定住を促進します。
- 空き家の利活用により若者の定着やU J I ターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。

第17節 地域の振興に関するその他の事項

(1) 振興方針

- 人口減少や高齢化の進む地域の住民が、日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ります。

(2) 計画の内容

- 人口減少や高齢化の進展により、日用品の買い物や島内移動等の日常生活への支障が懸念される場合には、島民の日常生活機能を補完する取組等を行います。